

## G・F・ヴァーベック論(3)

古田 榮 作

### (D) 「岩倉使節団」とヴァーベック

グリフィスは“Verbeck of Japan”の一章を“The Great Embassy to Christendom”と題して、次のような章句で始めている。

おそらく、一八七一年の最も注目すべき事件はキリスト教諸国への、すなわち、欧米への、大使節の派遣であり、一切の誇張を排した上で、それはギドー・F・ヴァーベックが発案者で且つ組織者 (originator and organizer) であると言いうるであろう。<sup>①</sup>

一八七一年一月二一日付の書簡で、彼は書いている。

昨日の朝、私は時計が4時を打つと起きて、午後5時から11時迄続いた、合衆国領事と日本の首相との会見を終えるまで、終日、仕事をしました。今月一七日の先週金曜日に私は天皇に拝謁する光栄に浴しました。<sup>②</sup>

政府は欧米に特命全権使節 (a very superior embassy) を派遣することになりました。私は貴殿宛の (特別な) 書簡を使節団員のある者に渡すでしょう。使節団はサン・フランシスコに向けて12月22日に出帆する予定です。使節の責任者は、(ニュー・ブランズウィックに滞在中の) 龍と旭の父親であり、首相であり、帝国における最も影響力のある人です。この使節の派遣が長期にわたって期待されてきた、キリスト教への寛容 (toleration of Christianity) をもたらすか、もしくは少なくとも、近づけるかを多大の貢献をなすことは私の希望であり祈りです。<sup>③</sup>

更に一二月二一日付の書簡では、

なお、私は、私をよく知っている岩倉氏への紹介状を同封いたします。彼は、龍と旭の父親で、天皇に次ぐ人物です。私が現在言うことができるのは、私がこの使節派遣の企画の作成において、言葉では表わし得ない程の関係をもってきた事と、日本人が自分たちの方から進んでそうしようとはしないので、公然と遠い所からヒントを与えるということではすまなかつたという事だけです。本当は、私は黙々と仕事を進めるのが好きなのです。<sup>④</sup>

本便でも、私はこれらのほんの僅かで、内容の乏しい数行だけで満足していただくかなくてはなりません。「トリビューン」紙で貴殿は使節の最善の記事を見られるでしょう。使節団一行の八、九名は以前の私の教え子です。私達はよき成果が挙げられる事、更には、神の祝福の下に、宗教的寛容の賜物が与えられん事を祈ります。私はその実現に向けて私の成しうるすべてをしております。<sup>⑤</sup>

恐れ入りますが、私からの言葉を添えて、同封の手紙をドレマス夫人およびドッジ氏 (Mrs. Doremus and Mr. Dodge) にお渡し下さいませんか？ 私は岩倉氏にこの書簡を出したことを話しました。もしドレマス夫人が数人の婦人を携えて、女子教育の目的(= cause)を訴えようとするなら、そのことが大変喜ばれ、すばらしい成果をもたらすであろうと、確信しております。<sup>⑥</sup> グリフィスは、この最後の一句に対して

私達は、日本における「女子教育」が婦人の進歩に置ける岩倉氏の関心の故に心強い影響を被っている、とのみ付け加える必要がある。<sup>⑦</sup> と、コメントしている。

欧米への使節団の派遣の主たる目的は、日本が主権国家としての完全な認知を得るための、諸条約における治外法権条項の撤廃の獲得であった。この使節団の派遣に対して、ヴァーベックは、その端緒を開いていた。

有力な友人たちが、私に外国へ使節を派遣することは、この秋か冬になる可能性があると話してくれました。このことが私に次の文書(= ブリーフ・スケッチ)を作成することを暗示したのです。この文書を私は一八六九年の六月一日頃、秘かに私の友人大隈に送りました。大隈は当時も現在でも、政府の重要人物の一人です。私はこの文書が同氏の手に入ったので満足して、そのままに放置して、そのことに関して、決して人に語ることも、あるいは更に質問されることもありませんでした。この文書を届けられた当事者からも、そのことについて、

何も聞かれず、放置していました。そのうち時は流れて、遂に政府にあらゆる外国との条約改正の期日、すなわち一八七二年七月五日が切迫したので、非常に苦慮したのです。<sup>⑧</sup>

一八七一年一〇月二六日、岩倉が私に同邸に来るようにと行ってきました。まず普通の儀礼的な挨拶を終えると、「貴殿は文書を書いて、政府高官の一人にそれを手渡したことはないか。」というのが、彼の最初の質問でした。

「思い出せません。もつと率直にお話し下さい（『Please, be plainer.』）」

「かなり前に、何かを大隈に送ったことはございませんか？」

「思い出しながら、私は『二年以上も前だったでしょうか、欧米への使節の派遣について、ですね？』——閣下は意味深長にうなずかれました。」

「私は、『当時は事態はもつと重大だったようです。今ではその事についてはすべてを思い出すことはできません。時勢は変わりました。今ではそれは事宜にかなわないかも知れません。』と答えました。」

「『今こそ、正にその時期なのだ。私は未だその文書を見ていませんし、ほんの三日前にそれについて聞いただけです。明日、私はその文書を手にする手筈です。しかし、どうか私に貴殿がそれに関して今覚えていることをすべてお話ししてください。』」

「そういう話し続けて、とうとう三日後の、十日二九日に、その文書を手にして、その問題全体についてももう一度話し合うために会見を約束しました。そして、私達は、一節一節について話し合いを致しました。最後に彼は私に、私の提案（『program』）を文字通りに実行に移すことが彼に（『政府』）がなさねばならないことそのものであり、唯一のすべきことである、と言った。その後、何回も会見がおこなわれ、それ（『会見』）は時には深更にまで及んだ。<sup>⑨</sup>

「使節は（二年以上前に私が心を込めて種を播いた）私の文書に従って組織された。私の文書が岩倉と天皇に知られるようになってから二ヶ月後にそれは出帆した。どのようにして彼等（『岩倉氏等』）が条約改正の真近の難局を乗り切ることができたのであろうか？もし岩倉氏がその任に当たらなければ（『If Iwakura was not on the spot』）、いかなる成果も全く生まれなかったでしょう。どのようにして彼等はその偉大な事業に対して自らを適応させたのでしょうか？私の提案を実施することによってです。主要なメンバーではなかったけれども、私が

使節団の団員の二人を推薦したのです。私が彼等が通っていくべき旅程を設定したのです。しかしこのすべてが、私達の心情の最も近くにあるものに比べれば、取るに足らないものであった。私は、私達の目的と私達への寛容に係わるものに対しては、すべての部分を単に損失と見做した。もし主がこの場合や他の場合に関して私にこの国民に、何が実際に(宗教的な)寛容であり、またそのことについて何が彼等に(この国民に)期待されているかを示す機会を与えるならば、これこそ『主に祝福あれ、わが魂よ』と私に言わせしめるものである。そしてそのこと(『信教の自由』)に最も関与している正にその人がそれをこれまで誤解してきており、今そのことを理解するようになったことについて、私は幾多の証拠をもっている。<sup>⑩</sup>

「何故、大隈がこの文書をそれほど長期間自分の手元に持っていたかを、貴殿はお尋ねになるでしょう。私もそのように質問しましたが、私は、私がそれ(『この文書』)を渡した時は、強烈な攘夷感の残る時代で(一八六九年)、(以前私の教え子であった)大隈は、彼が(『大隈』)すでにその時に多くの保守的な人たちから改宗しているのではないかと疑われていたので、それ(『この文書』)を他人に見せることが彼の高い地位を危うくするかもしれないので、それを他人に見せることを恐れたのであった、と話された。しかししばらくして彼はそれを友人と同僚に見せ、そうして、もつとも都合の良い時期に政府首脳の下に達するまで、それ(『文書』)は静かにその効力を発揮したのだったのです。<sup>⑪</sup>

「確かに私は私が忍耐力のないことを恥ずかしく思っています。私は今一度、神の時が人間の時でないことを教えられました。しかし貴殿はこれに関する事態のすべてを御存じないので、(失礼ですが)このすべてを理解し、判断することはできないだろうと思います。しかしもし私が公表のために言ったり書いたりすることをしないで、私が時間と機会とを浪費してはいないことおよび、私が表向きには教育事業に従事している間も、神が機会を与えるままに、私は心と手許にふれるあらゆることの中で最も重大な目的を持ち続けていることは、すくなくとも貴殿にお知らせする次第です。<sup>⑫</sup>

「今、このことのすべてを私は公衆に対してではなく貴殿にのみ書いています。というのは、前にも申し上げたように、こうしたことの公表は直接には私の不変の行動原理に反するものですし、私の評判を落とすものでしょうし、また十二年掛けてすこしずつかちえてきた、人々からの信頼を失ってしまうからです。その上、この使節の派遣の起案の外面的名譽は彼等(『日本政府』)にあるとするという、私と岩倉氏との間に了解されている策略があったのです。また、もし私達がその利益、(宗教的な)寛容およびその計り知れない影響を、一部は直ち



に、だがつつとこの使節の帰国後には、手にすることが確實であれば、単なる名声や名誉に誰が気を使うでしょうか？<sup>⑭</sup>

「その上、私と私の行動とを羨望を持って見ている領事たちの一団がいますし、理由もなく彼等の怒りに心を動かすことは正しくなく、もしくは好都合でもない。各人は彼の行動の領域を持っており、私も自分の領域を他人に侵害されずに自分自身の領域の内部で行動をしていくことを好ましいと思っている。名声は取るに足らず、現実的な成果がすべてである。昔からの友人と貴殿のような、同志を除いては、誤解されるかもしれないので、私は上記の事を書くという冒険はしないでしよう。慈悲と信頼をもってこのことを受け止めていただきたい。（北京に滞在中の）ウィリアムス博士は当所に一、兩日滞在します。伊勢はこの便で向かいます。柳本は今回は行くことが出来ません。

「どうかこの早急な結論をお許し下さい。友愛の心をこめて、私を信じて下さい。

敬具

G・F・ヴァーベック

神学博士J・M・フェリス師<sup>⑮</sup>

こうした外交使節の派遣に関する文書について、グリフィスは

これ程までに堂々と日本を世界の仲間入りさせる、大使節団の目的の提案をし且つ概略を形づくる端緒となる文書は、フールスキャップで12ページにも及ぶヴァーベック氏自身の手書きのものであった。その中で、彼は政治的および宗教的なすべての派閥（『parties』）が相当すべきであり組織と航路の一切の詳細が明らかにされることを勧告している。この文書には、「一八六九年六月十一日に、大隈（重信）に送付。一八七一年一〇月二六日および二十九日に再入手」との但し書きが残されていた（『It is subscribed』）。<sup>⑮</sup>

と、コメントしており、ヴァーベックが大隈への助言ないしは勧告として送付した文書であることをしめしている。のちに「ブリーフ・スケッチ」とよばれるようになるこの文書については後述することとして、外交使節の派遣についての大隈の姿勢を彼自身の回想するところから見てもみよう。

「明治五年、即ち『廃藩置縣』を断行したる翌年は、諸外国との條約を改正すべき期限にして、其條約は幕府の末葉、内憂外患交々至

り、為めに當局者も大に惶感を極むる際に於て、殆と言はるるままに締結したるものにて、義に悖り、理に背き、痛く我國權と國利とに屈辱を與へたるものなれば、能ふへくは其期限を待つまでもなく之か改正を企畫せざるへからざる程なるに、況して予約の改正期限も已に一年の後に迫りたる以上は、如何にもして其改正を斷行完成し、以て國權國利の屈辱を伸雪せざるへからず。<sup>⑩</sup>

「翻つて外政を見るに。前にも述べたる如く、條約改正の期は近く明年に迫り、一たひ此機を失すれば、永く我國權と國利との屈辱を雪く能はざらんとするの場合に際會せり。條約改正の事業は當時に於て最困最難なる大問題なりしか如く、此時に於ても最困最難なる大問題にして之を完成するには、敏腕豪膽なる大政治家を待たざる可からず。否な、其當時に於て敏腕豪膽なる大政治家の為すへき大事業は、條約改正を捨て他に之あらざりし。かかる大事業を完成するに當り、先づ起りし問題は其改正の談判は、我東京に於て為すへき乎、將た遠き外国に於て為すへき乎とのことにして、當局者も是には頗ふる迷ひたり。蓋し歐米の諸外國人は、我日本を以て半開の國と為して之を輕侮し、特に幕府の末葉や維新の當初の如きは、我國か牆内の鬨争紛乱の爲め深く他を顧慮するの暇なきに乗じて自から利する所あらんとし、頗る暴慢無禮の言動を為せしのみならず、往々にして條約外の舉措すら為せし程なるを以て、今茲に其公使等を捉へ、我東京に於て改正の談判を試みるも、其成效甚だ寛束なきことは固より言ふまでもなき所。左ればとて、使節を外国に派して其談判を為さしめしも、亦決して容易のことあらず、且必らずしも成效の望みあるにはあらず。時の當局者か其為す所に迷ひて苦慮する所ありしは、決して偶然にあらざるなり。

此時に當り、余は以為らく「我東京に於て改正の談判を為すは固より効なかるへし。使節を諸外国に派し、彼地に於て談判を試みんには如かず。左れと是固より完全の成效を期すへからず。何となれば彼歐米諸國は、未だ我日本あるを知らざる程なればなり。偶々之を知るものあるも、僅に半開の國として之を知り、未だ國情民俗を審にせざる程なればなり。故に今日の急務は先づ使節を彼地に派遣し、彼地の人をして我日本を知らしめ、我か日本の國情民俗を審にせしむるを努むるに在り。是實に條約改正の大事業を完成する方途なり、否な捷徑なり」と。

余は此議を主張し、幸ひにして、容れられなは自ら進んで使節の任に當らんことを請ひしに、閣僚とても左したる異存なく、一應は余かに發議に決せり。

然るに、余の発議は、其後頓て内閣の一大問題と為り、始めは單に二三人の人士を余に従へて派遣せんと議に過ぎざりしもの今は一轉して一百に近き多數の人員を外国視察隊として派遣することと為れり。蓋し内政の事は軍事にせよ、財政にせよ、將た地方制度にせよ、苟くも至高至尊の君主権を以て之に臨めば、其處理裁斷甚た難からず。……惟、外交條約に至りては、曾て一たび我膝を屈したるもの、改正するには自他の合意を得ざるへからずことと為り居るを居て、如何に敏腕豪膽なる政治家も心のままに之を處斷する譯には行かず、空しく脾肉を撫して憤慨するのは外はなし。左れば成るべく速かに使節を派遣して諸外国に説て、條約改正に合意せしむるは當時の急務なるのみならず、何を為しても成らざるなき内政すら、薩長の軋轢、官吏の衝突の爲め、其處理裁斷の困難を極めて諸般の改革、改新の阻格せらるる弊患を芟除するは、出来るだけ其人々を外国に派遣し、謂ゆる「鬼の留守に洗濯」と云ふ調子にて、其間に充分なる改革、整理を断行するにありしを以て、兎も角も、成るべく速かに、且出来るだけ多數の人を派遣すへしとて、扱は一百に近き多人數を派遣するに至りしなり。

薩長の軋轢の事情は、今茲に繰返すまでもなし。個々の官吏に就きて之を見れば、其久しく因襲し来りし封建的性習を帶ふる者と、當時新に輸入せられし學術に依りて養成せられたる進歩的思想を有する者との間に、容易ならざる衝突を惹起し。其衝突は延きて政務處斷の上に影響を及ぼし、混雜紛擾の窮まりなまより「斯くては逆も詮方なければ、出来るだけ多く之を外国に派遣することと為すへし。是一方には諸外国をして我日本あるを知らしむると同時に、他方には性習思想の衝突を拒き且和らく所以の途なり」とのことより、始は單に條約改正のことのみを以て惟一の目的と為せし使節派遣も、今は内政と外交とに關する幾多の目的を以て決行せらるることと為りたり。<sup>⑩</sup>

「我政府が歐米諸国に向つて使節を派遣するの議を決せしは、明治四年十月の事なり。其使節は、翌年十一月十日を以て東京を發し、巡遊の途に上りぬ。

時の外務卿たる岩倉具視其大使たり。參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳の四氏之が副と為り。之に従属する理事官あり、書記官あり。何れも皆斯く省より撰抜したるものにして、其一行の數、實に半百を越えたり<sup>⑪</sup>。

「蓋し、使節派遣の事は、素と余の發議にかかり、余は自ら進んで使節の任に當らんことを望み、且時の内閣の大立者、政治の原動力として重望を囑せらるる木戸、大久保の如きは、留りて内政の整理に盡瘁するこそ宜からんと思ひしに、世は意外の點に結果を見るもの

にて、留まるへしと思ひし木戸、大久保は留まらずして外に出て、往かんと思ひし余は往く能はずして内に留り、内外の衝に當りて其實權實務を掌握するの大任を負はざるへからずに至りしこそ是非なけれ。斯くて使節を出發することとなり、内には徒た員に加はれる三條と、まだ中央政府の事情に通曉せざる西郷、板垣とを首班とし、閣僚として國務を處理することと為りたるに就きては、其間に何時如何なる紛議を生し、葛藤を惹起すやも測るへらかず。……<sup>19)</sup>

こうした大隈の回想は、ヴァーベックの助言を受けた大隈が閣議で条約改正を目的とする外交使節の派遣を發議したこと、大隈の構想した外交使節団は極く小人数のものであり、彼自身がその团长として外交交渉に当たれることを前提としていた。しかし、この条約改正のための外交使節の派遣についての大隈の構想は、使節の派遣という基本線だけが採用され、使節の規模、使節の人事等にかんしては、大隈の構想から大きく離れてしまっていた。大隈が条約改正の捷徑として捉えた「彼地の人をして我日本を知らしめ、我か日本の国情民俗を審にせしむるを努むる」事は、「薩長の軋轢、官吏の衝突の爲め其處理裁断の困難を極めて諸般の改革、改新の阻格せらるる弊患を芟除するは、出来るだけ其人々を外国に派遣し、謂ゆる『鬼の留守に洗濯』と云ふ調子にて、其間に充分なる改革、整理を断行するにありしを以て、兎も角も、成るべく速かに、且出来るだけ多數の人を派遣すへし」という内政上の諸改革の阻格の弊患の芟除の名目の下に、直面する内政上の困難から目を転じさせ、渦中の人々の間の軋轢の解消を期して、多人数の使節団の派遣が決定されたのである。

大隈の条約改正交渉に当たれるべき外交使節団の派遣に関する回想は、①条約改正に関する諸外国との交渉を、日本に於いてではなく、外国でなすべきであると閣議で提起したのは、他ならぬ大隈自身であり、②その交渉では、諸外国の爲政者に、日本を知らしめ、日本の国情民俗を審らかにするよう努めること、③その交渉の任に大隈が当たること、④内政上も多事であるので、交渉使節の規模は、責任者と二三の従者からなるものであったが、閣議での決定は、大隈を外交交渉の任から外し、使節団の規模も五十人程の大規模なものとなり、この使節団に同行した留学生を含めれば百人を上回るものとなったのである。

大隈重信の「条約改正交渉に関する回想」は、明治維新当初に幕府から不平等条約をひきついだ新政府は、対外和親の声明を發するとともに、締盟各国の公使に条約継承の国書を交付し、国内に対しても「是迄於幕府取結条約ノ中、弊害有之候件々、利害得失公議ノ上御改可被為存候……」と布告し（慶応四年一月十五日）、その後更に各国公使に対しても条約中に「名実不当之廉有之」と改正商議の開始を要請

し、その意向を通告しており（明治元年十二月二十三日）、条約改正交渉の時期（明治五年五月）に先立って「条約改正」を不可避の課題として受けとめていた。<sup>27</sup> 維新政府はその準備として、「改正条約案」の作成のための人事体制の拡張がなされ、「訳局」開設、「条約改定順序」の作定、条約改正交渉準備専任の「取調掛」の設置（後の「改正掛」）などがなされ、この「取調掛」の設置は諸官庁の苦情で遷延され、やっと明治四年二月に刑部中判事津田真道と大学大丞兼集議判官神田孝平に本官を以て外務省出仕を命じた。津田、神田のほかに「下調御用掛」として「改正条約案」の起草に関わったのは、外務大丞中野健明、外務少丞田辺太一、外務省文書司権正渡辺洪基、外務大佑柴田昌吉、大庭景孝らであり、<sup>28</sup> 明治四年三月十九日には、参議の大隈重信と大蔵省出仕吉田清成が「各国条約改定御用掛」に起用された。大隈が「各国条約改定御用掛」に起用されたことは、内閣内で条約改正の担当官を決定したこととなり、この後しばらく大隈が主になって条約改正事務を推進することとなる。<sup>29</sup>

神田、田辺らの「改正掛」は、先ず「各国条約異同沿革一覽」を作成し、四月十五日には「擬新定条約草本」を閲了し、沢外務卿に提出し、これが外務省から太政官弁官を経て閣僚の協議にまわされ、この間に各省院、さらには洋学者が多数を占める南校にも回覧されて、意見の聴取がなされている。<sup>30</sup>

国内でのかような「条約改正」に向けての準備の進行にともなう、外務省は閣議決裁を受けた「従来ノ条約再議可致理有ノ就テハ追々取調、不都合ノ廉々ハ右期限ヲ以テ改定可致義モ可有之候間、此段御心得迄御報知及ヒ置候」<sup>31</sup>との外務卿、外務大輔名の各国公使宛の通告を五月十三日に発している。六月九日に沢外務卿は、三条太政大臣と岩倉大納言に対して、

「条約改定之義は重大之義に付、過日省中見込書入御覽、諸官省えも御下問ニ相成候処、追々諸官省よりも見込可申上と存候処、右改定之義ハ担当仕候全権之者無之候ては不相成候間、過日大隈参議右改定掛り被仰付候未之義ニ付、何卒同人并諸官省之中御人撰ニて右改定御委任状賜候様願上候、尤右頭取ノ全権ハ大隈氏一人ニて可然候得共、補助致し候者ハ諸省より御人撰ニて四五人有之候様致度存候、左候得は速ニ取調行届御不都合無之義と存候間、至急御沙汰相成候様致度此段申上候也

六月九日

尚々右改定之義は外之事務取扱候片手ニて致し候様ニては迎も行届き不申と存候間右御委任状給候後は重々右取調ニ取掛り候様致し度

存候間此段も申上置候

宜嘉

三条殿

岩倉殿<sup>27</sup>

この沢外務卿の上申は、三条・岩倉から大隈参議に回付されたままで、沢外務卿の退陣(明治四年七月十四日)で流れてしまう。<sup>28</sup>大隈も「昔日譚」に見たように、この当時条約改正問題に野心を抱いていた模様であり、閣議での「条約改正交渉使節の派遣の発議」とも関連し、閣議でのこの件に関しての大隈の発議は沢外務卿の辞任以後と推定されうる。八月中・下旬の木戸・大久保両者の「日記」に「条約改正交渉の使節」の記事が散出しており、この兩人、更には岩倉の間で、「条約改正交渉の使節」、各人の「洋行」についての盛んに論じられている。<sup>29</sup>さらに、この八月には大久保外務卿と井上馨外務大輔の連名の「関税改正に関する意見書」が正院に出され、「万国普遍ノ公理ニ拠リ従来関涉ノ宿弊ヲ脱シ、至公ノ条約ニ改定致シ前書輸出入税目等ノ儀ハ全ク我ノ特裁ニ帰シ、物産ノ多寡流融ノ実況ニ応シ便宜適正ノ処分相成候ハ、物産ノ洪利富強ノ基礎相立、随テ特立ノ威柄モ相備リ可申事ニテ、此条約改正ノ一挙ハ実ニ御国ノ隆替ニ関涉シ不容易重件ニシテ然モ其枢要ハ能普通ノ公理ニ依リ至公ノ改定ヲ遂ケ、前書輸出入物品税及商則等全ク我政府ノ特裁ニ帰セシムルニ帰着可致儀ト奉存候<sup>30</sup>」という内容のこの意見書は同八月二十八日には、太政官より外務省に回達されている。この意見書に見られるように、条約改正に際して関税自主権の回復の実現を「万国普遍の公理」に則って計ろうとする如く、政府中枢において「条約改正論議」が熱を込めて、激しく戦わされたのである。

九月にはこの条約改正外交交渉使節団派遣の「事由書」が示され、同九月十五日には岩倉外務卿、寺島外務大輔、山口外務少輔連名の、すなわち担当部局である、外務省の「事由書」に対する答申が出され、使節団の使命、目的、目標が確定していく。「事由書」の明示する使節団の目的は、「①我政体更新ニ由テ更ニ和親ヲ篤スル為メ聘問ノ礼ヲ修シ、②条約改正ニヨリ我政府ノ目的ト期望スル処トテ各国政府ニ報告商議スルニアリ、③欧亜諸州開化最盛ノ国体諸法律諸規則等実務ニ処シテ妨ケナキヲ親見シ、其公法然ルヘキ方法ヲ採リ、之ヲ我國民ニ施設スル方略ヲ目的スル<sup>31</sup>」であり、その目標(＝展望)は②の条約改正に関する各国政府への報告商議と関わって「此ノ報告ト商議ハ彼ヨリ

論セントスル事件ヲ我ヨリ先発シ、彼ヨリ求ル処ヲ我ヨリ彼ニ求ル所以ナレハ、議論モ伸ル処有ニ必ス我論説ヲ至当ナル事トシ、之二同意シ相当ノ目的ト考案トヲ与フヘシ、其目的ト考案ヲ採リ商量合議セハ、其事ヲ实地ニ施行スル時限ヲ（大凡三年ヲ目的トス）延ルノ談判ヲ整へ了ルモ亦至難ノ事ニアラサルヘシ<sup>⑳</sup>とし、これに加えて③の欧米の文物調査についてはこれを三部門に分類して「第一課 制度法律ノ理論ト其実際ニ行ル<sup>㉑</sup>、処ト研究シ、外国事務局、議事院、裁判所、会計局等ノ体裁ト現ニ其事務ヲ行フ景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ目的ヲ立ツヘシ。第二課 理財會計ニ関スル法則、租税法、国債、紙幣、官民為替、火災海上、盗難受合等ヨリ、貿易工作汽車、電線、郵便ノ諸会社、金銀製造所、諸工場等方法規則ヲ研究シ、及ヒ其体裁ト現ニ行ハルル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ目的ヲ立ツヘシ。第三課 各国教育ノ諸規則、乃チ国民教育ノ方法官民ノ学校取建方、費用集合ノ法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民学校、貿易学校、諸芸術学校、病院、育幼院等ノ体裁及現ニ行ハルル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ方法ヲ目的トスヘシ<sup>㉒</sup>と我国近代化への課題を政治制度、経済、教育の三方面に求め、先進欧米諸国の文明の採用を「和魂洋才」的な「採長補短」の態度で実現するための調査として位置付けている。これらの諸目的、諸課題の中でも、政府中枢の関心事となっていたものは、国の経済の根幹に関わる「自主関税権の回復」の課題であり、この使節団による外交交渉では実現しなくとも、三ヶ年の交渉の後には是非とも実現させようとの意欲が明確に示されている。

太政官もこうした論議を踏まえて、十月八日には「特命全権大使・同副使、一等書記官・二等書記官」の発令をなし、更に同十月二十七日には、「特命全権大使・副使」五名連記の「条約改正談判の為希望の税目及理由早々調査の依頼」<sup>㉓</sup>が出、大蔵省がこれに対する返答として十一月一日に、井上馨大蔵大輔、吉田清成大蔵少輔連名で「租税及関税の改正並に輸出入の利害に関する意見書」<sup>㉔</sup>を出し、関税自主権の回復が輸入税を重くし、輸出税を軽減し、田租（地租）の軽減化を可能にしうる展望を明示したのでありこの「条約改正交渉」への最大の関心事が「自主関税権」の回復であり、その実現により、田租の軽減、物品税及び印税の賦課を施行し、独立国家としての経済の基盤の確立を、すなわち国家財政基盤の確立を実現しようとしたものである。

「条約改正交渉の使節団」は、諸外国政府への聘礼、「条約改正の実現」、先進欧米諸国の文明的諸物の調査を目的とし、<sup>㉕</sup>具体的には次の使命を帯びた使節となった。

- 一、使命ノ大旨国書ヲ体シ、列国条約及税則ヲ審考シ国ノ権理ト利益トヲ失ハサル事ニ注意シ、談判ノ条理、処事ノ例規、単ニ公法ニ照準シ内勅及条約改正ニヨリ目的ノ件々實際履行スヘキ順序ノ別勅旨ヲ奉シ、便宜従事スヘシ
- 一、馬関償金ノ事ハ便宜談判ヲ遂クヘシ、若シ外国人民利益トナルヘキ事ト交換ノ談判ニ涉ルコトアリトモ無税又ハ減税等ノ談判ハ受クヘカラス

但自後開港ノ談判ニ及フ時ハ越前敦賀志摩島羽三陸中ニテ一ヶ所、北海道ニテ一ヶ所ノ内一港ヲ開ク談判約束ヲナシ得ヘシ

新潟港ヲ閉チ別ニ一港ヲ開ク談判ニ及フ時ハ、前ニ載ル港ノ内ヲ以テ之ニ換ルノ談判約束ヲナスヘシ

- 一、各国ニ於テ要用ノ人物ヲ選テ之ヲ雇ヒ、及器具ヲ購スル事ヲ専決シ、理事官ヨリ此事ヲ申請スル時ハ之ヲ可否判断スヘシ
- 一、条約アル国々ノ内未タ弁務ヲ派出セサル国ニ弁務使ヲ置クコトヲ約束スルヲ得ヘシ、而シテ一国ニ一員ヲ置キ、或ハ兩國ヲ兼任セシムルハ便宜考定シテ其状ヲ具シ報告スヘシ

- 一、各理事官ヲ各国ニ分遣シ、担当ノ科目ヲ研究習学セシムルハ实地談判ノ便宜ニ從ヒ之ヲ定メ、及其行事ノ循序期限等之ヲ指揮スヘシ
- 一、随行ノ官員其材ヲ量テ之ニ科目ヲ分チ、各国ニ留メテ研究習学セシメ、及各国ニ官費ヲ以テ留学スル生徒ノ分科修業ヲ検査案定シ、失行無状ノモノハ帰国ヲ申渡スヘシ

但留学生徒ノ費用ヲ裁省シ其方ヲ検定スヘシ

- 一、諸官員ノ行状ニ注意シ訴訟アル時ハ之ヲ裁断シ、悲違ヲ犯ス事アルカ、或ハ奉職無状ナルコトアラハ其状ヲ具シ、帰国ヲ申渡スヘシ
  - 一、各国往復ノ公書談判ノ顛末其時々要旨ヲ書録シ速ニ之ヲ報告スヘシ
  - 一、凡テ談判ノ旨趣副使一同予議シ独自ノ専断スヘカラス
- 右勅旨件々宜ク遵奉シテ愆ルコト勿ルヘシ

別勅旨

条約改正ニ付目的トシタル件々ヲ實際ニ履行スヘキ順序

奉勅 太政大臣 三条 実美 花押<sup>Ⓢ</sup>



- 一、三府五港ニハ各国ノ人民ノ来往ヲ許シタルニ付、以来外国人居留地ノ區別ヲ廢シ彼我人民自由ニ雜居スル事ヲ許スヘシ
  - 一、右ノ外国人等ハ、都テ日本政府ノ法律ノ下ニ立チ、其地方官庁ノ規則ヲ遵奉スヘシ、故ニ其地ニ居住セント欲スル者ハ、三府五港ノ官庁ニ来リテ何区何街ニ住シ何産業ヲ営ナマント欲スルコト、并ニ生国姓名等ヲ願書ニ認メテ申立ヘシ、是ハ記録局ノ所務タルニ付（府港）ノ官庁ニ各記録局ヲ取設ケ外国人ヲ使用スヘシ
  - 一、三府五港ノ外ハ外国人ヲ居住セシメスト雖モ、其全国中ヲ自由ニ旅行スルハ其通權中ニアルヘシ、故ニ旅行ヲ願フ者ハ（府港）ノ官庁ニ来リテ旅行免狀即チ往來切手ヲ乞フヘシ、此往來切手ニハ其地ノ知事之ニ名記スヘシ
  - 一、日本政府ノ職務ニ任用セラルル外国人ハ、即チ日本政府ノ官員ナレハ、右ノ制限ニ拘ラサルヘシ、且ツ鉦山耕作等ノ産業ニ付府港外ニ居住スル事ハ其官庁ノ特許ヲ得サルベカラス
  - 一、日本地内ニ居住スル外国人ハ、日本政府ノ法律制度ニ服従スルヲ以テ、内外人民ノ別ヲ論セス、其訴訟ヲ裁判シ、其罪狀ヲ審案スヘキ裁判所ヲ設クヘシ、此裁判所ノ長官ハ日本人タルヘシト雖モ、其法律ヲ審議考定スルノ法官ハ各国ノ法律ニ通曉ナル外国人ヲ使用シ、日本官員ト共ニ法官ノ列ニ加ハラシムヘシ
  - 一、東京ニ大裁判所ヲ設ケ、各地ニテ審定シ難キ所ノ訴訟獄案ヲ持出シテ之ヲ裁判セシムベシ、此ノ大裁判所ノ法官モ前同様外国人ヲ使用シテ其列ニ加ハラシムヘシ
  - 一、右ノ裁判所ヲ建ル以上ハ、外国公使、岡士等ハ一切日本ノ民法刑法ヲ論議スルコトヲ得ス、又其國民タリトモ日本地内ニ居住スル者ノ訴訟獄案ヲ決スル事ヲ得サルヘシ
  - 一、右ノ裁判所ニ於テ遵奉スル所ノ民法刑法ハ、預メ議法官ヲ設ケテ之ヲ議定セシムヘシ、此ノ議法官ハ外国人ト日本人ト中ヨリ撰ミ出シ、仮令ハ其國ノ法ヲ標本トシテ之ヲ斟酌シテ決定セシムヘシ、目今ノ制度寮ヲ拡充スルノ理ナリ、而シテ其議法官員ヨリ進呈シタル法律案ハ、三院ニテ議定シテ初テ法トナシ、之ヲ公布シテ裁判所ノ法律トナサシムヘシ
- 右別勅旨件々宜シク遵奉して愆ル事勿ルヘシ

奉勅 太政大臣 三條 実美 花押

ここで大使等に与えられている使命は、「治外法権」に関することが中心となっており、「国書」も認める近代的諸制度の未整備のため、真に国家主権を貫徹しようとする態度は全く認められない。だが、「勅旨」に明記された幾項目は、「使節」の使命が日本の近代国家建設のための先進諸国の諸文物の積極的摂取にもあることを示している。例えば、日本の近代化推進に有用な人物を招聘とか使節随行者のうち有能な者の留学生としての派遣とかはこれに該当するものといえよう。

この「使節団」の構成は、特命全権大使、特命全権副使、一等並びに二等書記官のみから成るものではなく、理事官、三等書記官、更には随行者を含むものであった。「使節団」の使命をより正確に知るために、更に幾つかの文書を見てみたい。

## 勅旨

## 各理事官

一、各国ノ内、文明最盛ナル国ニ於テ本省緊要ノ事務、目今実地ニ行ハルル景況ヲ觀察シ、其方法ヲ研究講習シ内地ニ施行スヘキ目的ヲ立ツヘシ

- 一、研究講習スル事務ノ科目ヲ分チ、及ヒ其用ヲ定メ、便宜行事ノ循序期限等ハ特命全権大使ノ指揮ニ従フヘシ
- 一、随行人ノ官員ニ事務ノ科目ヲ分ツハ特命全権大使ノ指揮ニ由ルト雖モ、其分任ノ事務ヲ督シ之ヲ整理スルノ責ニ任スヘシ
- 一、本省要用ノ為メ外国人ヲ雇ヒ書籍器具ヲ購スル事アラハ、特命全権大使ノ決断ニ従フヘシ
- 一、臨機ノ事ハ凡テ特命全権大使ノ指揮ヲ受ケ処置スヘシ
- 一、当務ノ顛末研究講習学ノ功程等時々書録シテ報告スヘシ

右勅旨件々宜ク遵考シテ愆ル 勿ルヘシ

## 奉勅

太政大臣 三条 実美<sup>④</sup>

この「各理事官への勅旨」は、旅行中の「使節団」の行動が特命全権大使の指揮下に置かれるべきことを示すものであるとともに、その筆頭項目に置かれた、先進各国の文物制度の摂取を前提とした調査に示されるように、「条約改正交渉」と些か趣きを異にするところがあり、「使節団」の規模の拡大を裏付けるものであり、大隈の言う、「官吏の衝突」の緩和ないしは解消という、便宜的な方途ともなったのである。そしてこの各理事官に託された調査は、次のような予定として開示されるのである。

- 一、租税之事
- 一、出納之事
- 一、勸農之事
- 一、戸籍之事
- 一、民産調之事
- 一、会社之事

右者今般理事官トシテ欧米各国へ被差遣候ニ付本省ノ事務研究習学仕度目的ニ御座候間此段申上候以上

未辛十月廿五日

戸籍頭 田中 光顕<sup>④</sup>

正院

御中

今般各国ニ理事官トシテ差遣サレ候ニ付テハ本省ノ事務研究習学致スヘキ件々目的相立申出ヘキ段奉畏候、抑此度全權公使始諸理事官各国へ御遣シ相成候儀素ヨリ深キ聖旨ノ在ル処ニシテ、天地ノ公理ニ基キ、万国ノ公法ニ依リ、速ニ各国ト平行対立シ諸務拏テ皆各国ノ如ク海軍英米ヲ蔑シ、陸軍普仏ヲ凌キ、実ニ世界中匹似スル者ナカラント欲スルナラント謹テ奉恐察候、然則理事官ハ則省中万務ノ理事官ニ候哉、又一ニ要件ノ理事官ニ候哉、定テ特命モ可有之ト奉存候ヘトモ、茫乎無涯ニテハ自カラ其任ノ限ヲ知ルヲ得ス、謹テ此旨ヲ伺ヒ候、伏惟今兵部省中陸軍事務ニ於テ一々切ナラサル者ナシ、就中参謀局軍務局給養局ノ事務最モ切要ナリトス、然レトモ臣性魯鈍加ルニ年月限リアリ、一科ト雖モ焉ソ能ク学フヲ得ンヤ、況ヤ此三科ヲ学フヲヤ、伏テ願クハ臣ニ賜フニ三科ノ大概ヲ了知スルヲ以テ期トシ、普仏ノ間ニ在留スルヲ得セシメハ臣不堪感喜ノ至ナリ、自今後内外相助ケ各省互救文武跋行ノ憂ナク諸務并ヒ進ミ、益益公慮ヲ固クシ、十日十指速ニ文明開化ナラン事ヲ希望、臣頓首再拜謹白

辛未十月廿八日

陸軍少将

山田 顕義<sup>④</sup>

欧米各国ニ於テ研究習学可仕件々左ニ奉申上候

一、蒸気諸機械製作之事

一、諸製造所會計簿冊仕組方之事

若余暇有之節

一 水中建築之事

一 家屋造営之事

右之通御座候以上

辛未十月廿七日

造船頭兼製作頭 肥田 為義<sup>④</sup>

世界奎運ノ旺ナル文化ノ洽キ列国規制各異同アルヘシト雖トモ教育ノ法ヲ設ケ人心固有ノ良能ヲ発達シ知識ヲ增益スルニアルノミ苟モ闔州ノ民ヲ驅テ訓誨率令駸々歩ヲ進メ開明ノ域ニ躋ラシメント欲スルモノ其規則ノ善美ヲ攻覈シ、精益求精ヲ求メ、之カ宜ヲ得サルヘケンヤ、是ヲ以テ米利堅、孛漏生、其余英吉利、法朗西、荷蘭、魯西亞等最モ善美ナルモノニ就キ目今行ハルル景況何如ヲ顧ミ、彼我良否相距ルノ遠キ教育ノ素アルヲ察シ、遍ク利弊ヲ洞悉シ他日実験ニ従事センヲ要ス、今其講究スヘキ目的ヲ掲ケ之ヲ左ニ開列ス

教育事務局諸規律之事

教育事務局官員職務之事

教育事務局官員給料之事

大学校之事

中学校之事

小学校之事

公学校之事

私学校之事  
女学校之事  
共立学校之事  
学校科目之事  
学校造建之事  
学校所用器具之事  
学校費用支取之事  
学校監督之事  
学校教官職務之事  
学校教官給料之事  
学校教官証憑之事  
学校生徒年限之事  
学校生徒等級之事  
学校生徒試芸之事  
学校生徒習業序次之事  
学校生徒受業料之事  
博物院之事  
図書館之事  
病院法則之事  
貧民法則之事

啞院法則之事

盲院法則之事

癲院法則之事

痴兒院法則之事

其余本省関涉之件々

要務ノ事項ハ目撃スル所ニ從ヒ瞭知ノタメ勉メテ簿冊ニ詳記シ後ノ考察ニ便スヘキ事書籍器具須要ノモノヲ購得シ翻刻模造ノ用ニ供スヘキ事

田中文部大丞<sup>④</sup>

一、万国公法之中ニテ訟獄ニ拘ハル件々疑惑ノ筋 現行取扱之手続等見聞

一、各国法律之概略并風土人情ニ依テ各法之同シカラサル所等実境見聞

一、州法邑民法法等右同断

一、司法上局ヨリ下局マテノ権限分界等質問

一、司法官員ノ職制選挙ノ方法等質問

一、司法ニ属スル地方官臂ハマーシヤル役セリフ役ポリース役ヂエレ役等之職務制限見聞

一、平人軍人訴訟干係之区分

一、聴訟之現行実検査 聴訟ノ規則細々ノ処成ル丈ケ質問

一、鞫獄之現行実検査 鞫獄ノ規則方法等質問

一、囚獄徒場懲役場等結構規則見聞

一、行刑之手続見聞

一、代言師代書師公事師ナト唱ル者ノ職務境界

一、捕亡取締治安保護之方法等見聞

- 一、立法行法部ニ干渉スル權限之内不明之廉々問合
- 一、律學校ノ結構規則等

此外外国訟獄内国訟獄裁判内濟願下ケ身代限り死流徒讀罪等件々

今般一時ニ手ニ及可申様モ無之ニ付手間取候分ハ別段取調之目途相立畢竟之処、御法全備仕ラセ候様此節実地ヲ見切相運ハセ候様仕度奉存候

佐々木司法大輔<sup>④</sup>

## 正院

### 御中

- 一、帝国帝權之差等
- 一、親兵之体裁并年費
- 一、帝王公務之外年費定額
- 一、海陸軍巡視之体裁
- 一、帝王貴族交際接見之式
- 一、公使謁見之式
- 一、内廷殊恩謁見之式
- 一、帝王他国巡行齒簿
- 一、内国遊行之齒簿
- 一、太子諸王取扱之等差并入学之式
- 一、皇后体裁并後宮妃婢之員数
- 一、帝王學課日用政務之措置
- 一、師傅之接遇侍医侍臣之撰擧

一、帝居及後宮之模様

一、帝王服飾并常膳之品

一、大禮遊宴音樂等之式

一、内廷章程吏員并課目給料

右之件々取調可申相伺行也

辛未十月

一、帝国帝權之差等

一、親兵之体裁

一、海陸軍巡視之体裁

一、帝王貴族交際接見之式

一、皇華族非役扱振之事

一、在官非役同一謁見等之節之式

一、公使謁見之式内外

一、内廷殊恩謁見之式

一、帝王他国巡行之齒簿

一、国内遊行之齒簿

一、太子諸王取扱之差等并入学之式

一、師傅之接遇侍医侍臣之撰挙

一、帝居及後宮之模様



- 一、帝王服飾并常膳之品
- 一、大禮遊宴音楽等之式
- 一、年中之礼式
- 一、有功之人免官後扱振之事
- 一、大臣以下官等ニ応シ礼節之事
- 一、路頭礼節之事
- 一、祖先祭典等之式
- 一、表并服忌之事

右之条々取調可申相伺候也

辛未十月

式部寮<sup>④⑦</sup>

当県大参事内海忠勝儀、今般特命全權大使随行欧米各国へ被差遣候ニ付テハ、開港場ノ事務研究習学可致件々目的相立可伺出旨御沙汰之趣承知仕候、右可取調大体之廉ハ港規則地所貸渡并地券渡方之方法ポリス規則、未済国人入籍ノ方法、内外人民訴訟裁判之定例、及其手数料取立方規則等ヲ大体ノ目的ニ相立為取調申度奉存候、此段御受旁申上候以上

辛未十一月二日

神奈川県知事 陸奥 宗光<sup>④⑧</sup>

これらの「各理事官の調査予定」は、山田頭義兵部省理事官のもの以外は、詳細を極め、とりわけ田中不二麿文部省理事官、宮内省、式部寮の提出しているものに至っては微に入り細を穿つが如くであり、この「使節」の派遣が欧米先進諸国の文物調査が目的であるかのようである。「使節団」の視察員、随行員の訪問先での留学の許可、詳細な調査予定項目の列挙は、欧米先進諸国と対等平等の立場に立とうとする、維新政府の「条約改正」に対する基本スタンスを示すものといえよう。欧米先進諸国の採用・実施している諸制度・諸法規を如何に日

本の風土に消化させようかという問題意識からの調査であるとともに、存立基盤の脆弱な天皇制を盤石なものにしようとする意図が伺われる。この「調査予定」の上申をしている各名・宮内省・式部寮の担当は、田中光頭が大蔵省理事官、山田顕義は兵部省理事官、肥田為義（浜五郎）は工部省理事官、田中不二麿は文部省理事官、佐々木高行は司法省理事官（明治五年五月二日付で江藤新平司法卿が理事官として任命されたが、実際には派遣されなかった）、宮内省理事官は東久世通禧、式部寮理事官心得は五辻安伸であり、神奈川県知事の陸奥宗光の上申にみられる大使随行員の内海忠勝は「内海忠勝報告理事工程」を提出している。しかし、陸奥の希望した「港規則地所貸渡 地券渡方の方法ポリス規則、未済国人入籍ノ方法、内外人民訴訟裁判の定例、及其手数料取立方規則等」の調査とはかなり趣を異にする「英国国地方略記」を報告しており、英国<sup>④</sup>における地方自治、特に住民自治の観点からの考察を調査した模様である。この内海の例に示されるように「調査予定」が欧米先進諸国の現況を見て、調査員の関心が別のものに移ってしまい、些か趣を異にする調査もなされた模様である。

「使節団」は慌ただしく準備を整え、派遣中の政治の混乱の危惧から、閣僚として国内在留者と派遣者との協約を取りまとめ、大洋に向けて出船する。三条は派遣される「使節団」に対して

外国ノ交際ハ国ノ安危ニ関シ、使節ノ能否ハ国ノ榮辱ニ係ル、今ヤ大政維新海外各国ト並立ヲ図ル時ニ方リ、使命ヲ絶域万里ニ奉ス、外交内治前途ノ大業其成其否実ニ此挙ニ在リ、豈大任ニアラスヤ、大使天然ノ英資ヲ抱キ中興ノ元勳タリ、所属諸卿皆国家ノ柱石、而テ所率ノ官員亦是一時ノ俊秀、各欽旨ヲ奉シ、同心協力以テ其職ヲ尽ス、我其必ス奏功ノ遠カラサルヲ知ル、行ケヤ海ニ火輪ヲ転シ、陸ニ汽車ヲ輾ラシ、万里馳々英名ヲ四方ニ宣揚シ、無恙帰朝ヲ祈ル<sup>⑤</sup>

という、「送別の辞」を贈った。この送辞においても「海外各国ト並立ヲ図ル」事を「使命」と位置付け、「条約改正交渉」の進展を期している事が明白である。ところが米国との協議を目前に伊藤博文は、全権大使及び副使に次のような提案を行い、この提案に基づいて、以後の交渉が進められたといわれている。

### 使節委任ノ全権

今般我 天皇陛下ヨリ派出セラレタル特命全権使節ハ、欧米各国ノ政府ニ至リテ新ニ条約ヲ結ヒ、或ハ現今ノ定約ヲ廃止シ、又ハ更正ス

へキ全権ヲ委任セラレタルニ非ス

派出ノ大眼目ハ現今ノ条約ヲ実践シタルニ付、是迄經驗シタル所ノ利害ヲ挙テ之ヲ各国政府ニ討論シ、将来我國民ノ為ニ其權利ヲ増サシムコトヲ謀リ、或ハ新約ニ加入スヘキ條款ヲ議シ、或ハ我國ノ情実ヲ披陳シテ各国政府ノ考案ヲ乞ヒ、到底我帝國ヲシテ開明諸國ノ社中ニ入ラシメ、万国公法ヲ遵奉スル者ト同等並肩ノ交際ヲナサシメ、獨立不羈ノ公權ヲ全ク受用スルコトヲ得セシメント欲スルニ在リ

此大眼目ヲ達センニハ、内政ニ於テ如何ナル改革ヲナスヘキ乎、如何ナル法律ヲ設立スヘキ乎、如何ナル方略ヲ以テ如何ナル政務ヲ施行スヘキ乎、又外務に於テハ如何ナル方法ヲ標準トスヘキ乎、如何ナル交際ヲナスヘキ乎、如何ナル処分ヲ以テ其權限平均ヲ得ルノ域ニ至ルヘキ乎、都テ之ヲ諮議研究スルヲ須要ナリトス

是故ニ使節ハ 天皇陛下ニ代リテ我國トノ間ニ関涉スル重件ヲ商議シ、各国政府ヲシテ使節ノ披陳スル所ニ聊ノ虚偽ヲ挿マス、確實ナル情状タル事ヲ信用セシメ、承認セシムヘキノ大任ナリ

其大任タル如此、故ニ我政府ハ凡ソ此使節カ各国政府ト商議シタル條款ヲ嘉納シ、他日之ヲ内政外務ノ實際ニ施行シ、或ハ他日之ヲ条約中ニ加入スヘキコトト確定シ、条約改定ノ日ニ臨ミテ聊カ異同スル所アリト雖トモ、其大綱要領ノ如キハ充分ノ条理アリテ弁疏スルニ非レハ、後日ニ至リテ使節カ目今各国政府ト協議シタル條款ヲ變更スルコトヲ得ス

爰ヲ以テ 天皇陛下ハ、特ニ其貴重信任ノ大臣ヲ選択シテ使節ニ命シ、其期望預凶スル所ヲ各国政府ニ伝ヘシメ、以テ現今将来ニ施設スヘキ方法ヲ商議セシメン為ニ、特例ノ全権ヲ委任セラレタリ<sup>⑤</sup>

この伊藤の提案に示されるように、「派出ノ大眼目ハ現今ノ条約ヲ実践シタルニ付、是迄經驗シタル所ノ利害ヲ挙テ之ヲ各国政府ニ討論シ、将来我國民ノ為ニ其權利ヲ増サンコトヲ謀リ、或ハ新約ニ加入スヘキ條款ヲ議シ、或ハ我國ノ情実ヲ披陳シテ各国政府ノ考案ヲ乞ヒ、到底我帝國ヲシテ開明諸國ノ社中ニ入ラシメ、万国公法ヲ遵奉スル者ト同等並肩ノ交際ヲナサシメ、獨立不羈ノ公權ヲ全ク受用スルコトヲ得セシメント欲スルニ在リ」と「不平等条約締結」の結果、我國が被つた被害について各国の理解を求め、我國の現状、とりわけ民情について訴え、如何にすべきかについて各国政府から知恵を拝借しようとする態度で臨んでいこうとしており、更にこうした大眼目の達成には内政上の諸改革が不可欠であり、その諸改革を如何に遂行するか、外交政策をどう進めるか「諮議研究スルヲ須要ナリトス」と外交上の相

手国から教えを乞う姿勢をとろうとさえしているのである。伊藤の脳裡には日本が後進国であり、内政・外交上において先進諸国が採用している諸制度・諸法規を整備しなくては、先進諸国との通常の交際（『正常な外交』は望み得ないとの前提から、「条約改正の前提」としての）我国の政治的側面での整備を進め、その実現とともに「条約改正」が実現し、我国の先進国としての仲間入りが可能となると捉えての「諮議研究」を須要とする立場を明確にしたのであり、又こうした必要に応じうる「使節団」の構成となっていたといえよう。伊藤は更に

### 天皇陛下の期望預図の眼目

第一 天皇陛下ハ我東洋諸州ニ行ハル、所ノ政治風俗ヲ以テ、我国ノ善美ヲ尽スニ足レリトセス、何ソヤ欧米各国ノ政治制度風俗教育營生守産概ネ我東洋ニ超絶スルヲ以テナリ、於此開明ノ風ヲ我国ニ移シ、我国民ヲシテ速ニ同等ノ化域ニ進歩セシメントヲ志シ、夙夜勵黽勉スルヲ事務トセリ

第二 天皇陛下ハ国力ヲ一ニセン為ニ封建ヲ破リタリ、人民ノ権利ヲ重シテ世祿ヲ減シタリ、旧習ノ陋俗ヲ除キ公明ノ政治ヲ布カン為ニ、賢能ヲ挙クルニ当リテ其門閥ヲ論セス、學術ヲ盛ニシ智識ヲ擴メン為ニ學費ヲ起シ遠ク師ヲ海ニ招キタリ、鉄道ヲ建設シテ往来ヲ便ニセント謀リ、電信ヲ通線シテ書ヲ速ニセンコトヲ望ミ、航海ヲ安全ニスルニ燈台ヲ以テシ、船舶ヲ修理スルニ造船廠ヲ設ケ、貿易ヲ助ケン為ニ貨幣ヲ鑄シ、公論ヲ取ル為ニ議院ヲ開キ、保護ヲ固クセン為ニ兵制ヲ一ニシタリ、凡ソ此般ノ諸事其成功ニ至ラサル者尚多シト雖トモ、已ニ其端緒ヲ開キ皆欧米各国ニ行ハル、所ノ現時ノ制ニ倣ヒタリ

第三 天皇陛下ハ我国自主ノ権理アルヲ以テ、政務上ニ於テハ中外人民ノ別ヲ論セス、凡ソ我国内ニ居住スル者ヲシテ我法律ニ服從セシメ、我政府ノ保護ヲ以テ其生命家産所有ヲ安全ナラシメント欲セリ

第四 天皇陛下ハ平時戰時ノ別ヲ論セス、欧米各国ニ於テ遵奉スル万国法ノ条規ニ從フテ、外国トノ交際ヲ処分セント欲セリ

第五 天皇陛下ハ外国人民ノ我版籍ニ入ラント欲スル者ヲ許可シ、而シテ此許可ノ法律ヲ設立シ、之ヲ公布セント欲セリ

第六 天皇陛下ハ我国民ノ外国版籍ニ入ラント欲スル者ヲ許可シ、而シテ其者ハ日本人タルノ権理ヲ失フ而已ニシテ、別ニ之ヲ拒止スルノ法律ヲ設ケサルヘシ

第七 天皇陛下ハ人間ノ自由ニ基キ、内外人民ノ間ニ婚姻ヲ許可シ、将来設立スヘキ法律中ニハ婚姻ノ条規ヲ定メ、内外ノ人民ヲシテ之ヲ遵奉セシメント欲セリ

第八 天皇陛下ハ外国人民ノ我国民法及ヒ地方規則ニ違背セサル以上ハ、其国内ニ来往シ、其国内ヲ往来シ、其産業ヲ営ミ、其便利ヲ達スルコトヲ許可シ、一切其自由ヲ得セシメント欲セリ

第九 天皇陛下ハ将来設立スヘキ法律ニ於テ、外国人民ハ諸事尽ク日本人ト同等ノ權利ヲ有スルヲ得サルヘシト雖トモ、政府ノ威權ヲ以テ生命家産所有ヲ保護スルニ付テハ、一視同仁ノ理ヲ主トシ、更ニ内外ノ差別ヲ設ケサルヘシ

第十 天皇陛下ハ我国ノ物産ヲ昌ニシ、内外ノ貿易ヲ盛ニセン事ヲ望ミ、其景況ト国力トヲ計リ、時ニ交易ノ章程ヲ更正シ、内外ノ税額ヲ増減シ、我国自立ノ権理ヲ以テ之ヲ實際ニ施シ、凡ソ我国ニ来リ我国ニ住スル者ヲシテ、之ヲ遵奉セシメント欲セリ

第十一天皇陛下ハ将来設立スヘキ法律ヲ普ク我国内ニ居住スル人民ニ通知セシメン為ニ、之ヲ国内ニ公布スルニ当リテハ、国文ニ英仏ノ両訳文ヲ附セント欲セリ<sup>②</sup>

と、天皇が「開明ノ風ヲ我国ニ移シ、我國民ヲシテ速ニ同等ノ化域ニ進歩セシメント志シ、夙夜勵精黽勉スルヲ事務トセリ」との我国の西洋文明の積極的摂取を天皇の意志に依るものとし、欧米先進国への仲間入りを西洋と同等の「化域」への到達に始まるとの立場を取り、「欧米各国ニ行ハルル所ノ現時ノ制ニ倣ヒタリ」と維新以後の諸改革のモデルが欧米各国に求められていることを明言し、「我政府ノ保護ヲ以テ其生命家産所有ヲ安全ナラシメント欲セリ」として日本国内に居住するすべての人にその生命と財産の安全を保証しようとしており、国際公法を遵守する外交政策を採用し、いかなる人に対しても国籍選択を許容しうる法律を公布する予定であり、国際結婚を認可する予定であり、外国人に対しても日本人同様に、従来の自由、営業の自由等を認め、「一視同仁ノ理ヲ主トシ、更ニ内外ノ差別ヲ設ケサルヘシ」との扱いをし、外国人の日本国内での日本の法律を遵守を徹底するために、日本の法律に英文・仏文の訳文を付けようと約束しようとしていた。「関税自主権」と関わって「我国ノ物産ヲ昌ニシ、内外ノ貿易ヲ盛ニセン事ヲ望ミ、其景況ト国力トヲ計リ、時ニ交易ノ章程ヲ更正シ中外ノ税額ヲ増減シ」といと願っている。この「交易ノ章程ヲ更正シ増減」したいとの願いは「其景況ト国力ト」に懸かっているのであり、国家主権の一部が経済動向と国力（経済力と兵力）とに依存することとなり、国際的な政治的・経済的・軍事的な動向に委ねられてしまうも

のであった。伊藤の提案は天皇の日本政府は国際公法の遵守を謳いながらも、国際公法の条理に依つてではなく、国際的な経済力・軍事力・政治力によつてこの問題の解決に当たろうとしたのであり、その意味での「欧米精神諸国の文明的諸文物の採用」が不可欠の前提と位置づけられたのである。このような前提に立つて伊藤は「前条ノ眼目ヲ綱領トシ我国今日ノ事情ヲ酌リ之ヲ実践スルニ適當ナルヘキ処分ノ順序」として

- 第一 前文ノ第三第五第八ノ趣旨ニ基キ、外国人ノ我国内ニ居住スル事ヲ許スニハ先ツ東京西京大阪ノ三府並ニ諸開港場ニ於テ居留地ノ制ヲ廢シ、其市街ノ境内ハ内外人民ノ區別ヲ論セス、互ニ雜居スルコトヲ許スヘシ
- 第二 右ノ府港ノ外ハ雜居ヲ許サスト雖トモ、我政府ヨリ与フル所ノ從來切手ヲ所持スル外国人ハ、日本全国中ヲ旅行スルコトヲ得ヘシ
- 第三 右ノ府港ノ外タリトモ、我政府ノ免許ヲ得タル外国人ハ、其願立ノ地ニ居住スルコトヲ得ヘシ
- 第四 此居住並ニ從來ノ免許ヲ与フル為ニ、地方官ニ於テ各所ニ記録所ヲ設ケ之ヲ司ラシムヘシ
- 第五 現今実践ノ条約ニ拠レハ、凡ソ外国人民ノ裁判ハ其國ノ岡士之ヲ司ルト雖トモ、向後ハ之ヲ廢止シ、一切其地方ノ裁判ニ任スヘシ
- 第六 内外人民ノ訴訟ヲ聽ンカ為ニ各地方ニ裁判所ヲ設クヘシ  
其長官ハ日本官員タリト雖トモ、自余ノ法官ハ内外人民ノ別ヲ論セス、各邦ニテ其法律ニ通達シタル人物ヲ選テ之ヲ我裁判所ノ法官ニ挙用シ、我法律ニ照シテ審断セシムヘシ
- 第七 政府ノ第一等裁判所ニ於テハ、法律ヲ論議スル為ニ各邦ニテ最モ法律ニ熟通シタル人物數員ヲ選ミテ司法官ト為スヘシ
- 第八 政府ノ議政官ハ、此司法官ヨリ進呈スヘキ法律ノ議案ヲ得テ之ヲ討論シ、之ヲ各国ノ法律ニ比較シ、其議案果シテ至当ナリト認メハ 天皇陛下ノ許可ヲ乞ヒ、御璽ヲ得テ之ヲ国内ニ布告シ、以テ国律トナスヘシ
- 第九 此国律ハ国文ヲ以テ本トシ、英仏ノ両訳文ヲ添ヘテ公布スヘシ。其余ノ布告モ皆両訳文ヲ添フヘシ
- 第十 現時実践ノ条約中ノ租税貿易ニ関係スル個条ハ一切之ヲ廢止シ、日本政府ニ於テ時々貿易ノ規則並内外租税ノ増減ヲナスヘシ

第十一内外人民ノ生産商業ハ、都テ其者ノ自由タルヘシト雖トモ、会社ヲ結ヒ、或ハ内海ヲ航シテ運輸スル等ノ如キハ、地方官ノ特例ニ非サレハ許ササルコトアリ、此般ノ条例ハ兼テ之ヲ公布シテ之ニ從ハシムヘシ

第十二現時実践ノ条約中、此新議ノ個条ト齟齬スル者アラハ一切之ヲ廃止スヘシ且其趣旨明確ナラサル者アラハ、公法ノ条規ニ從テ之ヲ定ムヘシ<sup>⑤</sup>

と具体化をしている。「治外法権」の撤廃、自主関税権の確立の課題を取り上げてはいるものの「第十項」「第十二項」の提案以外は、国家主権の確立という視点が薄弱であり、「治外法権」の撤廃に関する諸項目については、雑居の容認、居住・従来の自由の保証は兎も角、外国人裁判官の採用、更には裁判官の議員（議政官）に対する草案の提出権の容認、諸法規への英仏文の訳文の添付にいたっては、国家主権としての司法権の在り方、司法権と立法権との相互関係への理解が斯くも希薄であつたかと思わせる程である。また、自主関税権については準備がそれなりになされたことを反映してか、国家主権を貫こうとの姿勢が明確であるが、外国人の営業に関して「会社ヲ結ヒ、或ハ内海ヲ航シテ運輸スル等」に対してのみ留保し、その営業活動に関しても「地方官ノ特例ニ非サレハ」との「不許可」の権限が各地方官に付与されようとしていることには注目すべきであろう。こうした発想は、グラバー氏に高島炭坑の採掘権を認可するような、国家経済の基幹に関わる産業の外国人への参入を容認しようとするものでしかなく政治上ばかりでなく、経済上においても国家の存立を主権の確立の観点から把握していたものではなかった。しかし伊藤の提案が欧米先進国との外交交渉の基調として採択されたのであつた。

「岩倉使節の使命」を屢々述べてきたが、取り上げるべき本論へ戻つて、この使節団へのヴァーベックの与えた影響を考察していこう。「岩倉使節団」はヴァーベックが大隈へ送つた文書を契機に誕生したようなものであつた。ヴァーベック日本の開化と日本における信仰の自由（とりわけ、キリスト教にたいする寛容の態度）の確立のために、来日以来努力してきた。彼は大学南校の教頭の地位にあつても、元老院顧問の地位にあつても宗教者としてキリスト教の布教、その基盤の整備は彼の脳裡から去ることはなかつた。ここで彼の「ブリーフ・スケッチ」といわれる大隈へ送付した文書を検討してみたい。彼の「ブリーフ・スケッチ」はつぎのようである。

## 草案の概要 (ブリーフ・スケッチ = Brief Sketch)

日本国の繁栄を促進させようとする有識者から、しばしばわたしは、政治の形態、諸外国の法律、司法行政、諸国間の政治的平等、教育の方策、宗教制度、その他、西洋文明に関する他の同様な諸問題について、質問を受けております。

上述の質問の多くに対して、満足な回答がここで与えられるし、また書籍からも得られましょう。そしてそれが一人の外国人で、従って、たぶん十分に信頼されていない一人の人間の回答で、しかも大部分は抽象的な理性の結果によるのでなく、むしろ数世紀にわたる実践と経験結果による諸般の制度組織について書籍から得た知識が一体何になるのだろうか。こうした回答と知識は理論上ではやや正しいけれども、西洋文明の幾分かを十分に理解するためには、直接見て、感じなければならぬ何物かがあります。文明の理論を他の国々に適応し得るよう、十分に、それを理解するために親しく視察して経験することが必要であるし、なお、自分の眼で見た証拠ほど確かなものはありません。西欧諸国の現状を十分理解するに至るためには、その根本原理を知るのみならず、さらに、またその実際の運用を観察しなければなりません。わたしの言うのは、制度組織や理論系の研究を行ない、必要ならば、それらに基づいて実験するというのでは成功はしない、という意味ではありません。がしかし、実験は時間と金を要するしまた時として危険でもあります。機械工学や化学における実験は成功しない場合、車輪や槓杆を破壊する程度ですむし、また瓶が破裂するぐらいですみますが、政治における実験はもし失敗すれば、人間の幸福を破壊し、その破壊はさらに全国民に及ぶかもしれず、その実験は混乱を生じ、貴重な生命を失うこととなります。それ故、立法財政、教育などの重要なじこうについては実験する必要はありません。なぜかというところヨーロッパ全体が、それを研究し、模倣しようとするものすべて来たるもので、現在欧米に存在する国家の制度はこれらの実験の結果であります。欧米におけるあらゆる面で、りっぱな文物を研究し採用することもでき、それとともに、またあらゆる欠陥を知ってこれを避けることもできるでしょう。

わたしがあえて、二、三の見解を書き記したのは、上記の質問や考え方に関してであります。すなわち、これらの見解は有益で、実行可



能な方向に、以上の興味ある質問を多少でも、導いてゆく助けとなればよいし、もし、これらに最も関心をもつ人々が、これを望むならば、さらに広く、ふえんして説明したいのです。

天皇は、この秋が冬（一八六九年）、条約国の宮廷に特別な使節を派遣したい意向であることが一般に伝えられています。なぜかと言うに、以前一度以上、外国に使節が派遣されたけれども、それは「將軍」という臨時的な支配者の下で派遣されたのであって、海外の情報を得るよりも、むしろ將軍に好感を持たせようとするのが目的でありました。しかしそれ以外に、どんな情報を得たとしても、現在の政府には大して効果のないものでした。全体として見れば、政府自体の使節を海外に派遣することが現在の政府にとって善い効果をあげることになりましょう。

さて、欧米に使節派遣の議が本当に企画され、しかも特別な、内密な性質の目的をもって派遣せられるということが想定されたとして、わたしは一般的な性質をもった有益な事柄に関し、二、三、わたしの考えを発表することを許してもらいたい。

天皇と政府によって、全権大使という重要な職務に選ばれ、任命される人物は、位の高い人物であつて、天皇と国民が全権使節のすぐれた知性と勇氣と高潔な人格に対して十分な信頼をおく人物でなければなりません。こうした使節が日本に帰つて来たとき、その忠告は非常に価値があり、多分、国民の福祉の増進を実現するであります。そしてまた、使節に随行する役人たちは学識、人格、兼ね備えた人々であること。（備考、たぶん天皇は帝国の勢力のある階級——公卿および大名——のいずれかの代表者を派遣する考えです。）

使節の特別な目的がいかにあれ、一般的目的の一つは、次の如き方針で、歴訪する各国の宮廷に挨拶することです。

「帝国は大なる政治的変革を遂げ、將軍の一時的支配権は廃止され、天皇は尊嚴なる皇祖の如く、自ら帝国の統治権者となり、従つて国内の政治の改善を計り、さらにより一層の改革が適當の時期に実現されるよう考究中であります。陛下はまた日本政府が諸外国と平和と交友の精神において、外交関係を継続する意向であり、それとともに、それら諸外国との関係を保ちつつ、諸種の変化と改善を望んでおられる、それらのうち特に、西欧諸国との関係において、日本は特宥な立場にあるので西欧諸国は日本を政治上、対等に置くことを認めず、従つて日本は国際法によつて考えられた世界各国の国際社会には、十分に受けいれられ、承認せられているとは言われません。」

天皇陛下は日本帝国が西欧諸国と比較して政治上の平等がないという理由は、各国には、おのおの異なる憲法と法律があることによると気づかれました。それ故、陛下はできるだけ早く、この国を西欧諸国と完全な平等の地位に引き上げたいと希望しているのです。すなわち、こうした望ましい変化をもたらす、その予備的折衝に入るために、天皇陛下は条約国の諸政府と協議するため特命全權使節を派遣します。

その使節の一つの重要な目的は、日本政府が諸外国との関係において、上記の如き変化をもたらすためには、如何なる方策と手段を取るべきかを諸外国政府から聴取するにあります。また陛下は、通達してある各国政府の好意によって、日本政府が政治的平等の設定のためとるべき重要方策の数々を(文書にて)特命全權大使に与えられるよう、望んでおり、なお使節代表と随員に対し、外国政府がこの目的のために喜んで迎え入れ、役人や政治家と提案された諸問題について、十分協議し得るような特別な計らいを願っています。——陛下はかくして与えられたあらゆる忠告を正しく考究し、国家と国民の特質に適するものならば、喜んで之を採択するとの意向であります。等々」

さて上記の挨拶に対して与えられるべき回答の一部を推測することはむずかしいことではないが、その要旨は大体次の通りであります。

一、日本の法律、特に民法、商法、刑法の如きは西欧諸国の法律とは、あまりに異なっているので、それらの諸国民やその財産を、日本の法律に従わしめることは出来ないで、むしろ日本の法律そのものを西欧諸国の法律の標準に近づくような方法によって改正すべきである。

二、日本の文明(主として教育による)は西欧諸国や北米合衆国に発達した文明とは、その性質において、非常に異なっている。

三、日本政府は外国人に対し、帝国内いづれの地域にも旅行し、交通し、居住する権利を与うべきである。こうした権利は既に、日本から欧米諸国に旅行する旅行者に与えられている。

四、西欧の宗教に対する昔からの禁令の高札は撤廃さるべきであり、従って日本人の信徒等が、平和をまもり、公然たる罪を犯さない限り、その信仰のために彼等を迫害したり、死刑に処するようなことをしてはならない。(末尾の「信教の自由に関する覚書」の項参照)

五、日本政府は外国の主要な都市と港に公使館と領事館とを設置すべきである。なお、他にそれほど重要ではない題目が出されるかも知りません。一国の政府はある特種の点を強調し、他の政府は他の点を主張することもあり得るのです。しかし以上の件は、将来生じ得る主要な諸問題を包含すると想定してよいのです。わたしがこれまで述べてきたことは、多分すでに政府の重要な役人たちに思い浮

かんだことなのです。しかしながら、わたしが今提案せんとすることは、多分、全く新しい見解であって、それは次の諸点です。

上述のような回答を予期して、計画された使節一行に関し、随員中から幾人かの理事官を任命し、それらの理事官の下に秘書官を、その能力に応じて、配属させ、各自その担当の部門で働くというようにする。それは左の通りです。

A、三人の理事官と一人の秘書官で組織された専門委員は、世界中、高度に発達した文明国の中、四つまたは五つの国、例えばイギリス、フランス、プロシヤ、オランダ、北米合衆国の憲法および法律を単に理論だけでなく、また実際、運営されている面をも研究調査する。この専門委員の理事官は使節が歴訪した国々の外務省、国会、裁判所、刑務所等々がいかに行なわれているかを一々見学調査すべき義務がある。

B、三人の理事官と一人の秘書官で組織される専門委員は各国の財政に関する法律と制度、地方税および国税、関税、公債、紙幣、国立銀行、商業、取引所、商會社、造幣局、保険会社等を研究する。

C、三人の理事官と一人の秘書官は国立学校、高等学校、普通教育に関する法律公立学校の設立と維持、学校の規則、学習の部門、学校の試験と卒業証書を研究する。

D、四人の理事官と二人の秘書官で成立つ専門委員は各国の陸海軍の徴兵、組織補給ならびに経理等の諸制度を研究する。この専門担当の理事官は大学、公立学校ならびに工芸学校、商業学校の如き専門学校の施行、運営を親しく視察見学すること。

また兵器廠、海軍工廠、造船所、兵營、海軍兵学校、陸軍士官学校、要塞等を觀察しなければならぬ。

E、西欧に行なわれている宗教の諸制度に関しては、使節直属の最高役人(副使節)の各人および全員は、その歴訪する国々について研究し得る特別な自由が与えられているので、果たして西欧の国々の宗教においても、もし切支丹禁制の昔からの高札が撤廃された場合に、日本の政府と人民に特別な危険と害悪が生じうるものがあるかどうかを、よく研究するよう、特に命じておく。

備考一、使節に随行する理事官全部、特に秘書官は見聞したものを詳細に記録し、これを文書にし、又は印刷に付して、各自担当の分野に関するあらゆる可能な報告書を提出するよう命ぜられている。従つて本国に帰還の上、政府は必要な場合、国民の一般的利益と啓発のため、使節派遣の使命の結果を編集し刊行することができる。

備考二、使節は条約国の全部又は大部分を歴訪することができるとしても、それらの制度が完全に研究されている国は、前記の如くフランス、イギリス、ドイツ、オランダおよびアメリカである。もしこれらの件がよく理解されたならば他の事の研究をば、一国のみに時を費やす必要はない。例えばイギリスは外務省の分野で特に学ぶ点があり、なお他の国、例えばフランスの如きは、大蔵省関係について、更に他の国々、たとえば、プロシヤとアメリカでは文部省関係で学ぶ価値がある、等々。

備考三、諸国歴訪の順序についてはインド航路で行くのが、多分、最もよい。そして先ず最初にヨーロッパを訪ね、そこで用事を済ませたからアメリカ通過帰国の途につけばよく、かくして世界一周する事になる。もし使節一行が秋に出発するとなれば、冬中、ヨーロッパにとどまり、それから春、合衆国に向かい使節一行は大陸鉄道と太平洋汽船で帰朝されるので、ニューヨークまたはワシントンから江戸まで約三〇日、かかることとなる。この旅程の順序はまた気候の点で、最も最適である。ヨーロッパでは多くの政府が冬季中、政務を執っており、異常な暑気の季節は、この旅程の順序によれば避けられるからである。

備考四、特別な部門のために特定の委員を任命する利点は次の通りである。

- (1) 使節に随行する各員には特定の任務と特定の性質とが与えられているばかりでなく、また明確な目的と努力の方針を指示されてあるから、各々は研究すべき分野と遂行すべき義務をはっきり知り得る。従つて明らかな調査目標がなくて、時間と努力を空費しな  
くてすむ。
- (2) 特別な委員の第二の利点は、明らかな分業の利便が得られるので、使節一行全員が諸国で文物制度を手当り次第に研究に従事するよりも、一定の人員で一定の時間をかけてやる方が遙かによく目的の達成がなされるのである。
- (3) 第三の利点は次の通りである。すなわち一般的才幹を有する人物が使節に随行するけれども、特別な委員の任命は特定の専門分野における特種な能力を有する人々を利用する機会を政府に与え、従つて国家が有する最上の人材を用い得るものである。

## 信教の自由に関する覚書

わたしが学識ある人々と会話して気付いたことは、こういう点です。すなわち、ヨーロッパのいう「信教の自由」と称することに関し、多少誤解があるように思われることです。ある人々は、信教の自由を、政府が公然と西欧の宗教を容認し、これを国民一般に奨励する必要があるかのように漠然と解しているようです。この言葉はそうしたことは含まれていない。一般に諸国の政府はこのようなことをしていません。イギリスの憲法によれば、プロテスタント信徒のみが王位につくことに定められているけれども、これは決してイギリスの国王または女王がイギリス国内の他の宗教を非難したり、承認したりする理由とはならない。従って完全な信教の自由が英国民に与えられているのであります。

これについては条約にも、公文書にも書かれたり、語られたりする必要はありません。この件について必要なことは、西洋の宗教に対する昔の残酷な布令は撤廃されており、国民が天皇に忠誠で、その国の法律に従い、隣人と平和に生活し、正直にその営業を営み、何ら公然たる犯罪、または不道徳を行なわない限り、国民はその信ずる宗教が、仏教であれ、儒教であれ、プロテスタントイズムであれ、カトリシズム、その他いかなる宗教であっても、その信仰のために迫害されるべきでないことは国民も世界一般に知っています。信教の自由は単に次のことを意味します。すなわち、一国の人民は自己の良心に従い、その宗教上の見解をもち、礼拝を行なうことは許されている。もしその人が、宗教を信ずると否とを問わず、法律上の罪を犯した場合は、何らの差別なく、単にその人は犯罪者として罰せられるのであります。

上述の使節の委員のうち、宗教の部門については特別委員をあげませんでした。それをすべての方々に研究してもらいたいのでそのままにしておきました。一方において、普通能力を有する者で欧米の生活を見たものはたしかに西欧の宗教が罪惡を制し、または誘発するか、公私の道徳を改善し、または害するか、また、日本国民の一人が、このような信仰を生活の規範として抱くことによつて、善くなるか悪くなるか、または仏教信者としてよりもキリスト信者として罪を犯すことがありがちであるか否か、を容易に判断し得るでありましょう。この点に全体の問題がかかっています。なぜなら、これが日本の僧侶たちの大いなる反駁論であり、その僧侶の多くはすべての外国の宗教は

国民を腐敗と墮落にひきいれるものだと考えているからです。

それ故、信教の自由を与えることの可否について決定することは、主として、次の問題に帰結します。はたして、それらの教理がある人々の想像するような有害な影響を及ぼしたことがあるか、または今後あり得るだろうか、否むしろ、そういうことはあり得ないだろう、このことは良識ある研究者ならば容易にたしかめ得るところであります。

他方に於、天皇は仏教の僧職を委員としてヨーロッパに派遣するよう任命することはありえない。しかしながら、もつと熟考した上で、位の高い、かつ仏教諸派の良識ある僧侶たち幾人かを、他の委員に加えれば、もつと良い結果が得られるだろうと思えます。

重要事項(N・B)同じ原則で、もし極端な保守派(壞夷派)の指導者が使節一行の理事官等に加われれば、多少よい結果が得られるでしょう。それは使節を外国に派遣する企画にその党派を和解させるからです。そうでないと保守派は猜疑と嫌悪をもって見るからです。このようにすれば、自由派、保守派、僧侶階級のすべてが立案された使節派遣に対し和解し、積極的な関心を抱くでしょう。

一八六九年六月一日 大隈に送った書状

一八七一年一〇月二九日 訂正

G・F・ヴァーベック<sup>54)</sup>

一八七二年八月六日付のJ・M・フェリス師宛の手紙に「別便にて右の臨時の仕事に関する二通の書類をお送りいたします。」<sup>55)</sup>と書いたのちに「お送りした文書は公開できないのです。それが一般に興味があってもこれらの文書は決して公開してはいけません。」<sup>56)</sup>と書いたのがやっておる仕事を発表したりするならば、この国におけるわたしの役目は終わってしまうのです。この国の人々はわたしが為すこと、及び彼等に関して知っていることを、人々のように全然口外したりしないことを知っているからこそ、彼等はわたしに絶対的な信頼をよせているのです。新聞に掲載されているものとは全く普通のことです。もう一つのこととは、もつと重要です。事実、総理大臣で、しかも全権大使一行の長である岩倉が、わたしに一度ならずこう申されました。『政府を難局から救うことに尽してくれた』と。そして大使一行は出発され、北米合衆国に向かいました。

わたしはあなたにお目にかかって、事の次第をあるがままに、すべてお話できたらと思います。しかし現在のところ、ほんの概要しか述

べることができせん。」と述べた上で「わたしが一八六九年に江戸に来たときは、強い排外感情が国内にみなぎっていました。それは幸い、短期間だけで静まりました。しかし有力な友人たちが、わたしに外国へ使節を派遣することは、この秋か冬になる可能性がある」と話してくれました。このことがわたしに次の文書を作成することを暗示したのです。この文書をわたしは一八六九年の六月一日頃、秘かにわたしの友人大隈に送りました。大隈は当時も現在でも、政府の重要人物の一人です。わたしはこの文書が同氏の手に移ったので満足して、そのままに放置して、そのことに関して、決して人に語ることも、あるいは更に質問されることもありませんでした。この文書を届けられた当事者からも、そのことについて、何も聞かれず、放置していました。<sup>56</sup>と、この文書の作成の時期と動機について明言した上で、政府好感の一人である、大隈重信へ送付した事、更に大隈へ送った事でヴァーベック自身が満足してしまい、その後のこれらの文書の取り扱いについて大隈に質すことすらなく放置してしまっただけで、大隈も世間の風潮を考えて暫くの間、そつとしておいていたとしている。「しかし、暫くしてから彼（大隈）はそれを彼の友人と同僚に示しこうして、その文書は静かに、その効力を表わし始め、ついにはちやうど、最も好運な時に政府首脳の手には達したのです。」<sup>57</sup>と大隈が、排外的感情の鎮静化の兆しを見て、この文書を友人と同僚に示し、それが岩倉の知るところとなつて、一八七一年一〇月二六日に岩倉がヴァーベックに面会を要請し、一〇月二九日には、この文書を手にしての両者の検討がなされたのであり、「わたしたちは一節一節について話し合いました。終りに岩倉は、政府がなきなければならぬのは、実にそのことであり、且つ唯一のことでありそして、わたしの出した計画案を厳密に一字一句、その通りにやつて行くべきであるとわたしに言いました。」<sup>58</sup>（岩倉）使節一行は（わたしが二年以上も前に信仰に基づいて描いた）わたしの文書に従つて組織され、わたしの文書が岩倉及び天皇に知られるに至つた日から二ヶ月経つて出帆しました。<sup>59</sup>「わたしの書いた計画案を実行することにより、むろん、わたし自身は主要な随員ではなかつたけれども、使節一行に二人を推薦しました。わたしはあの方々が通つて行く旅程を調整しました。しかしこのことについては、わたしの心の奥にある宣教の使命に比べるならば物の数ではありません。わたしにとつてわたしたちの宣教目的と信教の自由に関すること以外は問題ではありません。もし主がこの場合や他の場合に、信教の自由とは実際いかなるものか、またそれによつて国民の将来にどういふ影響を及ぼすかを、この国の人々に示す機会を与えられれば、これこそわたしの言うべきことは、『わが魂の主に祝福あれ』です。そしてまた信教自由の問題に当たると今まで、それを誤つて理解していたが、今はじめてこれを理解するに至つたのです。」<sup>60</sup>こうした一連のヴァーベ

ツクの行為の根源に宣教と信教の自由の確保があり、その願いの一部が「今、わたしは、これらすべてを、あなただけに書くのであって、一般には公表しません。わたしが前に申し上げたように、このようなことを公表することは、わたしの不変の生活原理に反するものでありますし、わたしの名声をそこない、かつ少しづつかちとるのに十二年間もかかった人々からの信頼を失ってしまうからです。その上、この使節派遣の計画を起草した外面的名譽は、使節一行に任せるといふ暗黙の了解が岩倉とわたし自身との間にあったのです。もしわたしたちが、その恩典、すなわち信教の自由とその計り知れない影響が部分的には、現在、使節一行の帰朝後には、はつきりと獲得せられるとするならば、誰か単なる名声や光榮に煩わされましょう。」<sup>⑩</sup>とこの文書の非公開が彼の生活倫理に基づくものであり、使節派遣の名譽にとらわれず、使節派遣のもたらす効果(すなわち信教の自由の部分的な実現)を展望して事を進めたと言っているのである。

「草案の概要」と「信教の自由に関する覚書」の二つの文書は、政府に招聘されて上京したヴァーベックが、外国への使節派遣の情報を耳にして、使節が何をなすべきかをしたためて、大隈に手渡したものであった。ここでこの文章と先にのべた使節の使命等に関する公文書とを比較してみよう。

「草案の概要」が「西洋文明の幾分かを十分に理解するためには、直接見て、感じなければならぬ何物かがあります。文明の理論を他の国々に適用し得るよう、十分に、それを理解するために親しく視察して経験することが必要であるし、なお、自分の眼で見た証拠ほど確かなものはありません。」<sup>⑪</sup>と「日本の繁栄を促進させようとする有識者」からの「政治の形態、諸外国の法律、司法行政、諸国間の政治的平等、教育の方策、宗教制度、その他、西洋文明に関する他の同様な諸問題について」の質問に対する原則的な回答をした上で、「西欧諸国の現状を十分理解するに至るためには、その根本原理を知るのみならず、さらに、またその実際の運用を観察しなければなりません。」<sup>⑫</sup>と、西洋文明に対して強い関心を抱き始めた、有識者に、異文明を理解するには、実際にその文明を持つ国を親しく視察して経験することが必要であり、西欧諸国の現状を理解するには、その国々で採用されている根本原理を理解し、更にそれが実際にどのように運用されているかを正確に把握できるよう観察しなければならないとして、日本国内での諸改革を推進しようとする立場から、モデルとなるべき西欧諸国の諸制度・諸文物の視察を改革を実現しようとする者が自分自身の眼で、耳で、肌で捉えることを勧め、「書籍による知識」で頭でつかちなりがちな有識者に忠告を与えるとともに、「欧米においてはあらゆる種類の政体、法律、国家財政、および教育制度は数世紀にわたり実験せ



られて来たもので、現在欧米に存在する国家の制度はこれらの実験の結果であります。」とした上で「欧米におけるあらゆる面で、りっぱな文物を研究し、採用することもできそれとともに、またあらゆる欠陥を知ってこれを避けることもできるのです。」と欧米諸国に出向いての理論とその運用の実際の観察が齎すであろう効用を訴え、日本における諸改革の実際上の推進者（「諸改革の公的な担当者」）が改革のモデルたるべき西欧諸国を視察して彼等が推進しようとする事柄について、その理論と運用を实地で見聞刷ることを勧めており、大隈の構想の少数の使節団の外国への派遣とは些か異なる方向での示唆を与えているのである。前文にあたる部分でヴァーベックの主張しているもう一つの見逃せない点は「以前一度以上、外国に使節が派遣されたけれども、それは『將軍』という臨時的な支配者の下で派遣されたのであつて、海外に情報を得るよりも、むしろ將軍に好感を持たせようとするのが目的でありました。しかしそれ以外に、どんな情報を得たとしても、現在の政府には大して効果のないものでした。全体として見れば、政府自体の使節を海外に派遣することが、現在の政府にとって善い効果をあげることになりました。」<sup>54</sup> としてゐる事である。幕府を臨時的な支配者と位置付け、そのことによって維新によつて成立した、天皇を絶対的支配者とする現政権の正統性を主張するものであり、幕府が派遣した使節の「成果」を無視するか、少なくとも最小限にし認めようとするものでしかない。この主張は、先に取り上げた伊藤博文の使節全権大使及び福使への「使節委任ノ全権」が「今般我天皇陛下ヨリ派出セラレタル特命全権使節」との立場をとり、この使節の果たすべき使命を「天皇陛下ノ期望預図ノ眼目」として十二項目を掲げて、維新政府がこの外交使節団による交渉によつて実現しようとする諸点を明らかにしている立場と同一であり、日本の支配者は天皇であり、天皇の意志に基づいて組織された政府のみが正統性を保有するものであり、この使節は以前に派遣された使節とは異なり、正統性をもつ使節であるとするものである。この立場を最も明白に物語るものは、「特命全権大使及同副使に全権委任の国書」である。「国書」には

大日本天皇（御名）敬テ威望隆盛友誼親密なる

（米 瑞西 仏 大統領 外各国 皇帝陛下）ニ白ス、朕天佑ヲ保有シ万世一系ナル皇祚ヲ踐ミシ以来、未タ和親ノ各国ニ聘問ノ礼ヲ修メサルヲ以テ、茲ニ朕カ信任貴重ノ大臣右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全権大使トシ、参議従三位木戸孝允、大藏卿従三位大久保利通、工部大輔従四位伊藤博文、外務少輔従四位山口尚芳ヲ特命全権副使トシ、共ニ全権ヲ委任シ、貴国及各国ニ派出シ聘問ノ礼ヲ修メ、益親好ノ

情誼ヲ厚クセント欲ス、且貴国ト結ヒタル条約ヲ改正スルノ期近ク来歳ニアルヲ以テ、朕カ期望予図スル所ハ開明各国ニ比シク人民ヲシテ其公權ト公利トヲ保有セシメン為ニ、従来ノ定約ヲ釐正セント欲スト雖モ、我国ノ開化未タ浹カラス、政律モ亦從テ異レハ多少ノ時月ヲ費スルニ非レハ其期望ヲ達スル能ハス、故ニ勉メテ開明各国ニ行ハルル諸方法ヲ択ヒ、之ヲ我国ニ施スニ適宜妥当ナルヲ采リ、漸次ニ政俗ヲ革メ同一致ナラシメンコトヲ欲ス、於是我国ノ事情ヲ貴国政府ニ詢リ、其考案ヲ得テ以テ現今将来施設スヘキ方略ヲ商量セシメ使臣帰国ノ上条約改正ノ議ニ及ヒ、朕カ期望予図スル所ヲ達セント欲ス、此使臣ハ朕カ貴重信任スル所ナレハ

(大統領 陛下) 能ク其言ヲ信聴シ之ヲ寵待栄遇セラレンコトヲ望ミ且切ニ

(大統領 陛下) ノ康福貴国ノ安寧ヲ祈ル

明治四年辛未十一月四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ璽ヲ鈴ス

御 名

御 璽

太政大臣従一位 三条 実美 花押<sup>⑦</sup>

と、使節の使命が各条約締結国への聘問の礼を修め、来年に迫った条約改正(Ⅱのできる時期)にあたって天皇の希望する是正は西欧先進諸国と同等の権利を確保することであるが、日本の開化が未だそれほど進んでいないし、法律に関しても西欧先進諸国とは異なっているので、この天皇の希望の実現は年月を要するものであろうし、西欧諸国と同等の権利を保有するために、日本においても西欧先進諸国で実施されている方法を適切な形態で採用したいと考えている。こうした日本の事情を各国に理解して頂き条約改正の時期に天皇が希望する是正が実現するよう願っているというものであり、①聘問の礼を修めること、②締結されている条約についての改正希望点の明示・列挙、③西欧先進諸国から見れば、日本は異質な文化の国、ないしは文化未開の国と理解されるであろうから、西欧諸国で実施されている諸制度・諸法規を日本でも採用すべく準備を進めていこうとしていること、④このような改革に取り組んでいる日本の事情を理解されること、⑤条約改正の時期には日本の事情を汲んで日本の改正要求を認めていただきたいことを使命としている。この使節に課せられた具体的な任務は、①聘問の礼を修めること、②条約改正についての日本の希望を明らかにすること、③日本で成し遂げようとする諸改革についての実地調査とな

り、実質上は、諸改革のための実地研究、実地調査になるといふものである。ヴァーベックの「草案の概要」における各国宮廷への挨拶も天皇が日本の統治権者になったが、天皇は諸外国と平和と交友の精神で、外交関係を保持しながら、諸種の変化と改善を望んでいる。特に西欧諸国との関係においては、日本は特有な立場にあるので、西欧諸国は日本を政治上、対等に置くことを認めず、従って日本は国際法によつて考えられた世界各国の国際社会には、十分に受け入れられ、承認せられているとは言えない。天皇は日本を出来るだけ早く、西欧諸国と完全に平等な立場に立たせたいと希望しており、西欧諸国が日本を特有の立場にあるとする原因の一つに、日本は憲法や法律が整っていないことが挙げられると認め、日本に望ましい変化（＝憲法や法律の整備）が生まれ、西欧諸国と締結した条約においても完全な平等が与えられるための条約改正の予備折衝に入るためにこの全権使節を派遣したのです。使節の一つの重要な目的は、日本に望ましい変化を齎すための、またひいては諸外国と完全に平等の地位を保障されるための、方策と手段を外国政府から聴取することであり各国政府に好意的に日本からの使節団に日本政府が取るべき重要方策の御教示をお願いしたい。このようにヴァーベックは、使節の実質的目的を「条約改正のために日本政府が取るべき方策と手段の外国政府からの聴取」としているのであつて、「岩倉使節団」の国書の実質的使命とおなじものなるのである。

ヴァーベックは親切にも、外国政府の指摘しそうな諸点を五項目挙げている。第一項目は、法制度についてであり、西洋諸国の法制度の標準に近づく形での法制度の整備が課題となる。第二項目は、文明の異質性の指摘であり、第三項目は日本における外国人の居住・往來の自由についてであり、こうした自由が確保されるべきであると指摘する。第四項目は信教の自由に関してであり、日本の信徒が信仰の故に迫害されたり、処刑されたりしてはならないとし、具体的には「一切支丹禁制の高札」の撤廃を要求している。第五項目は、日本の公使館・領事館を外国の主要な都市と港に設置すべきであるとの指摘である。第二項目の文明の異質性についての指摘以外は日本政府の取り組むべき事項を明示するものである。「岩倉使節の派遣」の時点においては、欧米諸国がその文明の優越性・絶対性を確信しており、異質な文化を保有する諸国に対して「開化」すべき責務を担おうとしたのであつて、如何に対処すべきか、如何なる文化を築くべきかについての斯くたるものをヴァーベックも指摘し得なかつたものようである。

こうした前提の下でヴァーベックは「使節団」の実質的使命である、欧米各国に出向いての実地研究・実地調査を勧めている。この実地

研究・実地調査は、理事官を中核とする団員の五つのグループが五つの課題を担当するものとして構想されている。彼の構想での五つの課題はA 憲法をはじめとする法制度の理論とその運用に関する課題、B 財政、租税、紙幣、国立銀行、商業等大蔵省が担当すべき分野の課題、C 教育制度に関する課題、D 陸海軍に関わる課題、E 信教の自由に関する課題であり、彼はEの信教の自由に関する課題については使節団の副使および全団員がこれを担当すべきであるといっている。<sup>60</sup>「岩倉使節団」も数人の理事官を廃し、各理事官にそれぞれ何名かの随員を配している。ここで再度、先に論じた「岩倉使節団」の調査予定項目を取り上げ担当理事官、随員等に関して検討してみよう。「岩倉使節団」の理事官は以下の各氏である。陸軍少将 山田顕義(兵部省)、侍従長 東久世通禧(宮内省)、司法大輔 佐々木高行(司法省)、戸籍頭 田中光顕(大蔵省)、文部大丞 田中不二麿(文部省)〔明治四年十月廿二日発令〕、造船頭 肥田為良(工部省)〔明治四年十月廿三日発令〕、少議官 高崎豊磨(正風)〔左院〕〔明治四年十一月五日発令、明治五年一月十九日罷免、同日視察員に任命〕司法卿 江藤 新平(司法省)〔明治五年五月二日発令〕の七名であるが、江藤については任命はされたものの派遣されず。又上記の高崎については職分の移動があるので実際は六名であり、此のほか、大使随行の式部助の五辻安仲が式部寮から派遣された理事官心得として数えられている。ヴァーベックの指摘している実地研究・実地調査を行うべき具体的な課題は四つの部門に分けられ、司法省、大蔵省、文部省、兵部省が理事官を派遣し、現地での研究・調査を進めるべきであるとされていた。宮内省派遣の東久世通禧(および式部寮派遣の理事官心得の五辻安仲)と工部省派遣の肥田為良は研究・調査の具体的な担当項目を独自で発案しなければならなかったはずである。肥田は、蒸気諸機械制作之事と諸製造所会計簿冊仕組方之事を研究調査事項に掲げ、東久世は、帝国帝権之差等以下十六項目を挙げ、更に五辻は、帝国帝権之差等以下二十項目を研究調査項目として挙げた。東久世と五辻が研究調査項目を多数掲げているのは、発足間もない「近代天皇制」に確固たる基盤を与えようとする意図からのものであり、両者ともその筆頭項目が同一なのは天皇の権利・権限を如何に定めるべきかが国家的な中心課題であったことを物語るものといえよう。肥田の挙げた二項目は「富国強兵」に関わるものであり、動力機に蒸気機関を使う諸機械の製造を、日本が自力で行うことがこの時点では焦眉の課題であり、又もう一つの「諸製造所会計簿冊仕組方」は所謂「工業簿記」であり、「殖産興業」を各地で実施していく際に、これまでの「大福帳」では対処しえない、半製品、減価償却等の概念で生産活動を精確に把握し、適切に損益を算出するためのものであり、大蔵省が商行為を担当したのに対し、工部省は農林漁業・鉱業以外の産業(『第二次産業』)を担当するの

であり、「殖産興業」の結果、生まれた製造所での記帳の指導をも担当する結果となった。

次に各理事官の随員を見てみよう。

山田顕義理事官 … 原田一道（兵学大教授）、富永冬樹（田辺外務少丞厄介）、松村文亮（鍋島直大厄介）

東久世通禧理事官 … 村田経満（宮内大丞）、香川広安、高辻修長

佐々木高行理事官 … 平賀義質（司法少判事）、岡内重俊（司法少判事）、中野健明（司法少判事）、長野文炳（明法少判事）、鳥居忠文（従五位）

田中光顕理事官 … 若山儀一（租税権助）、阿部潜、杉山一成（検査大属）、富田命保（租税権大属）、冲守固（大蔵省七等出仕）、吉雄永昌、長

岡義之（租税寮七等出仕）、手島精一（元菊間藩）、川路寛堂（外務省七等出仕）

田中不二磨理事官 … 長与秉継（専斎）（文部中教授）、中島永元（正七位）、近藤昌綱（鎮三）（文部中教授）、今村和郎（文部中教授）、内

村良蔵、新島七五三太（元安中藩）

肥田為良理事官 … 瓜生震（鉄道中属）、大島高任（鉱山助）、長野桂次郎（外務省七等出仕）

江藤新平理事官 … 河野敏鎌（司法少丞）、鶴田浩（明法助）、岸良兼養（権中判事）、井上毅（司法中録）、益田克徳（司法省八等出仕）、沼間

守一（司法省七等出仕）、名村泰蔵（司法省七等出仕）、川路利良（警保助）

この三十七名が理事官の随員として任命されたのである。（但し、この中には「岩倉使節」が欧米に滞在中に任命された者も含まれているし、欧米滞在中に書記官、大使随員からの移動で理事官随員になった者もいる。以下の者はそうした人々である。富永冬樹、松村文亮、香川広安、高辻修長、手島精一、川路寛堂、新島七五三太、長野桂次郎の八名の理事官随員としての任命は「岩倉使節団」の欧米滞在中であった。）

ヴァーベックは理事官がその随員と協力して欧米各地での実地研究・実地調査をするよう勧めていた。彼の構想では、三名の理事官と一人の秘書官（secretary）から成るチームで法制度に関する調査・研究を、同じ構成の別のチームで財政、金融、株式等大蔵省の所管すべき事項についての調査・研究を、同じ構成のもう一つのチームで教育制度の研究・調査を、四名の理事官と二名の秘書官から成るチームで軍事関係の研究・調査をするべきだとしている。彼が“secretary”という語で示そうとしたものは「使節団」の構想において「書記官」該当するのか、若しくは「随員」に該当するのか検討を要するが、ここでは研究・調査を共同で行うのにふさわしいと思われる、「随員」として

〔岩倉使節団〕の随員の中には研究・調査を担当しようとは言い難いボディ・ガードとして採用された随員もいるといわれている。<sup>⑩</sup> 考えることとする。上記のような考え方に立つならば、ヴァーベックの構想は実際の「岩倉使節団」の構成には反映されていない部分が多いと言える。というのは、既にみたように、研究・調査予定は、省単位で考えられたものであり、又理事官も各省から派遣されたものと見做されうるからである。各理事官の随員の人数を見てみれば、山田顕義(兵部省)理事官三名、東久世通禧(宮内省)理事官三名、佐々木高行(司法省)理事官五名、田中光顕(大蔵省)九名、田中不二麿(文部省)理事官六名、肥田為良(工部省)理事官三名、江藤新平(司法省)理事官八名であり、省別に見れば、司法省が十三名、大蔵省が九名、文部省が六名、宮内省、兵部省、工部省が三名となっているのであり、随員の数の上からの研究調査の重点は法制度の調査が第一位に、財政制度等についてが第二位、次いで学校制度……と位置付けられている。〔但し〕「岩倉使節団」の出発当初における各理事官の随員数は、山田顕義理事官一名、東久世通禧理事官一名、佐々木高行理事官五名、田中光顕理事官六名、田中不二麿理事官五名、肥田為良理事官二名、高崎正風理事官一名(この時点では高崎は理事官として位置づけられていたし、江藤はまだ理事官として任命されていなかった)であり、調査・研究の重点は、法制度、財政制度および学校制度の三つにほぼ同程度に置かれていたと考えられる。ヴァーベックの構想と派遣された「岩倉使節団」の研究・調査チームの差異は、理事官研究・調査の実働部隊となるのか、随員の理事官以外の団員が実働部隊として活躍し、その指揮を理事官が執るのかという点にも認められ、このことは大隈の閣議での発議のようにヴァーベックも使節団の構成を小規模なものと考えたからかもしれない。兎も角、ヴァーベックの構想では、四〜六名で構成されるチームが、法制度、財政制度等、学校制度および国防制度の四つの分野の現地での研究・調査に当たらせるといえるものであり、その構成も理事官中心のものであり、研究・調査の成果は「オール・ラウンド」の官吏育成という面に重きが置かれ、研究・調査がそのまま政策化されうるような「即決的」なものを期待するものではなかった。ヴァーベックの構想は、政治的指導層に「国際的・開明的・現実的」視野を獲得させるための、いわば「政策立案の基盤」の確立のための、「教育的」意味を中核とするものであり、日本での現実の諸改革の遂行のための「研究・調査」というよりは、より長期的な展望に立つての政治的指導層の視野の確立を狙ったものといえよう。ヴァーベックの構想において「スペシャリスト」が配置されていないということは以上のような意味をもつものとして考えられる。

ヴァーベックの構想した研究・調査対象と「岩倉使節団」の調査予定項目について検討してみよう。ヴァーベックは法制度に関わる分野

での研究・調査の対象として、憲法および法律の理論と運用、外務省、国会、裁判所、刑務所等々の制度と実態を挙げている。一方、佐々木高行司法大輔の上申による調査予定項目は、「万国公法之中ニテ訟獄ニ拘ハル件々疑惑ノ筋 現行取扱之手続等見聞、各国法律之概略 風土人情ニ依テ各法之同シカラサル所等実境見聞」など一五項目にも上るが、その大半は訴訟・行刑に関わることであり、異例とも考えられるのは「各国法律之概略并風土人情ニ依テ各法之同シカラサル所等実境見聞、州法邑法民法等右同断、律学校ノ結構規則等」の三項目だけであり、これらも諸法規の運用、法律関係者の育成ということとなるので、広く訴訟・行刑に分類することが可能である。それ故、「岩倉使節団の調査予定項目」と比してヴァーベックの構想での調査項目は広範囲に互るものである。彼の言う、外務省、国会、裁判所、刑務所の実態調査は、調査予定項目では訴訟との関連においてのみ対象にされたのであり、外務省や国会の機能・権限・所管部門等については対象とはされていない。

次に大蔵省の所管すべき研究・調査事項について、彼は「各国の財政に関する法律と制度、地方税および国税、関税、公債、紙幣、国立銀行、商業、取引所、商社会社、造幣局、保険会社等を研究する」としているが、田中光頭戸籍頭の上申した調査予定項目は「租税之事、出納之事、勸農之事、戸籍之事、民産調之事、会社之事」の六項目であり、田中の調査予定項目の方が包括的なものとなっている。田中の上申での「租税之事」は、ヴァーベックのいう「地方税および国税」に該当するだろうし、田中の「出納之事」は、ヴァーベックのいう「財政に関する法律と制度」に該当し、強いて言えば「公債、紙幣、国立銀行、造幣局」もこれに含めることもできよう。更に田中の「会社之事」はヴァーベックのいう「商業、取引所、商社会社、保険会社」に該当すると捉えられる。だが、田中の挙げる「戸籍之事、民産調之事」は該当するものがない。明治四年七月の官制改革で民部省が大蔵省に統合され、戸籍司と統計司が大蔵省の管轄となったのであり、田中の上申書提出の時期には、それぞれ戸籍寮と統計寮に改組されていたし、この年の四月には戸籍法が公布され、翌五年一月には人口調査・戸籍作成が実施されたのであって、民間の経済力を調査し、国勢を精確に把握することは、維新政府の存立基盤を固めることとなるので緊急に対処を求められるところであったので、田中の上申書にも調査予定項目として掲げられたものである。また田中のいう「会社之事」に該当するヴァーベックの「商業、取引所、商社会社、保険会社」については、前年の閏十月に工部省が設置されており、工業に関して所管することとなったことで商業・貿易との関連の深いものだけが取り上げられたと指摘しておきたい。ヴァーベックの掲げた調査項目の「関税、

公債、紙幣、国立銀行、造幣局」について、関税は「岩倉使節団」の組織される契機となったものであり、これについては既に見たように、大蔵大輔井上馨と大蔵少輔吉田清成連名の「関税改正に関する意見書」が明治四年八月に出され、「自主関税権の回復」が「岩倉使節団の交渉項目」の一つ（『即時実現は希望するものの期待せず、将来的課題としてはいたが』）となっていたので、特別に挙げなかったのである。関税以外の諸事項については、田中の「出納之事」に包括されていたものと推定しうるのでこれ以上立ち入らない。

ヴァーベックは学校制度に関しても調査報告している。教育に関することであるのでその原文と二つの訳文を示してみよう。

A commission of three Officers and a Secretary to examine the various systems of national and high schools, the laws in regard to popular education, the manner of establishing and supporting public schools, school regulations and branches of learning, school examinations and diplomas. The Officers of this commission ought to visit and see in full operation Universities, Public and Private school, as well as Special schools, such as Polytechnic and Commercial schools. (以下、原文と訳文。)<sup>⑭</sup>

三人の理事官と一人の秘書官は国立学校、高等学校、普通教育に関する法律、公立学校の設立と維持、学校の規則、学習の部門、学校の試験と卒業証書を研究する。

この専門担当の理事官は大学、公立学校ならびに工芸学校、商業学校の如き専門学校の施行、運営を親しく視察見学すること。(以下、訳文Aという。)<sup>⑮</sup>

各国の国立および高等学校の各種制度、普通教育に関する法律、公立学校を設置し援助する方法、学校規則と学習、部門、試験および学位免状に関する調査を三名の役員と一名の書記に委任すること。この任務を有する役人は、大学、公立・私立学校、また工芸学校・商業学校などの特殊学校を訪問し、十分に見学をしなければならないこと。

この三者の間には微妙な差異が認められる。(以下、訳文Bという。)<sup>⑯</sup>

原文での *officers* and *secretary* が訳文Aでは、理事官と秘書官に、訳文Bでは役人と書記に訳されているという細かい点の検討は別にして、訳文Aで単に国立学校、高等学校とされているものが、訳文Bでは国立および高等学校の各種制度となっており、また訳文Aでは公立学校の設立と維持とあるのが、訳文Bでは公立学校を設置し援助する方法とされ、訳文Aでは専門学校の施行、運営とあるものが、訳文B



では単に特殊学校とされている。第一の点では原文に “the various system of national and high schools、とあるので訳文Bの各種制度が調査対象とされているのが明白であり、第二の点については原文が “the manner of establishing and supporting public schools” であるので訳文bの「公立学校を設置し援助する方法」とするのが原文には忠実のようである。しかし「維持」と「援助」は別の概念であり、supportの訳語としては両者とも挙げられているのであり、訳文Aは設立・維持・管理という一連の流れの中での維持を意味するものと考えられ、訳文Bでの支援はバック・アップ (back up) に近いニュアンスをもっている。強いて言うならば、訳文Aは、公立学校に関わることであるので当然、維持がふさわしいとしたのであり、訳文Bについては「学制」の公布以前のことでもあり、学校の財政的な状況は支援ないしは後援でしかなく、通学児童らの保護者が学校の維持に関して多大な金銭的負担をせねばならないとの見通しから、この語を採用したのではなかろうか。とすれば、訳文Aでは公費による維持と読み取れ、訳文Bでは保護者の金銭的な負担を前提としての公費負担の状況を指すものとなろう。だが、歴史的事実は結果として生じたものであり、敢えて「支援」とする必要はなかろう。公立学校の「維持」の方法として、全額公費負担か、一部公費負担かの両者がありうるとして調査を進めたものと考えるのが妥当ではなかろうか。第三点の “in full operation Universities, Public and Private schools, as well as Special schools, such as Polytechnic and Commercial schools、は、訳文Aでは「大学、公立学校ならびに工芸学校、商業学校の如き専門学校の施行、運営」とされ、訳文Bでは「大学、公立・私立学校、また工芸学校・商業学校などの特殊学校」となっている。原文に、より忠実に、訳すならば「十分に機能を發揮している、総合大学、工芸大学ならびに商業学校のような特殊な学校をも含む、公立学校と私立学校」となるが、commercialと対句に使われるpolytechnicを敢えて「工芸の」と訳すのは不自然であり、工芸学校が適切であろうし、Special schoolsを「専門学校」とか「特殊学校」とか訳すのもそぐわない。むしろ、「実業学校」と意識するほうが、文意が通じ易いだろう。訳すならば「十分に機能を發揮している、総合大学および、工業学校ならびに商業学校のような実業学校をも含む、公立学校と私立学校」とでもなるのだろうか。

ヴァーベックは初等・中等・高等教育のすべての学校での実地調査を勧め、普通教育に関する法律、公立学校の設置と維持、学校規則と学習の部門、学校での成績考査と学位証書の調査を推奨している。他方、田中不二麿文部大丞の提出した上申書での調査予定項目はこれらすべてを網羅するばかりでなく、社会教育機関である図書館、博物館にも言及し、さらに教育に関連する事項として、病院法則、貧民法

則、啞院法則、盲院法則、癲院法則、痴兒院法則の調査まで掲げている。この田中の掲げた調査項目は、社会福祉に関わるものまでを含むものである。それは教育法規の制定を予期しての調査項目となっており、法規の上でどう条文化していくか、どの国をモデルとしてその条文化を行うかという域にまで達していたと考えられる。この田中の調査予定項目を幾つかに分類するとすれば、一案として、次のようなものも出来るであろう。

- 一 教育行政の原則(例 教育事務局諸規律之事)
- 一 教育行政官庁職員の職務と給与(例 教育事務局官院職務之事)
- 一 各種の学校に関する規定(例 大学校之事)
- 一 学校での教科の規定(例 学校科目之事)
- 一 学校設立に関する規定(例 学校造建之事)
- 一 学校の設備、備品等に関する規定(例 学校所用器具之事)
- 一 学校財政に関する規定(例 学校費用支取之事)
- 一 教育行政官庁の学校監督に対する規定(例 学校監督之事)
- 一 教官の職務と給与に関する規定(例 学校教官職務之事)
- 一 生徒の卒業、修学年限等学習に関する規定(例 学校生徒年限之事)
- 一 授業料に関する規定(例 学校生徒授業料之事)
- 一 社会教育機関に関する規定(例 博物館之事)
- 一 病院、貧院等関係社会福祉使節に関する規定(例 病院法則之事)

これらを「学制」の規定と対照することもできるが(例えば、教育行政の原則は「学制」では主として「大中小学区ノ事」として規定されているなど)、ここでは不問にしておく。

ヴァーベックは軍備に関する調査すべき項目として、陸海軍の徴兵、組織、補給ならびに経理等の諸制度を挙げており、視察すべきもの

として兵器廠、海軍工廠、造船所、兵營、海軍兵学校、陸軍士官学校、要塞等を挙げている。兵部省派遣の理事官陸軍少将山田顕義は調査の最も切要な事務として、参謀局、軍務局、給養局の三つの部局の事務を挙げている。山田の指摘する三局の事務が具体的に何を指すものか理解しがたいが、参謀局は作戦の立案、展開に関わる部局であろうし、給養局は現役の兵士の日常的処遇に関する事務を司る部局であろうので、ヴァーベックの指摘する事項には関わりが少くないであろう。しかし、ヴァーベックの指摘した陸海軍の徴兵、組織、補給ならびに経理等の諸制度は常識的に考えて「軍務局」の所管するところであろうと思われる。現役の少将である山田が有時を想定して、「参謀局」と「給養局」の所管すべき事務を調査を要する事務と位置付けるのは、軍人としての発想の産物といえよう。

ヴァーベックは副使を中心として全理事官と全秘書官が研究・調査すべき項目として「信教の自由」と関わって、西洋の宗教制度に関する研究を掲げている。彼自身が宗教家であり、日本での布教に幾多の障害を経験しており、切支丹を邪宗門として「禁制」にしている、維新政府の宗教政策は到底容認できるものではなかった。そえ故に、帰国後、その政治的影響力を強めるであろう、「使節団員全員」に欧米各  
国政府の宗教政策の実態的調査を勧告しているのである。

ヴァーベックも「備考一」として、「使節団員」の報告書の作成と公刊を勧めている。「岩倉使節団」も膨大な「理事功程」を作成し、その一部は公刊された。「理事功程」と総称されるものは次のようなものであった。

#### 理事官視察官取調書目

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 一、司法省理事功程    | 十冊          |
| 一、文部省理事功程    | 六冊 (のち刊行)   |
| 一、大蔵省理事功程    | 六冊 (うち三冊刊行) |
| 一、宮内式部寮 理事功程 | 一冊          |
| 一、肥田為良       |             |
| 吉原重俊         |             |

川路寛同	報告理事功程	一冊	
杉山一成			
一、内海忠勝報告	理事功程	一冊	
一、中山信彬報告	理事功程	一冊	
一、岩山敬義報告	理事功程	一冊	
一、高崎正風報告	視察功程	三冊	
一、安川繁成報告	視察功程	十一冊	(刊本)
合計		四十一冊	(うち刊行されたもの二十冊) <sup>⑭</sup>

安川繁成の視察功程の十一冊、司法省理事功程の十冊、文部省理事功程の六冊、大蔵省の理事功程六冊、高崎正風の視察功程の三冊が目につくが、「調査報告」としての評価を得ているのは、公刊された、安川の視察功程と文部省の理事功程および一部公刊の大蔵省の理事功程である。左員派遣の安川の視察報告は兎も角、ここでは大蔵省の理事功程と文部省の理事功程について一瞥を与えてみよう。<sup>⑮</sup>

大蔵省の理事功程のうち公刊されたのは、若山儀一の手による「大蔵理事功程・万国通私法」(三冊)であり、その内容は国際私法に関するものである。「万国通私法」は「これはロベルト・ジョンストウンの著述を明治し知念に翻訳(出版か)したものである。しかし、その単なる翻訳でないことは『ロベルト・ジョンストウン氏筆授』云々とあるによってもこれを徴すべきである。そして、その内容にしても、引例その他、我国当時の実情に閑説したところが頗る多く、これ丈でも、恐らく原著者は訳者若山氏が滞米研究中、親交のあった人で、若山氏の乞を納れてこの著をなして与え、若山氏がこれを翻訳して、この種の新知識を我国民に伝へんとしたものと推察される」と<sup>⑯</sup>とされているように、研究・調査を帰国後の職務に、ないしは政府の対応に生かしうることを予期してしたためたものであって、出色の報告書として評価が高い。若山は、当時流行の「自由貿易論」に対して「保護貿易」を唱えた先駆者であり、「殖産興業」政策の重要なブレインとして活躍したのであり、彼の滞米中の業績には「分権政治 邑会政治之部」(明治十年二月刊)、「紐育州政」、「済貧反正局」、「銀行大意」など各方面のものがあるといわれている。

文部省の理事功程は六冊全部が刊行されており、西洋の教育知識に関する啓蒙に大なる役割を果たした。その内容を知るには目次を示すのが通常の方法であるが、「文部省理事功程」の目次は洋装合本でも四十一頁におよぶ細目次であるので、ここではまず巻頭と巻末に掲げられた幾つかの文書をみることにする。

### 巻頭の上奏

嚮ニ不ニ麻呂文部理事官ヲ以テ命ヲ海外ニ奉シ、教育諸般ノ規則ヲ考索シ、随行僚佐ヲシテ之ヲ纂録セシメ遂ニ此一冊子ヲ成ス、因テ今繕写上進ス、不ニ麻呂伏テ惟ルニ、欧米列国、特ニ文明ノ治ヲ施キ夙ニ開化ノ功ヲ奏スルモノハ職ト牖民ノ方其宜ヲ得ルニ由ル、不ニ麻呂ノ歴渉スルトコロ、殆ト十数国、立政ノ体各同シカラスト雖、其力ヲ教育ニ竭スニ至テハ彼此皆一轍ニ出ツ、是ヲ以テ其境ニ入ルヤ、地トシテ学校ノ設有ラサルナク、人トシテ恬熙ノ風存セサルナシ、奎運ノ旺ナル果シテ聞ク所ニ爽ハス、茲ニ記スルモノハ唯其一班ノミ、全彪ニ至テハ固ヨリ瑣々タル小冊ノ能ク尽ス所ニ非ス、抑学制施設の緩急、費用、揮播ノ方法、人心奨励ノ手段等ニ於テハ、地ニ随ヒ時ニ応シ適宜ノ措置ナカルヘカラス、伏テ希クハ、其意ヲ取捨シ、其事ヲ参案シ、漸ヲ以テ之ヲ実験ニ証セハ、即異日人智長進シ治化ノ洽浹ヲ裨補スルニ庶幾ランカ、

明治六年九月、文部省三等出仕従五位 田中 不ニ麻呂謹奏<sup>⑧</sup>

### 理事功程緒言

斯編ハ田中不ニ麻呂客歲文部理事官ヲ以テ欧米各国を周歴シ、至ル処学制ヲ訪問シ、其参考ニ供スヘキ者ヲ得ル毎ニ、輒チ僚官ヲシテ之ヲ録セシメ、帰ルニ及テ上書進呈セシ所ナリ、今刻シテ之ヲ世ニ公ニス、特ニ其参考ニ供スヘキノミナラス、亦以テ人々ヲシテ欧米各国学制ノ概略ヲ知ラシメント欲スルニアルナリ

明治六年十一月<sup>79)</sup>

(巻末の跋文)

不二麿呂ノ嘗テ欧米各国に在ルヤ、其学制ヲ搜討シ航帰ノ日膳録シテ上進ニ及ヘリ、是ニ於テ前況を回顧スルニ、海外万里羈旅ノ客行李勿々ノ際ニ方リ耳触目撃スル所アレハ輒チ随行僚佐ニ課シテ解訳編纂セシメシモノナレハ固ヨリ家居優游、業ヲ凡案ノ上ニ卒ルモノト異ナリ、是ヲ以テ叙事ノ或ハ源委ヲ尽サス、填詞ノ時ニ妥当ヲ得サル等、決シテ其有ルナキヲ保スル能ハサルモノアリ、因テ一言ヲ尾ス

不二麿誌<sup>80)</sup>

別冊理事功程、米国之部二巻浄写出来、則及具進候、右、欧州之部二合巻ニテ差出スヘキノ処、訂正中ニ付不日差出申スヘク、尚各国巡視着目ノ模様ハ粗別冊巻首ニ付シ到具進置候間、前後御参酌有之度此段申上候也

明治六年九月八日

文部省三等出仕

田中 不二麿

(第一冊)<sup>81)</sup>

太政大臣三条実美殿

理事功程英国之部整修二付、及具進候、此余列国之部ハ逐次可及具進候也

明治六年十月三十一日

文部省三等出仕

正五位 田中 不二麿

(第一冊)<sup>82)</sup>

右大臣岩倉具視殿

理事功程独逸国ノ部四冊脱稿候ニ付、及具進候、此他列国ノ部ハ浄書中ニ付不日可及具進候也

明治七年九月十八日

太政大臣三条実美殿

理事功程四冊脱稿候に付、及具進候、此他は不日可及具進候也

明治七年九月廿九日

太政大臣三条実美殿

と、逐次刊行されることと、この「理事功程」が、合衆国、英国、仏国、白耳義国、独逸国、和蘭国、瑞士国の教育の実態を詳細に報告し、いわば「比較教育学」の教科書となったことを示している。田中不二磨は、帰国後ただちに文部省三等出仕となり（明治六年三月）、同年十一月には文部少輔、翌年九月には文部大輔に任ぜられ、明治九年三月から翌年一月まで、フィラデルフィアにおける米國獨立記念万国博覽會に教育事務取調のために渡米、アメリカ各地の教育事情を調査して帰国した。それより教育令の制定に努力したのであるが、明治十二年に公布された教育令は、一般に自由教育令として批判され問題が多かつたので、田中は明治十三年三月に司法卿に任ぜられて文教の府を離れる。その大項目の目次を掲げれば、

卷之一

合衆国教育略記

麻沙朱色州教育規則

新約克州学制略記

新約克府大学略記

新約克州学校統計表

卷之二

文部少輔 田中 不二磨

(第五冊)<sup>⑬</sup>

文部大丞 田中 不二磨

(第四冊)<sup>⑭</sup>

G・F・ヴァーベック論(3)

華盛頓府学校略記

同府公学規制

同府公学に関涉せる国会の条例

可倫比部立法局条例抜萃

収税の新令

加利福尼亚州学制略記

三方済各府学事略記

加利福尼亚州学校統計表(千八百七十年)

賓夕瓦尼州学制略記

烏達部学制略記

ソールトレーキ府学事略記

伊理奈州学制略記

合衆国学事雜記

合衆国教育事務官院

教育調査票

各州学校統計表

大都府学税異同表

各州府学督俸金

大学校綜説

堪比日大学校<sup>⑧</sup>



となり、冒頭に掲げられた「合衆国教育略記」においては、アメリカ教育についての簡単な歴史と現状を述べている。ここでアメリカの教育の要旨は、アメリカは人民によって政治をなす国であるから、人民の開発指導を重視しているが、嚴重に強制するよりはむしろ寛大にして各自ら奮起せしむる方がよいという態度をとっており、マサチューセッツ州を除けばみなヨーロッパ各地のような強制就学主義ではないのに、人々は不学にして人の下に居るのを恥じ自ら怠ける者がないと指摘している。<sup>60</sup> 田中の明治九年の渡米は日本の学制改革のモデルを米国に求めるべきだとの確信を強めた。文部省の最高幹部として「学制」の改革に着手していた彼の努力が明治十二年公布の「教育令」として結実したのである。如何なる「学制」を樹立すべきかとの明確な意識が、欧米主要国の教育制度の詳細な調査となり、その比較検討から、国力の充実の観点をふまえた展望を生み出し、「教育令」の制定に結びついたものといえよう。「文部省理事功程」の草稿の作成には新島襄の尽力が大きかったとされる。米留学中の新島を三等書記官として「岩倉使節団」に随行させ、同時に文部省理事官随員として、教育制度の調査に当たらせた事が日の目をみたのである。

田中を理事官とした文部省派遣の使節団員の人材の豊かさも、その調査がすべて「理事功程」の公刊に結び付いたのである。他の分野での調査が、実質的な成果を上げ得なかったのに対し、欧米世界の教育の現状把握に成功した文部省派遣の使節団員の功績は否定し得ない。最後に、使節団員として派遣され、または使節団と同行した留学生に関する表を掲げて、この使節の氏名と団員並びに留学生の選抜の不合理性を指摘して小稿を閉じる。

〔注〕

- 註(1) William Elliot Griffith, "Verbeck of Japan - A Citizen of No Country", p.255
  - 註(2) William Elliot Griffith, *ibid* p.255
  - 註(3) William Elliot Griffith, *ibid* pp.255~256
  - 註(4) William Elliot Griffith, *ibid* p.256
  - 註(5) William Elliot Griffith, *ibid* p.256
  - 註(6) William Elliot Griffith, *ibid* p.256
  - 註(7) William Elliot Griffith, *ibid* p.257
- 岩倉使節団に同行した留学生に五名の女性が含まれていることと関連が深い。この五名は「開拓使」の派遣

したものであるが、何らかの形で岩倉の「英断」があったと推察できるのである。

- 註(8) William Elliot Griffis, *ibid* p.259
- 註(9) William Elliot Griffis, *ibid* pp.259~260
- 註(10) William Elliot Griffis, *ibid* pp.260~261
- 註(11) William Elliot Griffis, *ibid* p.261
- 註(12) William Elliot Griffis, *ibid* p.261
- 註(13) William Elliot Griffis, *ibid* pp.261~262
- 註(14) William Elliot Griffis, *ibid* p.262
- 註(15) William Elliot Griffis, *ibid* p.263
- 註(16) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五五三頁
- 註(17) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五五六頁~五六九頁
- 註(18) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五七〇頁
- 註(19) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五七一頁~五七二頁
- 註(20) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五六七頁
- 註(21) 円城寺清『大隅伯昔日譚』五六八頁~五六九頁
- 註(22) 大久保利謙『岩倉使節派遣の研究』九頁~一〇頁(『明治国家の形成』——大久保利謙歴史著作集2所収)
- 註(23) 大久保利謙 前掲書 一〇頁~一一頁
- 註(24) 大久保利謙 前掲書 一二頁
- 註(25) 大久保利謙 前掲書 一〇頁~一一頁
- 註(26) 『日本外交文書』第四卷、第一冊第五九号文書(大久保利謙 前掲書 一三頁より孫引)
- 註(27) 『大隈重信関係文書』第一(大久保利謙 前掲書 一四頁より孫引)
- 註(28) 大久保利謙 前掲書 一四頁
- 註(29) 大久保利謙 前掲書 一五頁~一六頁参照
- 註(30) 大久保利謙編『岩倉使節派遣並に復命関係史料集』(大久保利謙編『岩倉使節の研究』所収)一九六頁
- 註(31) 大久保利謙編 前掲書 一六一頁~一六二頁。尚、使節派遣の「事由書」に、「其二」がついているが、大久保利謙氏の説によつて、「其一」が本書で、「其二」は追加部分として、「其一」を中心に見ていくこととする。
- 註(32) 大久保利謙編 前掲書 一六一頁~一六二頁
- 註(33) 大久保利謙編 前掲書 一六二頁

大久保利謙編 前掲書 一六六頁。「岩倉使節団員」の発令は、この明治四年十月八日の「全權大使、全權副使、一等書記官、二等書記官」の発令以後、何度かに分けておこなわれている。この日に発令されたのは、「全權大使」岩倉具視、「全權副使」木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳、「二等書記官」田辺太一・塩田篤信(三郎)・福地源一郎、「二等書記官」柴田昌吉(明治五年正月一九日罷免)・渡辺洪基・小松清治の11名(のち一人罷免)であり、明治四年十月廿二日には(理事官と随行員)が発令され理事官として、山田顕義・東久世通禧・佐々木高行・田中光頭(會計兼務) 田中不二麿、全權大使随行員として、野村靖・五辻安仲・内海忠勝・中山信彬、山田理事官の随行員として原田一造、東久世理事官の随行員として村田経満、田中光頭理事官の随行員として若山儀一・阿部潜・杉山一成・富田命保、田中不二麿理事官の随行員として長与兼継(専齋)・中島永元・近藤昌綱(鎮三)・今村和郎・内村良蔵、佐々木理事官随行員として平賀義質・岡内重俊・中野健明・長野文炳、四等書記官として池田政懋・安藤忠経が任命され、十月廿三日には理事官として肥田為良(浜五郎)・肥田理事官随行員として瓜生震、二等書記官として林董三郎、三等書記官として川路寛堂が任命され、十月廿四日には田中光頭理事官随行員として沖守固が任命され十一月二日には佐々木理事官随行員として鳥居忠文が任命され、翌三日に全權大使随行員として安場保和が任命され、更に同四日には、肥田理事官随行員として大島高任が、三等書記官として山内六三郎(明治四年十一月八日罷免が、田中光頭理事官随行員として佐々谷八郎が任命され(佐々谷はこの月の七日に罷免されている)、翌五日には理事官として高崎豊麿(正風)(明治五年正月十九日に理事官罷免の上、視察員の任命を受けている)、大使随行員として久米丈市(邦武)が、高崎理事官随行員として安川繁成(明治五年正月十九日に高崎が理事官を罷免されたのに伴い、各国視察を命ぜられてゐる)し、使節随行員として岩倉具綱・山本復一郎・山口林之助・松方介(松方蘇介か)・日置兵市・福井順三・高辻修長・香川広安の各名と二等書記官何礼之の任命があり、「工学質問トシテ英国へ罷越」という留学生待遇の藤倉見達の辞令が公示され、更に同七日には佐々谷八郎の罷免が公示され、翌八日には二等書記官としての長野桂次郎の任命とともに、三等書記官に任命された山之内六三郎の罷免が公示され、翌々日の十日には田中光頭理事官の随行員として古雄永昌が任命されている。「岩倉使節団」の出帆は明治四年十一月十二日であるが、その後も「岩倉使節団」の異動は行われた。翌年の正月十九日には理事官に任命された高崎豊麿(正風)と高崎理事官随行員の安川繁成の罷免を公示し、改めて彼らを各国視察に任命するとともに西岡遼明・小室信夫・鈴木貫一にも「各国視察」を命じ、同時に二等書記官に任命されていた柴田昌吉の罷免が公示され、正月中には三等書記官として吉原重俊の任命がなされ、二月九日には全權大使随行員の香川広安と高辻修長の両名が東久世理事官の随行員へと配置転換をされ、且つ杉浦弘蔵(島山義成)・大原令之助の両名の三等書記官としての任命を公示し、更に三月十二日には新島七五三太(襄)を三等書記官心得兼田中不二麿理事官随行員に、富永冬樹と松村文亮の両名の山田理事官随行員心得に任命し、四月晦日には由利公正を全權大使随行員に命じ、五月二日には江藤新平法卿を理事官に任命し(派遣は中止)、五月九日には由利の随行員として岩見鑑造を任命し、五月十三日には田中光頭理事官随行員として長岡義之を任命しており江藤理事官随行員として、六月十日には、河野敏謙・鶴田浩・岸良兼養を、六月十四日には井上毅を、六月十九日には益田克徳を、七月五日には沼間守一を、八月四日には名村泰蔵を、九月八日には川路利良を任命しているし、七月一日には二等書記官の長野桂次郎の肥田理事官随行員への、三等書記官川路寛堂の田中光頭理事官随行員への配置転換を命じているし、三等書記官に任命された吉原重俊は七月十九日付で被免となり、同日「使節随行人心得ヲ以テ外政事務取調」に任じられている。また八月二日には西岡遼明と高崎豊麿(正風)がロシアのスタチスチック会議見聞のために各国視察に任じられていた。このように「岩倉使節団」の人選

には一貫性を欠くところが強く、全権大使らの出帆後にも異動が繰り返しなされたことは、この人選が明確な審査に基づいてなされていないことを示していると考えられる。大久保利謙氏は、福地源一郎や長与兼継へ「専齋」の例を挙げて、語学に堪能で外国知識の豊かな福地源一郎の随員としての奪い合いや盛んな自薦運動（長与の場合）を取り上げているが（大久保謙編 前掲書 八八頁、一一〇頁〜一一一頁他）、当初考えられた「使節団」の規模が大幅に拡大され、且つその人選が大隈の言うように「皆各省より織抜したるもの」（円城寺清 『大隈伯昔日譚』五七〇頁）であり、各省派遣の理事官が交渉や研究・調査の責任者であるため、こうした選考に伴うトラブルや運動は避けられなかっただろうし、外国との交渉の経験のある旧幕臣が「岩倉使節団」の中では重宝されることになったのもある。しかし、司法卿の江藤新平の場合は、理事官として任命されて、派遣が中止となったのも、「岩倉使節団」一行の出帆後であったことは異例というより他はなからう。

註(35)

大久保利謙編 前掲書 一九七頁所収。尚、全文は下記の通りである。今般欧米各国え罷越条約改正の議に論及いたし候節自然税目税則の事に涉り可申輸出入税額増減の義に付ては兼て大蔵省の御見込も可有之筈に候間左の条々早々御取調の上三四日中に御書面御報告可有之候

- 一 某品某品の輸入税を現今實際の税目より可増候哉或は可減候歟
- 一 某品某品の輸出税も同様現今の税目より可減歟或は可増歟

一 右の増減をなすべきは何等の条理何等の利害を謀りて之を行はざるを得ずと云事の説明を一々御書加可有之候事、此税目改正の義は条約改正中の重大の廉に候間、大蔵省即ち其責任に当り候右に付實際の得失を付度して御取調有之候様被存候、右得御意度如此候也

岩倉右大臣

木戸参議

大久保大倉卿

伊藤工部大輔

山口外務少輔

註(36)

この意見書は前文ともいうべき井上・吉田連名の文書と実質的の回答である二通の付属書、「内国税改正見込書」および「租税及関税の改正並に輸出入の利害に関する説明書」から成る。「内国税改正見込書」では、「抑租税ハ人民保護ノ要務タレハ、之ヲ出サシムルヤ上下均一貧富公平ヲ旨トス、而シテ税法ヲ施設スルニ当ツテヤ、特リ地ニ耕ヤシ力ヲ勞スル者ニ課スルニ非スシテ、物品を費ス者ヨリ出サシメ、有用品ニ薄クシ無用品ニ重クスルヲ以テ普通ノ公理トス」という大原則に立つが、従来からの税制を一举に根本的に改革することは困難であるので、「先ツ地所売買ノ禁ヲ解キ、地券ヲ改メ而テ沽券ノ税法ヲ施設シ、或ハ物品税印等ヲ起シ、其実率ルニ從テ一般土地ノ税ヲ薄クシ、以テ生産ノ増殖ヲ勸メ、或ハ専売特許ノ税ヲ設、以テ人ノ智識ヲ開キ、百工ヲ奨励シ、以テ人工品ノ増殖ヲ誘導スル則ハ内地ノ物品繁殖シテ国用以て豊足スヘシ」と当面、税制上の改正を展望している。「地租改正」を行い、物品税・印税を新設し、新税による収入が確保されれば、生産の増大に結実し、「農民貢租ノ偏重ハ漸次消却シ至当公平ヲ得ルニ至」との見解を提出している。「租税及関税の改正並に輸出入の利害に関する説明書」では「我国今日租税ノ改正唯其法ニ要アルノミコレヲ内ニスレハ物品及印税等ノ制ヲ起シ用ニ随ヒ事ニ由リ各其ノ額ヲ課分シテ特リ農ニ歛ムルノ法ヲ止メ、百般齊一輕重正平ノ則ヲ立テ普通ノ公理ニ遵フヘキト、コレヲ外ニスレハ厚ク輸入ノ物ヲ税シ輸出ノ品ヲ税スル事無ク、我製産ヲ保護スルノ海関税ヲ興スト

ナリ」との立場に立ち、その効を上げるためには、「田租を薄す」として「地租改正」を断行し、「物品其他印税算を起す」として「此民ヲシテ税ハ己レノ私物ヲ護スルノ用ニ供スルノ理ヲ会セシメ、官ニ明法ノ吏アラシムルノ方法ヲ漸次ニコレヲ講求シ、兼テ端緒ヲ開クカタメ沽券売買ノ証印ニ税シ、或いは無用ノ売買ヲ税シ、一則立テ一事ニ施シ、終ニ詳明齊整ノ境ニ至ラシムルヲ至要トス」として「物品税等」を新設し、「輸入の税を重くす」は、世界の現況を「国ノ製作最モ備ルモノハ自由ノ貿易ヲ主張シ、未タ備ハラサル者ハ保護ノ利ヲ説ク」と見た上で「今我國ノ勢ニ於ケル、未タ大場ノ製作無ク、僅ニ手指ノ造ル所品位粗陋醜悪ナレトモ価甚タ低シト云ヘカラス、外交既ニ開ケテヨリ舟車機械衣服帽子日用必需ノ品具ト雖トモ、多クハ輸入品ヲ仰クニ至ル」と我國の現状を捉えた上で「米英兩國ノ法ヲ弁知シ又能ク我勢ヲ商量シテコレカ法ヲ為ササルヘカラス、乃チ品ニヨリ重ク輸入ヲ税シテ保護ノ法ヲ立ルニアルヘシ」とし、「酒醬煙草ノ類ハ最モ重クコレヲ税シ、精密ノ類ハ是ニ次キ、唐綫更紗其他木綿糸織木綿綫蠟燭ノ類ハマタコレニ次クヘキ學術技芸ノ器械ニ於テハ甚タ輕ク税スヘシ」と例示的に税率を定めるべきことを示し、「輸出の税を輕す」では「当面の措置」として「内國ノ諸税ヲ定メ、國用充足ノ目途ヲ得ルニ至ル迄姑ク輸出ノ税ヲ存シ、能ク得失ヲ商量スヘシ、但絹織物糸茶卷煙草等ノ類ノ如キ國産民業ヲ殖スヘキモノハ勉メテコレカ税ヲ薄シ輸出ノ数ヲ増スヘキ事ト存候」と結論付けている。(大久保利謙編 前掲書 一九七頁〜二〇〇頁参照)

註(37)

大久保利謙氏の「国書」に基づいて、この使節の使命・任務として要約している次の三点を参照にした。

- (1) 各条約締盟国への聘問の礼を修めること
- (2) 各国と結んだ条約(不平等)の改正の期が来年に迫ったので改正を希望するが、わが国の開化がまだ十分でない所以对等の条約締結までには「多少ノ時月」を要する。そこでわが国の事情を各国政府に詢り、その考案をえてわが国が将来使節すべき方略を商量せしめ、使節帰国の上条約改正の議に及ぶ

(3) 右の期望を達するために、勉めて開明各国に行われる諸方法を採り漸次に「政俗」を改めて各国と同一一致の域に達せしめる(大久保利謙編 前掲書 八〇頁)

- 註(38) 『日本外交文書』、「大使全書」第二三三号(大久保利謙編 前掲書 一八〇頁〜一八一頁より孫引)
- 註(39) 『日本外交文書』、「大使全書」第二三三号(大久保利謙編 前掲書 一八一頁〜一八二頁より孫引)
- 註(40) 「大使全書」第二三三号(大久保利謙編 前掲書 二〇〇頁より孫引)
- 註(41) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇三頁〜二〇四頁より孫引)
- 註(42) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇四頁より孫引)
- 註(43) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇四頁より孫引)
- 註(44) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇六頁〜二〇七頁より孫引)
- 註(45) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇七頁より孫引)
- 註(46) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇四頁〜二〇五頁より孫引)
- 註(47) 「大使全書」第二二二号(大久保利謙編 前掲書 二〇五頁より孫引)

註(48) 「大使全書」第二一号(大久保利謙編 前掲書 二〇七頁より孫引)  
 註(49) 内海の報告書である「英国国地方庁略記」を下に示す。

英国各地ニ於テ県庁ヲ設置スルハ往古ヨリ其体裁アリト雖モ、時勢ノ変遷ニ從ヒ聊条目ヲ加除シ、則現今施行ノ法則ハ一千八百五十五年、議事院ニ於テ衆議更正シタル地方条例ナリ、最モ土地盛大、人民輻輳ノ都府ハ地方庁ノ体裁、官員ノ威權、事務ノ章程等他ト大ニ異ナリ、今竟動府中ニ在ル地方庁ノ例ヲ挙ルニ其名ヲセルフ、ガブルメントト云ヒ、即チ人民自己ノ役所タル意ニシテ、其庁官員ハ敢テ政府ノ指撰ヲ受ス、其管内獨立人民(政府ノ諸税ヲ収メ且他人ノ救助ヲ受サルモノ)之ヲ投名撰挙シ諸事ヲ管理セシム、是則地方庁ノ一局(町会所ノ類)ナリ、又其事務全府中ニ関涉スル者ハ別ニ一庁(府庁ノ類)ヲ設置シ、之ヲ管理セシム、其責章程ノ細目ハ職制ノ部ニ記ス、此条ハ唯地方庁ノ大体ヲ略記シ職制ニ於テ参考アランヲ要ス(大久保利謙編 前掲書 二三二頁所収)

註(50) 『岩倉公実記』中卷 九四七頁

註(51) 春畝公追頌会 『伊藤博文伝』上卷六三六頁〜六三八頁

註(52) 春畝公追頌会 『伊藤博文伝』上卷(大久保利謙編 前掲書) 六三八頁〜六四一頁

註(53) 春畝公追頌会 『伊藤博文伝』上卷六四一頁〜六四三頁

註(54) 高谷道男編訳「フルベッキ書簡集」 二一五頁〜二二四頁(ブリーフ・スケッチについては、通常は梅溪昇著『お雇い外国人——政治・法政』付録の訳文が用いられている。小稿では、高谷訳を用い、必要に応じて、梅溪訳を参照することとした。

註(55) 高谷道男編訳 前掲書 二一〇頁〜二一一頁

註(56) 高谷道男編訳 前掲書 二一一頁

註(57) 高谷道男編訳 前掲書 二二三頁

註(58) 高谷道男編訳 前掲書 二二二頁

註(59) 高谷道男編訳 前掲書 二二二頁〜二二三頁

註(60) 高谷道男編訳 前掲書 二二三頁

註(61) 高谷道男編訳 前掲書 二二四頁

註(62) 高谷道男編訳 前掲書 二二五頁

註(63) 高谷道男編訳 前掲書 二二五頁

註(64) 高谷道男編訳 前掲書 二二六頁

註(65) 高谷道男編訳 前掲書 二二六頁

註(66) 高谷道男編訳 前掲書 二二六頁〜二二七頁

註(67) 『日本外交文書』(大久保利謙編 前掲書 一七八頁〜一七九頁より孫引)

註(68) 参考までに梅溪昇訳の該当箇所を付記しておく。

一 日本の諸法律、とくに民法、商法、そして刑法は、ヨーロッパの人民、財産を規制しているヨーロッパのそれらとは、非常に異なっており、西欧の法律の規進に一層近づけるような仕方では変えなければならぬこと

二 日本の文明（主として教育に依拠している）は、ヨーロッパ諸国やアメリカで発展した文明とは、その性質を非常に異にしていること

三 日本政府は、ヨーロッパ各国およびアメリカが日本からくるあらゆる訪問者にその権利を認めているような、日本国内の自由旅行、営業、居住の諸権利を外国人に与えるべきこと

四 西欧の宗教「キリスト教」を禁止した古い布告は廃止されるべきであり、したがって自国の信者が平和を守り、公然たる罪を犯さない限り、迫害を受け、殉教に至ることはないこと（末尾の「寛容」に関する注を見よ）

五 日本政府は、外国の主要な都市や港に公使館・領事館を設置すべきこと

梅溪昇編 『お雇い外国人——政治・法制』 二四八頁〜二四九頁

註(69)

高谷道男編 前掲書 二一九頁〜二二〇頁。なお梅溪昇訳では、該当箇所は次のようになっている。

A 世界における高度に発達した四、五カ国、例えばイギリス、フランス、プロシア、オランダ、アメリカなどの憲法、法律に関して、理論面だけでなく実際面での作用の調査を三名の役人と一名の書記に委任すること。この任務を有する役人は使節一行の訪問国の外務省、国会議事堂、裁判所などを訪問し、その運用を十分に観察しなければならない。

B 各国の財政、地方税・国税の賦課および徴収方法、関税、公債、紙幣、国立銀行、商業為替、貿易商社、造幣局、保険会社などに関する法律、制度の調査を三名の役員と一名の書記に委任すること。

C 各国の国立および高等学校の各種制度、普通教育に関する法律、公立学校を設置し援助する方法、学校規則と学習、部門、試験および学位免状に関する調査を三名の役員と一名の書記に委任すること。この任務を有する役人は、大学、公立・私立学校、また工芸学校・商業学校など特殊学校を訪問し、十分に見学をしなければならないこと。

D 各国の陸海軍の兵員徴募、給養、経理に関する各種の調査を四名の役人と一名の書記に委任すること。彼らは、軍事工廠、海軍造船所、船渠、兵営、海軍および陸軍兵学校、要塞その他を訪問しなければならない。

E 目下、西欧において一般に広まっている宗教の各種の組織に関しては、使節に關係している高級役人の各々が訪問国において調査をする特別な自由をもたしめ、かつキリスト教を禁ずる布令をいつでも廃止するとすれば西欧諸国の宗教に何か日本政府や国民に特別な危害を与えそうなものがあるかどうかをよく調査するように命じられること。（梅溪昇編 前掲書 二四九頁〜二五〇頁）

註(70)

「岩倉使節団」の構成上の特徴を田中彰氏は①大使・副使に明治新政府の実力者が顔を並べていること、②藩閥実力者をトップに、国際的な経験と知識をもつ旧幕臣や有能な人材を配置していたこと、③二十〜三十代を中心に編成されていたことの三つを挙げているが（田中彰『岩倉使節団』一八頁〜一九頁）、こうした「岩倉使節団」の構成上の特徴が、次のような内部矛盾となっていた。「すでに欧米の先進文明に接触し、あるいは外国体験をもつ書記官たちは、国際的経験のない理事官たちを、渡米の船中からさかんに愚弄するところがあった。それに対する理事官の不満もくすぶっていた。国家に功労ある理事官に対して給料目あての『職人』ごとき書記官の態度は何事か、というわけである。」

(田中彰 前掲書 一九頁) こうした問題を予期しながら、欧米先進諸国の文明の摂取のためには政治的実力者と国際的な経験と知識のある「テクノクラート」を配置しなければならなかったものであり、「テクノクラート」の多くが必然的に「維新以前に渡航の経験をもつ旧幕臣」であり、旧幕臣が政治的実力者の命を狙う危惧から、身辺警備のためにボディ・ガードを随行していたとみられる。(古川薫の小説『異聞岩倉使節団』は渡来途上での「模擬裁判」を通してこの使節の構成上の問題を巧みに描写している)

註(71) 「国史大辞典」巻二 五六二頁「大蔵省(2)機構変遷図(その一)」より

註(72) 大久保利謙編 前掲書 四二頁所収

註(73) 高谷道男編訳 前掲書 二二〇頁

註(74) 梅溪昇編 前掲書 二四九頁〜二五〇頁

註(75) 大久保利謙著 前掲書 一一八〜一九頁

註(76) 若山儀一については、大島清・加藤俊彦・大内力共著『人物・日本資本主義』第一巻「地租改正」第二部第五章に取り上げられたものを参照した。

註(77) 大山氏の解説による。(大久保利謙著 前掲書 一一三頁〜一二四頁より孫引)

註(78) 大久保利謙編 前掲書 二二〇頁

註(79) 大久保利謙編 前掲書 二二〇頁〜二二二頁

註(80) 大久保利謙編 前掲書 二二七頁

註(81) 大久保利謙編 前掲書 二二七頁

註(82) 大久保利謙編 前掲書 二二七頁

註(83) 大久保利謙編 前掲書 二二七頁

註(84) 大久保利謙編 前掲書 二二八頁

註(85) 大久保利謙編 前掲書 二二一頁

註(86) 『日米文化交渉史』第三卷「宗教教育」(執筆者は海後宗臣氏) 三三二頁



岩倉使節団人員名簿

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年—没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
岩倉 具美	特命全權大使	右大臣	一八二五—一八八三	公卿		大日本帝国憲法体制の礎石を固めた
木戸 孝允	特命全權副使	参議	一八三三—一八七七	長州藩士		参議、文部卿、第一回地方官会議議長、内閣顧問
大久保利通	特命全權副使	大蔵卿	一八三〇—一八七八	薩摩藩士	途中帰国、再度派遣	内務卿兼任
伊藤 博文	特命全權副使	工部大輔	一八四一—一九〇九	長州藩士	途中帰国、再度派遣、長州藩英 国留学生	内務卿兼任、初代首相、枢密院議長、 初代韓国統監
山口 尚芳	特命全權副使	外務少輔	一八四二—一八九四	佐賀藩士		元老院議員、元老院幹事、会計検査院 長、貴族院議員
田辺 太一	一等書記官	外務少丞	一八三一—一九一五	旧幕臣	幕府の遣仏使節（横浜鎮港談判、 パリ博覧会参列）の一員	外務大書記官、元老院議員、貴族院議 員
塩田 篤信	一等書記官	外務大記	一八四三—一八八九	旧幕臣	別名塩田三郎	外務大書記官、外務少輔、特命全權公 使として清国に駐劄、北京で客死
福地源一郎	一等書記官		一八四一—一九〇六	旧幕臣	幕府の遣欧使節の一員、慶応元 年にも外国奉行柴田剛中に随行 して渡欧	東京府会議長、衆議院議員、東京日日 新聞社長・主筆、立憲帝政党を結成
何 礼之	一等書記官	外務省七等出仕	一八四〇—一九二三	長崎・唐通詞	別名礼之助	内務権大丞、元老院議員、高等法院予 備裁判官、貴族院議員
渡辺 洪基	二等書記官	外務少記	一八四八—一九〇一	福井・医師	途中、伊藤副使と衝突して帰国	オーストリア代理公使、学習院次長、 東京府知事、初代東京帝国大学総長
小松 濟治	二等書記官	外務省七等出仕	一八四七—一八九三	武蔵・平民	利通と共に途中帰国	外務三等書記官、大審院判事、司法書 記官、民事局次長、司法省参事官
林 董三郎	二等書記官		一八五〇—一九一三	佐倉・蘭医	別名董、幕府第一回派遣留学生 として英国へ	通信省内信局長、香川・兵庫県知事、 外務次官、外務大臣、通信大臣
長野桂次郎	二等書記官		一八四三—一九一七	東京・蘭通詞	別名桃三郎。幕府留学生として 英国へ。視察中、書記官罷免・ 肥田理事官随行に	
柴田 昌吉	二等書記官	外務大記			明治五年正月十九日罷免さる	

G・F・ヴァーベック論(3)

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年―没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
川路 寛堂	三等書記官		一八四四―一九二七	旧幕臣	別名太郎。視察中書記官罷免・田中光理事官随行に	外国文書課長、神戸松蔭女学校校長
山内六三郎	三等書記官				別名一式、明治四年一月八日、罷免。	
吉原 重俊	三等書記官		一八四五―一八八七	薩摩藩士	「理事功程」提出者	外務一等書記官、横浜正金銀行管理長、租税局長、関税局長、日本銀行総裁
杉浦 弘蔵	三等書記官		一八四三―一八七六	薩摩藩士	別名崑山義成。薩摩藩英国留学	東京開成学校校長、東京書籍館・博物館館長兼務
大原令之助	三等書記官			佐土原藩士	アメリカのニューヘブンに居住、それ以後不明	
新島七五三太	三等書記官心得		一八四三―一八九〇	安中藩士	別名襄、田中不二麿理事官随行、元治元年渡米、米国にて使節団に加わる	同志社英学校設立
池田 政懋	四等書記官	文部大助教		長崎		天津領事、長崎税関長
安藤 忠経	四等書記官	外務大録		鳥羽		
五辻 安仲	大使随行	式部助	一八四五―一九〇六	公家		爵位局次官
野村 靖	大使随行	外務大記	一八四二―一九〇九	長州藩士		外務権大丞、神奈川県令、通信次官、枢密顧問官、内務大臣、通信大臣
中山 信彬	大使随行	兵庫県権知事	一八四二―一八八四	肥前		外務権大丞、大阪株式取引所頭取
内海 忠勝	大使随行	神奈川県大参事	一八四三―一九〇五	長州藩士		長崎・三重・兵庫・長野。神奈川・大阪・京都の各府県県令・知事、内務大臣
安場 保和	大使随行	租税権頭	一八三五―一八九九	肥後藩士		福島・愛知・福岡各県令、元老院議員、貴族院議員
久米 丈市	大使随行	権少外史	一八三九―一九三一	佐賀藩士	別名邦武、「特命全権大使 米欧回覧実記」の編者	東京帝国大学教授、東京専門学校教授、久米邦武事件で東京帝国大学教授を失職
由利 公正	大使随行	東京府知事	一八二九―一九〇九	福井藩士	別名三岡八郎	元老院議員、貴族院議員

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年—没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
佐々木高行	理事官	司法大輔	一八三〇—一九一〇	土佐藩士		大判官、参議兼工部卿、宮中顧問官、枢密顧問官
東久世通禧	理事官	侍従長	一八三三—一九一三	公卿		枢密顧問官、元老院議員、元老院副議長、枢密顧問官、貴族院副議長、枢密院副議長
山田 顕義	理事官	陸軍少将	一八四四—一八九二	長州藩士		東京鎮台司令官、清国、等特命全権公使、陸軍中将、元老院議員、参議兼工部卿、司法卿、司法大臣
田中 光顕	理事官、会計兼務	戸籍頭	一八四三—一九三九	土佐藩士		陸軍少将、元老院議員、会計検査院長、学習院長、宮内大臣
田中不二麿	理事官	文部大丞	一八四五—一九〇九	尾張藩士		文部大輔、司法卿、イタリア公使、フランス公使、枢密顧問官、司法大臣
肥田 為良	理事官	造船頭	一八三〇—一八八九	旧幕臣	別名浜五郎、幕府の遣米使節として渡航、オランダ留学	主船寮兼海軍大丞、海軍機関総監、御料局長官、帝室制度取調委員、第十五銀行創立者
高崎 正風	理事官	少議官	一八三六—一九一三	薩摩藩士	別名豊麿、理事官罷免の後、再度各国視察を命ぜらる	侍従番長、御歌所長、枢密顧問官
江藤 新平	理事官	司法卿	一八三四—一八七四	佐賀藩士	派遣中止	参議、民撰議院設立建白書に署名、佐賀の乱に敗れ、処刑される
岩倉 具綱	使節随行人		一八四二—一九〇六	公卿	岩倉具実の嫡子	宮内大録、宮内掌典長、宮中顧問官
山本復一郎	使節随行人				岩倉家の家扶	
山口林之助	使節随行人				岩倉家の家扶	
松方 蘇介	使節随行人			薩摩藩士		
日置 兵市	使節随行人			宇和島藩士		
福井 順三	使節随行人					
高辻 修長	使節随行人		一八四〇—一九一三	公卿	本戸参議家従	東宮侍従長、宮中顧問官
香川 広安	使節随行人		一八三九—一九一五	水戸藩士	辞職の上自費での随従、視察中に東久世理事官随従に、別名香川敬三・鯉沼伊織	皇后大夫兼主殿頭・諸陵頭、皇太后宮大夫、枢密顧問官

G・F・ヴァーベック論(3)

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年—没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
平賀 義實	佐々木理事官随員	司法少判事	一八二六—一八八二	福岡藩士	慶応三年米国へ藩命で留学	函館裁判所所長、検事局判事
岡内 重俊	佐々木理事官随員	司法少判事	一八四二—一九一五	土佐藩士		司法大検事、大審院刑事局詰、高等法院陪席判事、元老院議員、貴族院議員
中野 健明	佐々木理事官随員	司法少判事	？—一八九八	佐賀藩士		外務省一等書記官、パリ公使館勤務、オランダ公使館勤務、大蔵省関税局長
長野 文炳	佐々木理事官随員	明法少判事	一八五四—一八八二			権中法官、東京上等裁判所刑事局判事、司法省判事、大審院判事
鳥居 忠文	佐々木理事官随員	従五位	一八四七—一九一四	壬生藩主		ハワイホルル領事館副領事、公使官書記官、貴族院議員
村田 経満	東久世理事官随員	宮内大丞	一八三六—一八七七	薩摩藩士	別名新八	西郷隆盛と共に辞官、鹿児島私学校設立に寄与、西南戦争で没
原田 一道	山田理事官随員	兵学大教授	一八三〇—一九一〇	鴨方藩士	幕府の遣仏使節(横浜鎖港談判)の一員	兵学校頭、陸軍少将、東京砲兵工廠長、元老院議員、貴族院議員
富永 冬樹	山田理事官随員心得	田辺外務大丞厄介	？—一八九九	旧幕臣		司法七等判事、東京上等裁判所判事、松江始審裁判所所長、京都始審裁判所所長、大審院部長
松村 文亮	山田理事官随員心得	鍋島直大厄介	一八四〇—一八九六	佐賀藩士		海軍少佐、電信少技長心得、「春日」艦長
若山 儀一	田中光理事官随員	租税権助	一八四〇—一八九一	江戸の医家出身		太政官・農商務省権大書記官、参事院議員補、体系的保護貿易論の提唱者
阿部 潜	田中光理事官随員	検査大属				
杉山 一成	田中光理事官随員	租税権大属				
富田 命保	田中光理事官随員	大蔵省七等出仕	一八四二—一九一三	鳥取藩士		神奈川・長崎県知事、元老院議員、貴族院議員
沖 守固	田中光理事官随員					
佐々谷八郎	田中光理事官随員					
吉雄 永昌	田中光理事官随員					
長岡 義之	田中不理事官随員	租税寮七等出仕				明治五年に免官となり、そのままアメリカに滞留

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年—没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
手島 精一	田中不理事官随行心得					
長与 専斎	田中不理事官随行	文部中教授	一八三八—一九〇二	大村藩侍医	乗継の名有り	文部省医務局長、東京帝国大学医学部副総理、内務省衛生局長、元老院議員、貴族院議員、宮内顧問官、中央衛生公長
中島 永元	田中不理事官随行	正七位				内務省権大書記官、参事院議員補、外務省権大書記官、行政裁判所評定官
近藤 昌綱	田中不理事官随行	文部中助教				
今村 和郎	田中不理事官随行	文部中助教		土佐藩士	別名鎮三	
内村 良蔵	田中不理事官随行		？ — 一九〇〇	山形藩士		
瓜生 震	肥田理事官随行	鉄道中属	一八五三—一九二〇			工部省鉄道寮に出仕、長崎高島炭鉱会社重役、東京火災海上・日本興業銀行重役
大島 高任	肥田理事官随行	鉱山助	一八三六—一九〇〇	盛岡藩蘭医		工部大技長、佐渡鉱山局長、日本鉱業会会長
安川 繁成	高崎理事官随行	少議生	一八三九—一九〇六	白河藩士		印刷局副長、工部大書記官、検査院部長、東京市議、日本鉄道会社検査委員、衆議院議員
河野 敏謙	江藤理事官随行	司法少丞	一八四四—一九九五	土佐藩士	高崎理事官の罷免により一度は罷免されるが、再び各国視察を命ぜられる	司法大丞兼大検事、権大判事、文部卿、農商務卿、立憲改進黨の創立者、農商務・内務・司法・文部の各大臣、枢密顧問官
鶴田 皓	江藤理事官随行	明法助	一八三五—一八八八	佐賀藩士		明法権頭、司法大丞、一等法制官、検事、元老院議員、参事院議員、東京帝国大学法学部講師
岸良 兼養	江藤理事官随行	権中判事		薩摩藩士		司法大検事、初代検事長、二代目大審院長
井上 毅	江藤理事官随行	司法中録	一八四三—一九九五	熊本藩士		内閣法制局長、文部大臣、枢密顧問官

G・F・ヴァーベック論(3)

G・F・ヴァーベック論(3)

氏名	役職名	任命時の職ほか	生年―没年	出身・身分	特記事項	主な経歴ほか
益田 克徳	江藤理事官随員	司法省八等出仕	一八四三―一八九〇	旧幕臣		元老院権大書記官、東京府会議長、「東京横浜毎日新聞」経営者
沼間 守一	江藤理事官随員	司法省七等出仕	一八四三―一八九〇	旧幕臣		翻訳課長、司法大書記官、大審院長心得、貴族院議員、東京物産株式会社専務取締役会長、東京築地活版製造所社長、破産管財人
名村 泰蔵	江藤理事官随員	司法省七等出仕	一八四〇―一九〇七	長崎蘭通詞	パリ万国博覧会参列使節団団員	大警視、陸軍少将
川路 利良	江藤理事官随員	警保助	一八三四―一八七九	薩摩藩士	通訳	権少技長、権大技長、燈台局長
岩見 鑑造	由利東京府知事随員	東京府二等訳官			エディンバラ大学で建築学を学ぶ	権少技長、権大技長、燈台局長
藤倉 見達		燈台権大属				
西岡 逾明	各国視察員	中議官				
小室 信夫	各国視察員	少議官	一八三九―一八九八	徳島藩士		左院議官、民撰議院設立建白書に署名、共同運輸会社・日本郵船会社の設立に寄与
鈴木 貫一	各国視察員	中議生		彦根藩士	明治三年に渡米	
佐々木良三	木戸副使の従者					
山県亥三郎	大久保副使の従者		一八五八―一九二七	長州藩士	別名伊三郎、山県有朋の子	法制局参事官、通信大臣、貴族院議員、朝鮮総督府政務総監、関東長官、枢密顧問官
高島 米八	大久保副使の従者					
山口俊太郎	山口副使の従者			佐賀藩士	山口尚芳の子、米国に私費留学	
相良 緒吉	山口副使の従者					
川村 勇	山口副使の従者			静岡	明治四年に渡米、私費留学	

岩倉使節に同行した留学生

凡例

- ①氏名 ②任命時の身分 ③但し書き ④別名 ⑤生年・没年 ⑥特記事  
 項 ⑦留学前の主な学習歴 ⑧留学前(明治四年以前)の主な経歴 ⑨留  
 学国 ⑩留学先 ⑪専攻科目 ⑫派遣元・派遣機関 ⑬留学費負担者 ⑭  
 出自 ⑮係累 ⑯推薦者 ⑰同行・随行者 ⑱帰国後の主な経歴1(公務)  
 ⑲主な経歴2(経済活動) ⑳主な経歴3(社会活動) ㉑主な経歴4(教  
 育) ㉒爵位 ㉓議員歴 ㉔大臣歴

- ①黒田長知 ②従四位 ④慶賢 ⑤一八三八一—一九〇二 ⑧侍従、福岡藩主、  
 福岡藩知事、福岡藩貨幣製造事件により藩知事罷免 ⑨米国 ⑩ボストンへ ⑫  
 私 ⑬黒田家 ⑭福岡藩主 ⑮津藩主藤堂高猷の二男、福岡藩主黒田長溥の養  
 嗣子 ⑯金子堅太郎、団琢磨 ⑰侯  
 ①金子堅太郎 ②福岡県士族 ⑤一八五三—一九四二 ⑥黒田長知の従者 ⑦  
 東京遊学、平賀義質より英語を学ぶ ⑨米国 ⑩ハーバード大学法科卒業 ⑪  
 法律学 ⑫私 ⑬私費 黒田家 ⑭福岡藩士族 ⑮福岡藩勘定所附の下級武士  
 金子清蔵直道の長男 ⑰黒田長知に随従 ⑱元老院第二課出仕、元老院権大書  
 記官、内閣総理大臣秘書官、枢密院議長秘書官 ⑳維新史料編纂会総裁、宮内  
 省臨時帝室編集局総裁、共存同衆同人 ㉑東京大学予備門教員 ㉒伯 ㉔農商  
 務、司法  
 ①団琢磨 ②福岡県士族 ④神屋駒吉 ⑤一八五八一—一九三二 ⑥黒田長知の  
 従者 ⑦東京遊学、平賀義質より英語を学ぶ ⑨米国 ⑩マサチューセッツ工  
 科大学卒業 ⑪鉱山学 ⑫私 ⑬私費 黒田家 ⑭福岡藩士族 ⑮福岡藩権大  
 参事団尚静の養子 ⑰黒田長知に随従 ⑱池田山局御用掛・技師・開坑長 ⑲  
 三井三池炭坑事務局長、三井鉱山合名会社専務理事・三池炭坑事務所長、三井合  
 名会社社長、同理事長 ⑳日本工業倶楽部理事長、日本経済連盟会長 ㉑大阪  
 専門学校助教・訓導、東京大学助教 ㉒男  
 ①伊達宗敦 ②従五位 ⑤一八五二—一九一〇 ⑧仙台藩主、仙台藩知事 ⑨  
 英國 ⑭仙台藩主 ⑮仙台藩主伊達慶那の養子、宇和島藩主伊達宗城の三男

G・F・ヴァーベック論(3)

②③貴族院議員

- ①鍋島直大 ②正四位 ④直縄・茂實 ⑤一八四六—一九二二 ⑦字間(漢字)  
 を草場佩川(瑛助)に受ける ⑧議定職・外国事務局権輔、横浜裁判所副総督、  
 外国官副知事、参与職、佐賀藩知事 ⑨英國 ⑩ロンドンへ ⑫私 ⑬佐賀藩  
 主 ⑭佐賀藩主鍋島直正(閑叟)の二男 ⑮外務省御用掛、特命全権公使とし  
 てイタリアに駐在、元老院議員兼式部頭、式部長官、宮中顧問官 ⑯日本音楽  
 会会長、日本赤十字社常議員 ⑰国学院大学学長 イタリア学協会会長 ⑱侯  
 ⑲貴族院議員  
 ①河内宗一 ②山口県士族 ③律学修業トシテ仏国へ ⑤一八四九—? ⑨仏  
 国 ⑩パレー塾 ⑪普通学、刑法学 ⑫公 ⑬藩費 ⑭長州藩士  
 ①中江篤介 ②高知県士族 ③律学修業トシテ仏国へ ④兆民 ⑤一八四七—  
 一九〇一 ⑦藩校致道館、長崎遊学(英学学習)、済美館で仏語修学、江戸遊  
 学、村上英俊に師事、破門 ⑧フランス領事レックの通訳、日新塾塾頭として  
 フランス語を教える ⑨仏国 ⑩エミール・アコラスの私塾 ⑪法律学 ⑫官  
 ⑬官費 ⑭土佐藩士 ⑮土佐藩の足軽中江為助の長男 ⑯大久保利通 ⑰自由  
 党創立者 ⑱仏蘭西学舎開塾、東京外国語学校長、「民約訳解」、「三酔人経綸問  
 答」ほか  
 ①毛利元敏 ②従五位 ⑤一八四八一—一九〇八 ⑨英國 ⑮豊浦藩主元運の第  
 八子 ⑰田中貞吉・土屋静軒を同行 ⑱子  
 ①清水谷公考 ②正四位 ③魯国留学被仰付候事 ⑤一八四五—一八八二 ⑦  
 比叡山で修業、大阪開成所に入學 ⑧箱館裁判所副総督、箱館府知事、開拓次  
 官 ⑨露国 ⑫官 太政官 ⑬公卿 ⑭公卿 ⑮公卿清水谷公正の子 ⑱伯  
 ①平田範静 ②米沢県士族 ③魯国留学被仰付候事 ④東助 ⑤一八四九—  
 九二五 ⑥行先変更、ドイツへ ⑦藩校興讓館、古賀謹堂に師事、大学南校卒  
 業 ⑧大学小舎長、大阪開成学校勤務 ⑨独国 ⑩ハイデルベルヒ、ライプチ  
 ヒ、ベルリンの各大学で修学 ⑪政治学、法律学 ⑫官 開成学校 ⑬米沢藩  
 士 ⑭米沢藩士伊藤昇迪の二男、米沢藩医平田亮伯の養子 ⑮内務・大蔵省御  
 用掛、大蔵・太政官権少書記官、法制局参事官、法制局部長、枢密院書記官長、  
 法制局長 ⑯産業組合運動の先駆者 ⑰法学博士、臨時教育会議総裁 ⑱伯  
 ⑲貴族院議員 ⑳農商務、内務、内

- ①松田益次郎 ②岡山県土族 ④岡山藩主  
 ①水谷六郎 ②岡山県土族 ④亦六郎 ⑥私費で渡航、明治五年四月より工部省が留学費を負担 ⑨英国 ⑫私↓官 私↓工部省 ⑬私↓工部省 ⑭岡山藩士 ⑮鉄道寮勤務 ⑯長崎三菱造船所所長  
 ①松崎延光 ②五位 ④万長？  
 ①万里小路秀麿 ④正秀 ⑤一八五八—一九一四 ⑨露国 ⑩ロシア貴族について学ぶ ⑭公卿 ⑮権大納言万里小路正房の八男 ⑯式部寮御用掛、式部官、掌典式部主事心得、主簿官、大膳亮、大膳寮主事、大膳頭 ⑳男  
 ①武者小路実世 ⑤一八五一—一八八七 ⑨独国 ⑫官 ⑭公卿 ⑰平田範静らのグループ  
 ①前田利同 ②富山藩知事 従四位 ⑤一八五六—一九二一 ⑧富山藩主、富山藩知事 ⑭富山藩主 ⑮加賀藩主前田齊泰の九男、富山藩主前田利声の嗣  
 ①奥平昌邁 ②従五位 ⑤一八五五—一八八四 ⑧中津藩主、中津藩知事 ⑨米国 ⑩ラトガス大学 ⑭中津藩主 ⑮宇和島藩主伊達宗城の三男、中津藩主奥平昌服の養子 ⑰小幡甚三郎を同行 ⑱東京芝区長 ⑳伯 ㉑東京府議會議員  
 ①坊城俊章 ②従四位 ③魯国留学被仰付候事 ⑤一八四七—一九〇六 ⑧侍従、参与、弁事・外国事務局権輔、三等陸軍将、陸軍少将、山形県知事 ⑨露・独 ⑪軍事研究 ⑫官 太政官 ⑬太政官費 ⑭公卿 ⑮伯爵坊城俊政の子  
 ⑱陸軍歩兵中佐、近衛歩兵第三連隊大隊長少佐 ⑳伯 ㉑貴族院議員  
 ①岩下長十郎 ②鹿児島県貫族 ④長次郎 ⑤一八五一—？ ⑥慶応二年、渡仏、明治四年、官費留学生に ⑨仏国 ⑩フブールに師事 ⑫公↓官 藩↓官  
 ⑬藩費↓官費 ⑭薩摩藩士 ⑮岩下方平の子 ⑱陸軍始飾隊式伝令使  
 ①吉益正雄 ②東京府貫族  
 ①吉益亮 ②吉益の娘 ④亮子 ⑤一八五七(?)—一八八六 ⑥開拓使派遣、途中帰国 ⑨米国 ⑩日本弁務使官チャールズ・ランメン方に預けられる ⑫官 開拓使 ⑬開拓使 ⑭東京 ⑮東京府土族秋田県曲事吉益正雄の娘 ⑯海岸女学校教員、女子英学教授所設立  
 ①永井久太郎 ②静岡貫族 ④玄栄 ⑭旧幕臣  
 ①永井繁 ②永井久太郎の娘 ④繁子 ⑤一八六三—一九二八 ⑥開拓使派遣

- ⑨米国 ⑩ヴァッサー・カレッジ ⑪音楽 ⑫官 開拓使 ⑬開拓使 ⑭静岡  
 ⑮佐渡奉行属役益田孝義の娘、幕府軍医永井久太郎の養女、海軍大将瓜生外吉と結婚 ⑯東京女子高等師範兼東京音楽学校教授  
 ①津田仙弥 ②東京府貫族 ④仙 ⑤一八三七—一九〇八 ⑥慶応三年、幕府軍艦購入を目的とする小野友五郎一行の一員として米国へ ⑦番書調所に入學、蘭学を修め、伊藤賢齊らに英学を学ぶ ⑧番書取調方、築地ホテル支配人、北海道開拓使嘱託 ⑨堧・蘭 ⑭旧幕臣 ⑮佐倉藩士小島善右衛門良親の二男、津田大太郎の婿養子 ⑯ウィーン万国博覧会三等事務官心得、農学伝習 ⑳学農社設立、「開拓雜誌」、「農業雜誌」の刊行 ㉑学農社農学校設立  
 ①津田梅 ②津田仙弥の娘 ④むめ、梅子 ⑤一八六四—一九二九 ⑥開拓使派遣 ⑨米国 ⑩コレジェト・インスティテュート、アーチャー・インスティテュート卒業 ⑫官 開拓使 ⑬開拓使 ⑭東京 ⑮佐倉藩士津田仙弥の二女  
 ⑯海岸女学校の教員、桃天女塾教員、華族女学校教員、女子高等師範学校教授、女子英学塾創立者  
 ①山川与十郎 ②青森県貫族  
 ①山川捨松 ②山川与十郎の娘 ④咲子 ⑤一八六〇—一九一九 ⑥開拓使派遣 ⑨米国 ⑩エール大学、バツサー大学卒業、ニューヘブン病院 ⑪女子教育、看護学 ⑫官 開拓使 ⑬開拓使 ⑭斗南・旧会津藩士の娘 ⑮会津藩那奉行主役山川尚江の娘、山川健次郎の妹、陸軍大将大山巖と結婚 ⑯赤十字篤志看護婦会役員、愛国婦人会役員、女子英学塾同窓会会長 ⑰女子英学塾顧問  
 ①大久保彦之進 ②大久保利通嫡男 ④利和 ⑤一八五九—一九四五 ⑨米国 ⑩マントウア・アカデミーに入る ⑪普通学 ⑫私 ⑬私費 ⑭薩摩藩士の子 ⑯侯  
 ①牧野伸熊 ②大久保利通厄介 ④牧野伸頭、大久保伸熊 ⑤一八六一—一九四九 ⑦上京して、大山巖にフランス語を習う ⑨米国 ⑩フィラデルフィアの中学校 ⑫私 ⑬私費 ⑭薩摩藩士の子 ⑮大久保利通の二男 ⑯外務省御用掛准任取扱、ロンドンの日本公使館三等書記官、太政官参事院議官補、兵庫県大書記官、内閣記録局長、福井県・茨城県知事、文部次官、イタリア公使、オーストリア公使 ⑰東亜同文会会長、日本棋院総裁、帝室経済顧問 ⑱伯 ⑳文部、農商務、外務、宮内、内



- ①湯川頼次郎 ②大村県貴族 ④類次郎? ⑥大村純熙の従者
- ①川村勇 ②静岡県貴族 ③山口尚芳全権副使の従者 ⑥私費留学生、途中帰国、その後不明 ⑨米岡 ⑩ミシガンのアナバーで語学研修、五ヶ年の予定 ⑪語学研修 ⑫私 ⑬私費 ⑭静岡
- ①鳥居忠文 ②従五位 ④高 ⑤一八四七—一九一四 ⑥私費渡英 ⑧壬生藩主 ⑨英国 ⑫私 ⑬私費 ⑭壬生藩主 ⑮壬生藩主鳥居忠孝の四男 ⑰森田忠毅を同行 ⑱子
- ①日下義雄 ②山口県貴族 ④石田五助 ⑤一八五二—一九二二 ⑥私費留学生 ⑦藩校日新館、大阪英学校入学 ⑨米岡 ⑫私 ⑬私費 ⑭会津藩士の子 ⑮会津藩士石田常雄の長男 ⑯内務省権大書記官、農商務省権大書記官、長崎県令、福島県知事、第一国立銀行監査役 ⑰愛国生命保険監査役、京釜鉄道常務取締役 ⑱東京統計協会常議員 ⑲紙幣寮で生徒に銀行学会長として算術を教える
- ①錦小路頼言 ②従五位 ④姉小路頼言? ⑨英国
- ①松浦熙行 ②大村県貴族 ④松浦右近? ⑥大村純熙の従者 ⑦大村純熙に随従
- ①吉川重吉 ⑤一八六〇—一九二五 ⑥ハーバード大学卒業 ⑧岩国藩主 ⑨米岡 ⑩ハーバード大学卒業、留学期間一八七一—一八八三 ⑫私 ⑬私費 ⑭岩国藩主の子 ⑮岩国藩主吉川経健の二男 ⑰土屋静軒・田中貞吉を同行 ⑱公使館書記官、ドイツ公使館に赴任 ⑲華族会館幹事、南洋協会会頭 ⑳教科用図書調査委員 ㉑男 ㉒貴族院議員
- ①土屋静軒 ②岩国県貴族 ④土居静軒? ⑥毛利元敏・吉川重吉の従者 ⑨仏国 ⑰毛利元敏・吉川重吉に随従
- ①田中貞吉 ⑤一八五七—一九〇五 ⑥毛利元敏・吉川重吉の従者 ⑨米岡 ⑫私 ⑬私費 ⑰毛利元敏・吉川重吉に随従 ⑱海軍省に出仕、第二軍郵便部長、台湾総督府郵便部長 ⑲海外植民事業の企画、南米探検 ㉑東京郵便電信学校長
- ①前田利嗣 ②従四位 ④利司 ⑤一八五八—一九〇〇 ⑦ブラウン塾遊学、父の病気で途中帰国 ⑨英国 ⑫官 ⑬前田慶寧の長男 ⑱鉄道事業に尽力 ⑲英事業に尽力 ㉑侯

G・F・ウァーベック論(3)

- ①三浦男太郎 ②山口県貴族 ④十郎?
- ①堀嘉久馬 ②金沢県貴族 ⑥前田利嗣の従者 ⑰前田利嗣に随従
- ①沢田春松 ②金沢県貴族 ⑥前田利嗣の従者 ⑰前田利嗣に随従
- ①山口林之助 ②岩倉右大臣家従 ④仙之助? ⑥私費留学 ⑨仏国 ⑰岩倉具視全権大使に随従
- ①蜂須賀茂韶 ②従二位 ⑤一八四六—一九一八 ⑧徳島藩主、徳島県知事、議定職刑法事務局輔、民部官知事 ⑨英国 ⑩オックスフォード大学 ⑫私 ⑬徳島藩主蜂須賀齊裕の子 ⑰小室信夫を同行 ⑱外務省御用掛、大蔵省関税局長、元老院議員、東京府知事 ⑲鉄道・海上保険・共同運輸業でも指導的役割、北海道の雨竜農場の経営 ⑳日本歴史地理学会会長 ㉑侯 ㉒貴族院議長 ㉓文部
- ①上田峻 ②東京府貴族・外務中録
- ①上田梯 ②上田峻の娘 ④梯子 ⑤一八五七(?)—? ⑥開拓使派遣、途中帰国 ⑨米岡 ⑫官 開拓使 ⑬開拓使費 ⑭外務中録上田峻の娘
- ①関沢明清 ②金沢県貴族 ④孝三郎 ⑤一八四三—一八九七 ⑥前田利嗣の従者、慶応二年に藩の密許でロンドンに渡航 ⑦江川太郎左衛門、村田蔵六の門に入り、蘭学と航海術を学ぶ、長崎遊学 ⑧加賀藩軍艦軍用方頭級 ⑨英国 ⑭加賀藩士 ⑮加賀藩士関沢六衛門の二男 ⑰旧加賀藩主前田慶寧に随従 ⑱ウィーン博覧会に参加、アメリカ独立記念博覧会に出張、勸業寮水産係主任 ⑲捕鯨銃の発明 ⑳駒場農学校校長、水産伝習所所長
- ①中島精一 ②金沢県貴族 ⑤一八五一—? ⑥私費留学 ⑨仏国 ⑩シウエー氏塾で器械学の修学 ⑪器械学 ⑫私 ⑬私費
- 以上四十八名「日本外交文書」による。
- ①内海忠勝 ②神奈川県大参事 ③大使随員 ④精一 ⑤一八四三—一九〇五 ⑦名井塾、郷校憲章館で修学 ⑧奇兵隊員、兵庫縣断獄局に出仕、兵庫縣少参事、兵庫縣大参事、神奈川県大参事 ⑨英国 ⑫官 ⑬官費 ⑭長州藩士 ⑮周防山口藩士吉田治助の四男、周防山口藩士内海龜之進良治の養子 ⑰大阪府権参事、大阪府大書記官、長崎・三重・兵庫・長野・神奈川・大阪・京都の府県令・知事、会計検査院長 ⑲男 ⑳貴族院議員 ㉑内務
- ①大島高任 ②鉢山助 ③肥田理事官随員 ⑤一八二六—一九〇一 ⑦箕作阮

- 甫、坪井信道に蘭学を学び、長崎に遊学（西洋砲術・採鋳精練術・造弾術を修学）
- ⑧ 勘定奉行格鉄砲方、蕃書調所出役教授、大学大助教、工部少丞、鋳山助
- ⑨ 独国
- ⑩ フライブルクのマンスヘルト・クラウスタルノ溶鋳場で実地研究
- ⑪ 採鋳・鋳山学
- ⑫ 官
- ⑬ 官費
- ⑭ 盛岡藩士
- ⑮ 盛岡藩蘭医大島周意の長男
- ⑯ 鋳山権頭、工部一等技長、工部大技長、佐渡工業所長、佐渡鋳山事務長
- ⑰ 日本鋳業会会長、フランス鋳山会および金石万国公会の名誉会員
- ⑱ 「鉄鋳製造御用中心覚え概略」
- ① 沖守固
- ② 租税権助
- ③ 田中光理事官随員
- ④ 一八四一—一八四二
- ⑤ 鳥取藩少参事、鳥取藩権大参事、租税権助
- ⑥ 英国
- ⑦ 官費
- ⑧ 鳥取藩士
- ⑨ 鳥取藩士沖一峨の長男
- ⑩ 内務省少書記官、神奈川県令、長崎・滋賀・和歌山・大阪・愛知の各府県知事、元老院議員
- ⑪ 川路寛堂
- ⑫ 三等書記官
- ⑬ 太郎
- ⑭ 一八四四—一八四七
- ⑮ 慶応二年に「幕府イギリス留学生」の取締役として渡英、岩倉使節団の通訳
- ⑯ 筑作阮甫に蘭学を、中浜万次郎、森山多吉郎に英学を、メルメ・カシオンに仏学を学ぶ
- ⑰ 幕府の歩兵頭並、大蔵省に出仕
- ⑱ 蘭国
- ⑲ オランダで堤防の方法の研究
- ⑳ 土木学
- ㉑ 官費
- ㉒ 旧幕臣
- ㉓ 川路聖謨の嫡男彰常の長男
- ㉔ 大蔵省外国文書課長
- ㉕ 英学塾月山学舎を創設、福山中学校教諭、洲本中学校教諭、淡路高等女学校校長、神戸松陰女学校校長
- ① 杉山一成
- ② 検査大属
- ③ 田中光理事官随員
- ④ 蘭国
- ⑤ オランダで堤防の方法を研究
- ⑥ 土木学
- ⑦ 官費
- ⑧ 手島精一
- ⑨ 田中光理事官随員心得
- ⑩ 惇之助
- ⑪ 一八四九—一八五八
- ⑫ 華頂宮博経の留学に随員、留学中に米国で岩倉使節団の通訳として採用
- ⑬ 藩校明親館、大学南校大助教柳本直次郎の書生、洋学学習
- ⑭ 米・英
- ⑮ ラファイエット大学入学
- ⑯ 建築学
- ⑰ 私
- ⑱ 私費
- ⑲ 沼津水野藩士
- ⑳ 沼津水野藩士田辺直之丞の二男、沼津水野藩士手島右源太の養子
- ㉑ 東京開成学校監事、文部省少書記官、文部省参事官、普通学務局長、実業教育局長
- ㉒ 住友家顧問
- ㉓ 教育博物館長補、東京工業学校校長
- ① 富永冬樹
- ② 山田顕義理事官随員心得
- ③ 一八九九
- ④ 明治四年四月渡米、留学中に米国で岩倉使節団の通訳として採用
- ⑤ 米国
- ⑥ 私
- ⑦ 私費
- ⑧ 旧幕臣
- ⑨ 江戸幕府代官手代富永惣五郎の二男
- ⑩ 司法七等判事、東京上等裁

- 判所判事、松江始審裁判所長、京都始審裁判所長、大審院部長
- ① 中野健明
- ② 司法少判事
- ③ 佐々木理事官随員
- ④ 一八九八
- ⑤ 米国
- ⑥ 佐賀藩士
- ⑦ 外務一等書記官、パリ公使館勤務、オランダ公使館勤務、大蔵省関税局長
- ① 長野桂次郎
- ② 三等書記官
- ③ 立石釜次郎、立石教之、米田為八
- ④ 一八四三—一八四七
- ⑤ 幕府の遣仏使節の見習通訳
- ⑥ 御雇通詞、アメリカ公使館に勤務
- ⑦ 米国
- ⑧ 官費
- ⑨ 蘭通詞、英通詞
- ⑩ 日光奉行小花和内膳正の次男、立石得十郎の養子
- ⑪ 工部省鋳山寮に出仕、大阪控訴院勤務
- ⑫ ハワイ移民に尽力、北海道開拓事業に精励、⑬ 岩倉使節団の船上模擬裁判のエピソードあり
- ⑭ 明治初期の英学者
- ① 中山信彬
- ② 兵庫県権知事
- ③ 大使随員
- ④ 一八四二—一八四四
- ⑤ 欧米、香港・上海
- ⑥ 香港・上海で貿易の実情調査
- ⑦ 官
- ⑧ 官費
- ⑨ 外務権大丞
- ⑩ 大阪株式取引所頭取
- ① 新島七三太
- ② 三等書記官心得
- ③ 襄
- ④ 一八四三—一八四七
- ⑤ 慶応元年渡航、米国にて岩倉使節の通訳に採用
- ⑥ 杉田玄端に蘭学を学ぶ、海軍伝習所に入學、箱館遊学
- ⑦ 安中藩右筆職補助、安中藩江戸屋敷右筆職
- ⑧ 米国
- ⑨ アマースト大学、アンドヴァー神学校卒業
- ⑩ 私
- ⑪ 私費
- ⑫ 安中藩士
- ⑬ 密航により渡米
- ⑭ 同志社英学校創立者
- ① 野口富蔵
- ② 一八四一—一八八二
- ③ 明治二年渡英、同三年帰国
- ④ 箱館遊学、イギリス領事から英語を学ぶ
- ⑤ アーネスト・サトウの秘書
- ⑥ 英・仏・伊
- ⑦ 絹製造取調、製糸方法取調
- ⑧ 私↓官
- ⑨ サトウ氏
- ⑩ 会津藩士
- ⑪ 津藩士野口成義の二男
- ⑫ アーネスト・サトウに随員
- ⑬ 野村靖
- ⑭ 外務大記
- ⑮ 大使随員
- ⑯ 和作、靖之助
- ⑰ 一八四二—一八四九
- ⑱ 松下村塾で学ぶ
- ⑲ 官内権大丞
- ⑳ 英国
- ㉑ 官費
- ㉒ 長州藩士
- ㉓ 州藩士野村嘉伝治の長男
- ㉔ 外務省出仕、神奈川県令、神奈川県令、駒通総官、通信次官、枢密顧問官、駐仏公使
- ㉕ 子
- ㉖ 内務、通信
- ① 原田一道
- ② 兵学大教授
- ③ 山田顕義理事官随員
- ④ 一八三〇—一八四一
- ⑤ 幕府の遣仏使節に随員
- ⑥ 山田方谷に経書を学び、江戸で洋式兵学を修める
- ⑦ 蕃書調所出役教授手伝、陸海軍兵書取調出役、徴士、兵学校御用掛、軍務局権判事
- ⑧ 仏国
- ⑨ 軍務取調
- ⑩ 官
- ⑪ 官費
- ⑫ 岡山藩士
- ⑬ 岡山藩士原田碩

齋の長男 ⑱兵学校頭、一等法制官、砲兵会議議長、大政官大書記官、陸軍少將、東京砲兵工廠長、元老院議員 ⑳男 ㉑貴族院議員

①松村文亮 ③山田顕義理事官隨行心得 ⑤・八四〇―一八九六 ⑥明治元年上海に渡航、鍋島直大に隨行する私費留學生であるが、明治五年三月に山田顕義理事官隨行心得に ⑧津の海軍學寮で航海術を教える ⑨英國 ⑩英學修業 ⑫私 ⑬私費 ⑭佐賀藩士 ⑮佐賀藩士金丸文雅の三男、中牟田倉之助の弟 ⑯佐賀藩主鍋島直大に隨從 ⑰海軍少佐、電信少技長心得、「春日」艦長補 ⑱村田経滿 ⑲宮内大丞 ⑳東久世通禧理事官隨行 ㉑新八 ㉒一八三六―一八七七 ㉓砲術、和漢の史籍の修學 ㉔宮内大丞 ㉕仏國 ㉖語學研修 ㉗私費 ㉘薩摩藩士 ㉙薩摩藩士高橋八郎良中の第三子、村田経典の養子 ㉚西南戦争の西郷側二番大隊長、西南戦争で戦死 ㉛西郷隆盛設立の鹿児島私學校の砲兵學校監督

以上一七名「本朝公信」等により、「岩倉使節團」と深く関わった留學生  
①江川英武 ⑥明治四年、鉾山學研修のため渡米 ⑨米國 ⑩ピークス・ス・スクール入學 ⑪鉾山學 ⑫山田代官江川太郎左衛門の子 ⑬大蔵省・内務省に出仕

①大村純熙 ④修理 ⑤・一八二五―一八八二 ⑧大村藩主、大村藩知事 ⑨英國 ⑭大村藩主 ⑮大村藩主大村純頭の子 ⑯伯  
①香川広安 ④香川敬三、鯉沼伊織、蓮見東太郎、小林彦次郎 ⑤・一八三九―一八五五 ⑦藤田東湖に師事 ⑧東山先鋒総督大軍監、兵部權大丞、宮内權大丞兼内舍人長 ⑨水戸藩士蓮田重衛門孝定の子、鯉沼意信の養子 ⑩皇后大夫兼主殿頭・諸陵頭、皇太后宮大夫、枢密顧問官  
①来見甲蔵 ⑩露國 ⑪露學 ⑫官 開拓使 ⑬開拓使費 ⑭広川開拓大主典の養子  
①相良緒吉 ⑰山口尚芳全權副使に隨從  
①佐々木良三 ⑰木戸孝允全權副使に隨從  
①高島米八 ⑰大久保利通全權副使に隨從  
①高辻修長 ⑧宮内省侍從 ⑨米國 ⑫私 ⑬私費 ⑰岩倉具視全權大使に隨從  
①田中覚太郎 ⑥鍋島直大の從者 鍋島直大に隨從

G・F・ヴァーベック論(3)

①土肥百次 ④百之?  
①日置兵市 ⑨米國 ⑫私 ⑬私費 ⑭宇和島藩士 ⑰岩倉具視全權大使に隨從

①百武安太郎 ④兼行 ⑤一八四二―一八八四 ⑥鍋島直大の從者 ⑧佐賀直大の近從 ⑨英國 ⑩オックスフォード大學、リチャードソンから油絵を学ぶ、レオン・ボナに師事 ⑪經濟學、絵画 ⑫佐賀藩士 ⑬佐賀藩士百武兼貞の二男 ⑭佐賀藩主鍋島直大に隨從 ⑮外務二等書記官、農商務省權大書記官、商務局長心得(「次長」) ⑯繪画「ブルガリアの女」の作者

①福井順三 ⑨米國 ⑫私 ⑬私費 ⑰岩倉具視全權大使に隨從  
①松崎延麿 ④万長?  
①松方蘇介 ⑨米國 ⑰岩倉具視全權大使に隨從  
①松村文部 文亮? ⑥鍋島直大の從者 ⑰鍋島直大に隨從  
①三浦泰太郎 ④十郎?

①森田忠毅 ④留藏 ⑥鳥居忠文・江川英武の從者 ⑨米國 ⑩牧畜業務 ⑰鳥居忠文・江川英武に隨行 ⑱熱海で牧場を経営  
①山県伊三郎 ③大久保利通全權副使の從者 ④亥三郎 ⑤一八五八―一八九七 ⑨獨國 ⑩ベルリン大學入學 ⑪政治學、法律學 ⑫私 ⑬私費 ⑭萩藩士勝津兼亮の二男、山県有朋の養嗣子 ⑮長井長義と同宿 ⑯外務省出仕、ペルリン公使館勤務、法制局參事官、朝鮮副統監、朝鮮總督府政務總監、枢密顧問官 ⑰公 ⑱貴族院議員 通信

①山口俊太郎 ⑨米國 ⑫私 ⑬私費 ⑭佐賀藩士 ⑮佐賀藩士山口尚芳の子 ⑰大久保利通に隨從 ⑱留學後は不明  
①山本復一郎 ⑨米國 ⑫私 ⑬私費 ⑰岩倉具視全權大使に隨從 ⑱太政官正院八等出仕

①湯川類次郎 ⑨欧米 ⑩明治四年、欧米に私費留學 ⑫私 ⑬私費 ⑭大村藩士 ⑰大村純熙に隨從 ⑱留學後は不明  
①陸原慎太郎 ④留藏 ⑥前田利同の從者 ⑰前田利同に隨行  
以上二五名渡邊實著「近代日本海外留學生史」により補訂  
①岩男俊貞 ④三郎?  
①岩山直樹

- ①太田徳三郎 ④田中徳三郎 ⑤一八四九—一九〇四 ⑥明治元年、藩命でフランス、スイスに留学 ⑦幼少より砲術を学ぶ、明治元年、藩命によりフランス、スイスに軍事留学 ⑧仏・スイス ⑩フランスでランシオンに師事、スイス兵学校に学ぶ ⑪軍事 ⑫公 広島藩 ⑬広島藩費 ⑭広島藩士 ⑮陸軍出仕、陸軍砲兵大尉、大阪砲兵工廠提理、陸軍中将 ⑯伊学協合理事
- ①大野直輔 ④直亮 ⑤一八三八—一九二一 ⑥慶応四年、徳山藩主毛利元巧の従者として渡英 ⑦藩校興譲館、萩の明倫館。慶応四年渡英 ⑧英国 ⑨経済学 ⑩公 徳山藩 ⑪徳山藩費 ⑫徳山藩士 ⑬徳山藩士大野篤直の子 ⑭毛利元巧に随従、矢島佐九郎と同行 ⑮大蔵省租税局出仕、造幣局長、預金局長、銀行局長、会計検査院部長
- ①香川広安 ④香川敬三、鯉沼伊織、蓮見東太郎、小林彦次郎 ⑤一八三九—一九一五 ⑦藤田東湖に師事 ⑧東山先鋒総督大軍監、兵部権大丞、宮内権大丞兼内舎人長 ⑨水戸藩士蓮田重衛門孝定の子、鯉沼意信の養子 ⑩皇后大夫兼主殿頭・諸陵頭、皇太后宮大夫、枢密顧問官
- ①国司健之助 ⑥長州藩留學生、明治三年閏十月渡米 ⑨米国 ⑩南洋銀千枚 ⑪政治学 ⑫公 長州藩 ⑬長州藩費 ⑭長州藩士 ⑮留学後は不明
- ①柏林之助 ④貞助 ⑤?—一九一一 ⑥官費留學生として明治二年に渡英 ⑨英国 ⑩鉦山学 ⑪官 ⑫敦賀藩士 ⑬鉦山寮、工部少技長、佐渡鉦山局長心得
- ①高辻修長 ⑧宮内省侍従 ⑨米国 ⑫私 ⑬私費 ⑭岩倉具視全権大使に随従
- ①高橋新吉 ⑤一八四三—一九一八 ⑦長崎遊学 ⑨米国 ⑫私↓官 ⑬私↓官 ⑭薩摩藩士 ⑮薩摩藩士で英学者の高橋七郎(良頭)の二男 ⑯大蔵省租税寮出仕、日本勸業銀行総裁、ニューヨーク領事 ⑰九州鉄道開設、九州鉄道社長 ⑱「和訳英辞書」の編集 ⑳男 ㉑貴族院議員
- ①福井順三 ⑨米国 ⑫私 ⑬私費 ⑭岩倉具視全権大使に随従
- ①松方蘇介 ⑨米国 ⑰岩倉具視全権大使に随従
- ①松村淳蔵 ④市来和彦、市来勘十郎 ⑤一八四二—一九一九 ⑥薩摩藩英国留學生 ⑦薩摩藩開成所諸生、ロンドン大学入学、ラトガス大学中退、アナポリス海軍兵学校卒 ⑧英・米 ⑩ラトガス大学入学、アナポリス海軍兵学校卒

- 業 ①海軍測量術 ②公 薩摩藩 ③薩摩藩費 ④薩摩藩士 ⑤薩摩藩士市来市兵衛の三男 ⑧海軍中佐、海軍中将 ⑨海軍兵学校校長 ⑩男
- ①武藤精一
- ①山本充輔 ④重輔?
- ①由良守応 ④源太郎 ⑥明治五年大蔵省派遣留學生 ⑨米国 ⑩牧畜 ⑪官大蔵省 ⑫大蔵省費 ⑬吉田清成に随従 ⑭勸農局出仕
- ①渡六之助 ④正元 ⑤一八三九—一九二四 ⑥明治二年、フランス、スイスに留学 ⑦兵学寮生徒 ⑧仏・スイス ⑩フランス陸軍大兵学校 ⑪兵学 ⑫公 広島藩 ⑬広島藩費 ⑭広島藩士 ⑮兵学寮兼幼年学校次長、参謀局提理、太政官大書記官、参事院議員、元老院議員 ⑯貴族院議員
- 以上一六名、京大国史研究室・日本近代史辞典編集委員会編「日本近代史辞典」により補訂
- ①麻間徹之助 ④鉄之助 ⑨独国 ⑫私 ⑬山口
- ①姉小路公義 ⑤一八五九—一九〇五 ⑨独国 ⑫私 ⑬公卿 ⑭万里小路博房の子 ⑮青木周蔵 ⑯交際官試験、駐米日本公使館一等書記官 ⑰伯
- ①石沢源四郎 ⑤一八四六—一九三一 ⑥明治三年に渡米 ⑨米国 ⑩岩倉使節団の通訳 ⑪官 勸農寮 ⑫勸農寮費 ⑬斗南・旧会津藩士の子 ⑭日本郵船会社重役
- ①岩倉具綱 ③使節随行人 ⑤一八四一—一九〇六 ⑧書記御用掛、参与職務、内国事務権輔 ⑨英国 ⑫官 ⑬官費 ⑭公卿 ⑮富小路政直の長男、岩倉具視の養子、岩倉具定の養父 ⑯「海外留學生規則集」の編集、宮内省掌典長、宮中顧問官
- ①江村次郎 ⑨露国 ⑩農学 ⑪官 ⑫旧幕臣の子、静岡 ⑬留学後は不明
- ①来見甲蔵 ⑩露国 ⑪露学 ⑫官 ⑬開拓使 ⑭開拓使費 ⑮広川開拓大主典の養子
- ①清水谷実英 ⑤一八六六—一九三八 ⑨独国 ⑫官 ⑬太政官 ⑭太政官費
- ①公卿 ⑮清水谷公孝の長子 ⑰保護役として平田範静 ⑱陸軍歩兵中佐、侍従、宮内顧問官 ⑳伯
- ①田中永昌 ⑦鍋島家家来 ⑨英国 ⑩佐賀藩士 ⑪鍋島直大に随従 ⑫帰国後は不明

- ①長野桂次郎 ③二等書記官 ④立石釜次郎、立石教之、米田為八 ⑤一八四三—一八九七 ⑥幕府の遣米使節の見習通訳 ⑧御雇通詞、アメリカ公使館に勤務 ⑨米田 ⑩官費 ⑪蘭通詞、英通詞 ⑫日光奉行小花和内膳正の次男、立石得十郎の養子 ⑬工部省鉦山寮に出仕、大阪控訴院勤務 ⑭ハワイ移民事業に尽力、北海道開拓事業に精励 ⑮岩倉使節団の船上模範裁判のエピソードあり ⑯明治初期の英学者
- ①原田音之進 ②独国 ③私費 ④長州藩士 ⑤木戸孝允 ⑥帰国後は不明
- ①平賀義質 ②司法少判事 ③佐々木高行理事官随員 ④磯三郎 ⑤一八二六—一八八三 ⑥慶応三年、藩命によりアメリカ遊学 ⑦長崎で西洋学研究、慶応三年、藩命によりアメリカ遊学 ⑧司法少判事 ⑨米田 ⑩司法法律 ⑪公官 ⑫福岡藩士 ⑬福岡藩士平賀源元の子 ⑭函館裁判所長、検事局判事
- ①万里小路通房 ②一八四八—一八七二 ③明治二年、渡英 ④英田 ⑤官 ⑥公卿 ⑦万里小路通房の長男 ⑧工部省、宮内省に勤務 ⑨伯 ⑩三浦十郎 ⑪仏国 ⑫公 ⑬佐土原県 ⑭佐土原藩士 ⑮木脇良太郎と同行 ⑯帰国後は不明
- ①三井常二郎 ②恒次郎 ③英田 ④長州藩士 ⑤留学後は不明
- ①南岩倉具義 ②一八四二—一八七九 ③興福寺に入り、仏門の修業 ④米田 ⑤私 ⑥私費 ⑦公卿 ⑧岩倉具視の長男、南岩倉家を創設
- ①山口俊太郎 ②米田 ③私費 ④佐賀藩士 ⑤佐賀藩士山口尚芳の子 ⑥留学後は不明
- 以上「五名石附実著『近代日本の海外留学生史』で石附が「岩倉使節団」と同行したと断定している留学生
- ①小幡甚三郎 ②仁三郎 ③一八四五—一八七三 ④慶応義塾の創立に尽力 ⑤米田 ⑥ラトガス大学、明治六年、ニューヨークのブルックリンで客死 ⑦教育学 ⑧私 ⑨中津藩士 ⑩中津藩士小幡篤蔵の二男 ⑪奥村昌邁に随従 ⑫著書「西洋学校軌範」
- ①津田純一 ②一八五〇—一八九四 ③藩校進修館、慶応義塾 ④米田 ⑤カナーバ大学卒業 ⑥法律、経済、哲学 ⑦私 ⑧私費 ⑨中津藩士 ⑩中津藩士津田耕綱の子 ⑪奥平昌邁に随従 ⑫外務省准委任御用掛 ⑬韓国興農会社

G・F・ヴァーベック論(3)

- 創立者 ②兵庫県師範学校校長、神戸中学校・東京大学予備門教員、石川県専門学校教授、三重県師範学校校長、大分中学校校長、大分県下毛郡立高等女学校初代校長
- 以上二名、石附実著「近代日本の海外留学生史」で石附が「岩倉使節団」と関連が深いと指摘している留学生
- ①瓜生震 ②鉄道中属 ③肥田為良理事官随員 ④一八五三—一八九二 ⑤長崎で英学を学ぶ ⑥工部省鉄道寮 ⑦米田 ⑧官 ⑨工部省 ⑩多部五郎の三男 ⑪工部省鉄道寮 ⑫長崎・高島炭坑会社重役、汽車製造会社社長、キリン・ビール、東京火災海上、日本興業銀行等の重役
- ①大原令之助 ②三等書記官 ③米田 ④ニュー・ヘブレンに滞在(一八七〇年)
- ①佐土原藩士 ②留学後は不明
- ①杉浦弘蔵 ③三等書記官 ④崑山義成 ⑤一八四三—一八七六 ⑥薩摩藩英国留学生 ⑦薩摩藩開設所で英学学習、ロンドンのユニバーサル・カレッジ、ラトガス大学卒業 ⑧英・米 ⑨ラトガス大学修士 ⑩法律、政治、社会学 ⑪公官 ⑫薩摩藩士 ⑬文部省五等出仕 ⑭久米邦武とともに岩倉使節団の記録掛 ⑮東京開成学校初代校長、東京書籍館・博物館館長兼任
- ①鈴木貫一 ②中議生 ③各国視察員 ④米田 ⑤彦根藩士 ⑥留学後は不明
- ①藤倉見達 ②灯台権大属 ③工学質問シテ英国へ罷越 ④御雇い英人ブラントンの通訳 ⑤灯台寮出仕 ⑥英国 ⑦エディンバラ大学でステイプソンに師事 ⑧建築学 ⑨工部省 ⑩灯台寮少技長、灯台寮大技長、灯台寮灯台局長
- ①松方蘇介 ②使節随行人 ③一八七二 ④米田 ⑤ニューブランズウィック、ファームントンで死亡 ⑥薩摩藩士 ⑦留学後は不明
- ①村田経満 ②宮内大丞 ③東久世通禧理事官随員 ④新八 ⑤一八三六—一八七七 ⑥砲術、和漢の史籍の修学 ⑦宮内大丞 ⑧仏国 ⑨語学研修 ⑩私費 ⑪薩摩藩士 ⑫西南戦争の西郷側二番大隊長、西南戦争で戦死 ⑬西郷隆盛設立の鹿児島私学校の砲兵学校監督
- ①山県伊三郎 ②大久保利通全権副使の従者 ③亥三郎 ④一八五八—一八九七 ⑤独国 ⑥ベルリン大学入学 ⑦政治学、法律学 ⑧私 ⑨私費 ⑩萩藩士勝津兼亮の二男、山県有朋の養嗣子 ⑪長井長義と同宿 ⑫外務省出仕、ベ

ルリン公使館勤務、法制局参事官、朝鮮副統監、朝鮮総督府政務総監、枢密顧問官 ②公 ③貴族院議員 ④通信  
 以上八名、石附実著「近代日本の海外留学生史」で、石附が「岩倉使節団員」を留学生としている者

- ①赤根倍作 ⑨英国 ⑫公 熊本県 ⑬熊本県費 ⑭熊本藩士? ⑰黒田清隆の欧米巡回に随行、その後英国留学 ⑱留学後は不明
- ①姉小路公義 ⑤一八五九〜一九二二 ⑨独国 ⑫私 ⑭公卿 ⑮万里小路博房の子 ⑯青木周蔵 ⑰交際官試補、駐米日本公使館一等書記官 ⑱伯
- ①伊賀陽太郎 ⑨英国 ⑫ユニバーシティ・カレッジ ⑬建築学 ⑭私 ⑮私費 ⑯土佐藩士 ⑰土佐藩家老の子 ⑱農商務省出仕 ⑳男
- ①諫早家崇 ⑤一八五四〜一九二二 ⑨独国 ⑪経済学 ⑫私 ⑬私費 ⑭佐賀藩士 ⑮諫早領主諫早兵庫の長男、佐賀家老の諫早一学の養子 ⑯外務省御用掛、太政官参事院御用掛 ⑰男 ⑱貴族院議員
- ①石沢源四郎 ⑤一八四六〜一九三一 ⑥明治三年に渡米 ⑨米国 ⑩岩倉使節団の通訳 ⑫官 勸農寮 ⑬勸農寮費 ⑭斗南・旧会津藩士の子 ⑮日本郵船会社重役
- ①岩倉具綱 ③使節随行人 ⑤一八四一〜一九〇六 ⑧書記御用掛、参与職助役、内国事務権輔 ⑨英国 ⑫官 ⑬官費 ⑭公卿 ⑮富小路政直の長男、岩倉具視の養子、岩倉具定の養父 ⑯「海外留学生規則集」の編集、宮内省掌典長、宮中顧問官
- ①岩崎小次郎 ④小二郎 ⑤? 一八九五 ⑦松林飯山より儒学を学ぶ ⑧民部省出仕 ⑨英国 ⑪西洋の文物調査 ⑫官 ⑬大村藩士 ⑭黒田清隆の欧米巡回に随行、その後英国留学 ⑮大蔵省出仕、大蔵省銀行局長、秋田県知事、滋賀県知事、大分県知事、福岡県知事
- ①上坂多賀之助 ⑨米国 ⑩海軍学 ⑫官 兵部省 ⑬越前藩士 ⑭明治五年病死
- ①江川英武 ⑥明治四年、鉾山学研修のため渡米 ⑨米国 ⑩ピークスクインスクール入学 ⑪鉾山学 ⑫官 ⑬旧幕臣の子 ⑭葦山代官江川太郎左衛門の子 ⑮大蔵省・内務省に出仕
- ①遠藤寅亮 ⑨英国 ⑫公 広島県 ⑬広島県費 ⑭広島藩士 ⑮留学後は不

明

- ①大村純熙 ④修理 ⑤一八二五〜一八八二 ⑧大村藩主、大村藩知事 ⑨英国 ⑭大村藩主 ⑮大村藩主大村純頭の子 ⑰伯
- ①小幡甚三郎 ④仁三郎 ⑤一八四五〜一八七三 ⑧慶応義塾の創立に尽力 ⑨米国 ⑩ラトガス大学、明治六年、ニューヨークのブルックリンで客死 ⑪教育学 ⑫私 ⑬中津藩士 ⑭中津藩士小幡篤蔵の二男 ⑰奥村昌遇に随従 ⑱著書「西洋学校軌範」
- ①香川真一 ④英五郎 ⑤一八三五〜一九二〇 ⑦幕臣曾根金三郎より西洋砲術を修める ⑧岡山藩邑久郡奉行、岡山藩議長、岡山藩大参事 ⑨米国 ⑫私 ⑬私費 ⑭岡山藩士 ⑮岡山藩士岡長左衛門の二男、香川七太夫の養子 ⑰伊万里県参事、工部省勸工助、工部省製作権頭、大分県権令、手窓町長 ⑱花菟の輸出等産業振興に尽力
- ①高辻修長 ⑧宮内省侍従 ⑨米国 ⑫私 ⑬私費
- ①高橋新吉 ⑤一八四三〜一九一八 ⑦長崎遊学 ⑨米国 ⑫私↓官 ⑬私↓官 ⑭薩摩藩士で英学者の高橋七郎良頭の二男 ⑮大蔵省租税寮出仕、日本勸業銀行総裁、ニューヨーク領事 ⑯九州鉄道開設、九州鉄道社長 ⑰「和訳英辞書」の編集 ⑱男 ⑲貴族院議員
- ①高橋鉄太郎 ⑨米国 ⑩オレゴンに在住(明治五年)、年三〇〇元の滞在費 ⑫官 ⑬官費 ⑭静岡県出身
- ①田中永昌 ⑦鍋島家家来 ⑤英国 ⑬佐賀藩士 ⑭鍋島直大に随従 ⑮帰国後は不明
- ①津田純一 ⑤一八五〇〜一九二四 ⑦藩校進修館、慶応義塾 ⑨米国 ⑩カーバ大学卒業 ⑪法律、経済、哲学 ⑫私 ⑬私費 ⑭中津藩士 ⑮中津藩士津田耕烟の子 ⑰奥平昌遇に随従 ⑱外務省准奏任御用掛 ⑲韓国興農会社創立者 ⑳兵庫県師範学校校長、神戸中学校・東京大学予備門教員、石川県専門学校教授、三重県師範学校校長、大分中学校校長、大分県下毛郡立高等女学校初代校長
- ①土井利恒 ⑤一八四八〜一八九三 ⑧箱館副総督、大野藩知事 ⑨米国 ⑫私 ⑬私費 ⑭大野藩士 ⑮土井七之助の子 ⑰ホルル領事館勤務 ⑱子
- ①内藤政共 ⑤一八五九〜一九〇二 ⑥明治一八年に帰国 ⑦工部大学校卒業

- ⑨英国 ⑩グラスゴー大学 ⑪海軍工学 ⑫私 ⑬私費 ⑭挙母藩士 ⑮後の  
 挙母藩知事内藤文政の子 ⑯海軍大技士 ⑰小野造船所製造科主幹 ⑱了
- ①中村孟 ②英国 ③医学 ④公 ⑤広島藩 ⑥広島藩費 ⑦広島藩士  
 ⑧西川虎之助 ⑨英国 ⑩公 ⑪広島藩 ⑫広島藩費 ⑬日置兵市  
 ⑭米田 ⑮私 ⑯私費 ⑰宇和島藩士 ⑱岩倉具視全權大使に随  
 従
- ①福井順三 ②米田 ③私 ④私費 ⑤岩倉具視全權大使に随従  
 ⑥前田献吉 ⑦一八三五一八九四 ⑧「和訳英辞書」を編集する ⑨米田 ⑩  
 夫人同伴で渡米、フィラデルフィアに住む ⑪官 ⑫官費 ⑬薩摩藩士 ⑭  
 前田善安の子 ⑮海軍軍医寮、朝鮮国元山津領事館総領事、元老院議員 ⑯駒  
 場農林学校校長
- ①松方蘇介 ②米田 ③岩倉具視全權大使に随従  
 ④松崎万長 ⑤一八五八―? ⑥独国 ⑦帰国令のため官費生から私費生に  
 ⑧建築、土木 ⑨官↓私 ⑩官費↓私費 ⑪公卿 ⑫堤哲長の二男、甘露寺勝  
 男の養子 ⑬木脇良太郎 ⑭皇居御造営事務局御用掛、建築局四等技師 ⑮男  
 (返上)
- ①松田金次郎 ②一八四五―一八八四 ③英国 ④造船学 ⑤私 ⑥私費 ⑦  
 岡山藩士 ⑧岡山藩士花房端連の二男 ⑨海軍主船准判任御用掛、海軍少匠師  
 工部権少技長、兵庫造船局長、海軍少匠司
- ①三井常二郎 ②恒次郎 ③英国 ④長州藩士 ⑤留学後は不明  
 ⑥三刀屋七郎次 ⑦一八四六―? ⑧仏国 ⑨カレルに師事してフランス語  
 を学習 ⑩フランス語、普通学 ⑪私 ⑫私費 ⑬長州藩士
- ①村上敬次郎 ②啓次郎 ③一八五三―一九二九 ④海軍兵学寮生徒 ⑤英国  
 ⑥海軍学 ⑦公 ⑧広島藩 ⑨広島藩費 ⑩広島藩士 ⑪広島藩士堀尾笑石の二  
 男、村上邦裕の養子 ⑫海軍少書記官、海軍大臣秘書官、呉鎮守府監督部長、  
 海軍省経理局長、海軍主計局長 ⑬男
- ①森田忠毅 ②留蔵 ③米田 ④牧畜業務 ⑤鳥居忠文・江川英武に随従 ⑥  
 ⑦山県伊三郎 ⑧大久保利通全權副使の従者 ⑨亥三郎 ⑩一八五八―一九二  
 七 ⑪独国 ⑫ベルリン大学入学 ⑬政治学、法律学 ⑭私 ⑮私費 ⑯萩藩  
 ⑰海で牧場を経営

G・F・ヴァーベック論(3)

- 士勝津兼亮の二男、山県有朋の養嗣子 ①長井長義と同宿 ②外務省出仕、ベ  
 ルリン公使館勤務、法制局参事官、朝鮮副統監、朝鮮総督府政務総監、枢密顧問  
 官 ③公 ④貴族院議員 ⑤通信
- ①山口俊太郎 ②米田 ③私 ④私費 ⑤佐賀藩士 ⑥佐賀藩士山口尚芳の子  
 ⑦大久保利通に随従 ⑧留学後は不明
- ①山本復一郎 ②米田 ③家従 ④太政官正院八等出仕  
 ⑤湯川類次郎 ⑥欧米 ⑦明治四年、欧米に私費留学 ⑧私 ⑨私費 ⑩大村  
 藩士 ⑪大村純熙に随従 ⑫留学後は不明  
 ⑬陸原慎太郎 ④留蔵 ⑤前田利同に随従  
 以上三九名、犬塚孝明著「明治維新対外関係史研究」により「岩倉使節団」  
 と出発の時期を同じくしており、「岩倉使節団」と同行したと推察しうる者
- 参考一 一〇名
- ①岩男三郎 ②一八五―? ③文部省出仕 ④欧米 ⑤熊本平民 ⑥司法省  
 出仕、東京裁判所判事補、三重・愛知・静岡の各県書記官、秋田・福井・宮  
 崎県知事
- ①土肥百之 ②露国 ③露学 ④官 ⑤開拓使 ⑥開拓使費 ⑦東京出身 ⑧開  
 拓権監事の養子
- ①松浦右近 ②欧米 ③大村藩士 ④佐賀藩主鍋島直大に随従 ⑤留学後は不  
 明
- ①松崎万長 ②一八五八―? ③独国 ④帰国令のため官費生から私費生に  
 ⑤建築、土木 ⑥官↓私 ⑦官費↓私費 ⑧公卿 ⑨堤哲長の二男、甘露寺勝  
 男の養子 ⑩木脇良太郎 ⑪皇居御造営事務局御用掛、建築局四等技師 ⑫男  
 (返上)
- ①三浦十郎 ②仏国 ③普通学 ④公 ⑤佐土原県 ⑥佐土原藩  
 士 ⑦木脇良太郎と同行 ⑧留学後は不明
- ①山口仙之助 ②一八五一―一九一五 ③浅草の小幡漢字塾で学習 ④養家の  
 家業に従事 ⑤米田 ⑥牧畜業 ⑦相模国大根村の医師大浪昌随の五男、横浜  
 の山口条蔵の婿養子 ⑧外国人専用のホテル「富士屋ホテル」開業、箱根開発  
 に貢献
- ①山本重輔 ②重助 ③一八四七―一九〇一 ④明治二年、岩倉具視に随って

渡米、レンセラー工学校に学ぶ、英国で鉄道建設の研究 ⑨米・英 ⑩レンセラー工学校で修学、イギリスで鉄道建設の研究 ⑪工学、鉄道建設 ⑫官 ⑬官費 ⑭長州藩士 ⑮長州藩士山本信一の長男、長州藩家老吉敷毛利家を嗣ぐ ⑯岩倉具経に随従 ⑰工部省鉱山寮鉱山権助、工部権少書記官、工部少技、工部権大技長、鉄道二等技師 ⑱日本鉄道会社技師長

①湯川温作 ②仏国 ③明治五年、フランス留学 ④山口出身 ⑤留学後は不明

①湯川類次郎 ②欧米 ③明治四年、欧米に私費留学 ④私 ⑤私費 ⑥大村藩士 ⑦大村純熙に随従 ⑧留学後は不明

参考二 一五名

①尾崎三良 ②戸田三郎、戸田雅楽、小沢床次 ③一八四二—一八四一 ④慶應四年渡英 ⑤鳥丸、冷泉両家に支え、三条実美に勤任 ⑥英国 ⑦オックスフォード大学のアクワード教授の講義を聴講 ⑧官 ⑨官費 ⑩京都出身 ⑪三条公恭に随従 ⑫左院議員、内務図書頭、内務大丞、元老院議員、法制局長官 ⑬泉炭坑会社社長、房総鉄道会社重役、朝鮮の京釜鉄道会社の創立に尽力 ⑭文部省維新史料編纂委員 ⑮男 ⑯貴族院議員

①華頂宮博経 ②東隆彦 ③一八五一—一八七六 ④明治三年頃、渡米 ⑤會計事務総督 ⑥米国 ⑦病気のため途中帰国 ⑧海軍学 ⑨官 ⑩官費 ⑪皇族 ⑫伏見宮一品邦家親王の第十二男、明治元年還俗して華頂宮となる ⑬ヴァーベックの紹介 ⑭海軍少将、事故死

①本脇良太郎 ②大学東校生徒 ③独国 ④明治三年、官費留学生として大学東校から派遣 ⑤医学 ⑥官 ⑦大学東校 ⑧官費 ⑨佐土原藩士 ⑩三浦十郎 ⑪留学後は不明

①小室信夫 ②利喜蔵、信太夫 ③一八三九—一八九八 ④徴士・権弁事、岩鼻県知事、徳島藩大参事、少議官 ⑤欧米 ⑥徳島藩士 ⑦京都府与謝郡岩瀧の豪農で縮緬問屋に生まれる、足利三代木像梟首事件の首謀者 ⑧蜂須賀茂韶に随従 ⑨左院議員 ⑩共同運輸会社・日本郵船会社の設立に尽力 ⑪民撰議院設立建白書の署名者 ⑫貴族院議員

①三条公恭 ②一八五四—? ③英国 ④官 ⑤官費 ⑥公卿 ⑦三条公睦の二男、東三条家に入籍、分家を立てる ⑧中御門寛麿、尾崎三良、森寺広三郎、

毛利元巧、大野直輔、有福二郎を随従 ⑨明治二十三年の分家後は消息不明 ⑩城蓮 ⑪慶応四年、渡英 ⑫英国 ⑬官 ⑭官費 ⑮中御門家家来 ⑯中御門寛麿に随従 ⑰帰国後は不明

①長井長義 ②長安、朴堂 ③一八四五—一九二九 ④長崎、東京遊学 ⑤大学句読師、大学少寮長心得、大学少寮長 ⑥独国 ⑦明治三年、第一回海外留学生としてドイツへ、ベルリン大学で博士号取得 ⑧薬化学 ⑨官 ⑩官費 ⑪徳島藩士 ⑫徳島藩医長井琳章の長男、ドイツ女性テレゼと結婚 ⑬山県伊三郎と同宿 ⑭東京帝国大学薬学部創設者、内務省衛生試験所長 ⑮大日本製薬会社技師長、社長 ⑯日本薬学会創設者、帝国学士院会員、日独協会の創設に関与 ⑰東京帝国大学教授、日本女子大学創設に関与、独逸学協会中学校校長

①中御門寛麿 ②一八五二—一九三〇 ③明治元年渡英 ④英国 ⑤公卿 ⑥中御門経之の三男 ⑦城蓮を随従 ⑧海軍兵学寮教員、商船学校教授 ⑨男 ⑩貴族院議員

①前田慶寧 ②利住 ③一八三〇—一八七四 ④加賀藩主、金沢藩知事 ⑤加賀藩主 ⑥加賀藩主前田齋泰の長子、嗣子は利嗣 ⑦三条公恭、尾崎三良らと同行

①益田孝義 ②一八二七—一九〇四 ③箱館奉行支配定役、佐渡奉行属役、代官手附、大蔵省出仕 ④旧幕臣

①毛利元巧 ②平六郎、元功 ③一八五一—一九〇〇 ④慶応四年三月、渡英 ⑤秋・明倫館で修学 ⑥英国 ⑦官 ⑧官費 ⑨徳山藩主 ⑩徳山藩主毛利元運の八男、徳山藩主毛利元蕃の養子 ⑪三条公恭、尾崎三良らと同行 ⑫子 ⑬森寺広三郎 ④弘三郎 ⑤慶応四年渡英 ⑥英国 ⑦官 ⑧官費 ⑨京都出身 ⑩三条家家来 ⑪三条公恭に随従 ⑫帰国後は不明

①矢島佐九郎 ②佐久郎、作郎 ③英国 ④徳山藩士? ⑤大蔵省紙幣寮助 ⑥東京貯蓄銀行、東京電燈会社を設立 ⑦東京訓盲院、正則英語学校を創設 ⑧衆議院議員

①山川尚江 ②重固 ③一八一—一八六〇 ④会津藩郡奉行主役 ⑤会津藩士 ⑥会津藩家老山川重英の子・山川捨松の父、山川健二郎の父

①吉田清成 ②水井五百介、吉田巳之次、吉田太郎 ③一八四五—一八九一 ④



薩摩藩英国留学生 ⑦蘭学学習 ⑧薩摩藩開成所句読師、大蔵省出仕、岩倉使節団と同行 ⑨英・米 ⑩ユニバーシティ・カレッジ、ラトガス大学 ⑪海軍測量術、政治・経済 ⑭薩摩藩士 ⑮薩摩藩上吉田源左衛門の四男 ⑯全権公使(条約改正交渉)、農商務次官、枢密顧問官、元老院議員 ⑰著書「条約改正之標準」、「亜米利加合衆国憲法」 ⑱子

★記述上の統一を期するため、主として富田仁編「海を越えた日本人名事典」に依った